

14.5-770



1200501218594

145

70

×
複
写



始



2408

昭和十八年

自動車年鑑

産業日本社



臨戦の備は完に國産です



ダイハツ自動車工業株式会社

東京 東品川



日産火災海上保険株式会社

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 火災保險 | 海上保險 | 運送保險 | 傷害保險 |
| 自動車保險 | 信用保險 | 森林保險 | |

戰爭保險取扱

本社

東京市麴町區丸ノ内一丁目十八番地

支店

大阪市、名古屋市、神戸市、横濱市、
福岡市、札幌市、京都市、仙臺市、

營業所

京城市、新京、上海、大連、北京、
其ノ他各地

の燃の 標準瓦斯發生爐

優美・堅牢・取扱簡便

その性能に於ても能率的眞の國策
型として定評を受けて居ります……

營業種目

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 大型自動車用(乗用・貨物・乗合型) | 小型(三輪・四輪)自動車用(乗用・貨物型) |
| 日燃式コーライト瓦斯發生爐裝置 | 日燃式 A.C. 各種瓦斯發生爐裝置 |
| 日燃式石炭瓦斯發生爐裝置 | 中央式双立 A 型木炭瓦斯發生爐裝置 |
| 日燃式木炭瓦斯發生爐裝置 | 東亞式 D 型木炭瓦斯發生爐裝置 |
| 陸式日燃型薪瓦斯發生爐裝置 | 津田式乗用型木炭瓦斯發生爐裝置 |



日本燃料機株式會社

東京市芝區田村町五丁目九番地
電話芝(43)1495・2232・3484・4415・4583

皇紀二千六百三年版

昭和十八年 自動車年鑑

産業日本社藏版



14.5
20

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|---------|-------|----|-------|----|-------|----|--------|
| 歲旦祭 | 一月一日 | 陸軍記念日 | 三月十日 | 小寒 | 一月六日 | 立夏 | 五月六日 | 白露 | 九月八日 |
| 元始祭 | 一月三日 | 海軍記念日 | 五月廿七日 | 大寒 | 一月廿一日 | 小滿 | 五月廿二日 | 秋分 | 九月廿四日 |
| 紀元節 | 二月十一日 | 樞原神宮祭 | 二月十一日 | 立春 | 二月五日 | 芒種 | 六月六日 | 寒露 | 十月九日 |
| 地久節 | 三月六日 | 明治神宮祭 | 十一月三日 | 雨水 | 二月十九日 | 夏至 | 六月廿二日 | 霜降 | 十月廿四日 |
| 春季皇靈祭 | 三月廿一日 | 靖國神社祭 | 四月三十日 | 春分 | 三月廿一日 | 小暑 | 七月八日 | 立冬 | 十一月八日 |
| 神武天皇祭 | 四月三日 | 大詔奉戴日 | 每月八日 | 清明 | 四月五日 | 大暑 | 七月廿四日 | 小雪 | 十二月八日 |
| | | 支那事變記念日 | 七月七日 | 雨 | 四月廿一日 | 立秋 | 八月八日 | 大雪 | 十二月八日 |
| | | 滿洲事變記念日 | 九月十八日 | 穀雨 | 四月廿一日 | 處暑 | 八月廿四日 | 冬至 | 十二月廿三日 |

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 天長節 | 四月廿九日 | 節分 | 二月四日 |
| 秋季皇靈祭 | 九月廿四日 | 入梅 | 五月三日 |
| 神嘗祭 | 十月十七日 | 二百十日 | 六月十二日 |
| 明治節 | 十一月三日 | 仲秋明月 | 九月二日 |
| 新嘗祭 | 十二月廿三日 | 彼岸 | 九月十四日 |
| 大正天皇祭 | 十二月廿五日 | 土用 | 三月十八日 |
| | | | 四月十八日 |
| | | | 七月二十一日 |

| | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|
| 一月 | 3 | 10 | 17 | 24 | 31 |
| 二月 | 7 | 14 | 21 | 28 | ... |
| 三月 | 4 | 11 | 18 | 25 | ... |
| 四月 | 2 | 9 | 16 | 23 | 30 |
| 五月 | 6 | 13 | 20 | 27 | ... |
| 六月 | 13 | 20 | 27 | ... | ... |
| 七月 | 4 | 11 | 18 | 25 | ... |
| 八月 | 1 | 8 | 15 | 22 | 29 |
| 九月 | 5 | 12 | 19 | 26 | ... |
| 十月 | 3 | 10 | 17 | 24 | 31 |
| 十一月 | 7 | 14 | 21 | 28 | ... |
| 十二月 | 5 | 12 | 19 | 26 | ... |

紀元二千六百三年
平年三百六十五年
昭和十八年癸未略曆

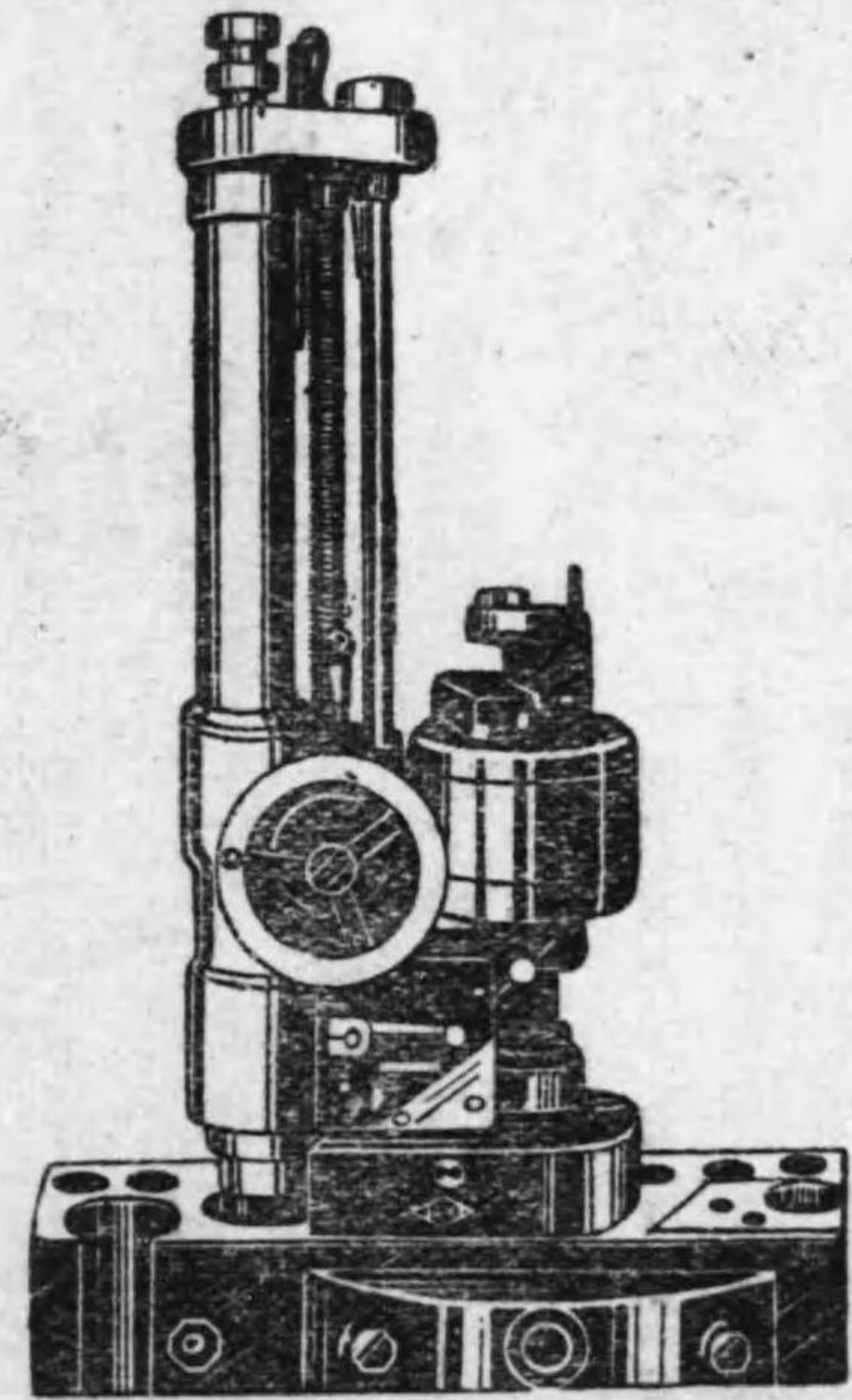
西紀一九四三年
滿洲康德十年
中華民國卅二年

日本内燃機株式會社

營業種目
各種ガソリン機關
特殊型、中型、乘用自動車
外製、造販賣

- 本社 東京市蒲田區古市町一七七
- 大森工場 東京市大森區大森三ノ五八
- 京橋出張所 東京市京橋區寶町三ノ二ノ二
- 大阪出張所 大阪市北區西堀川二十七

斯界の最高標準品



精度 シリダーボリックマシン 第一位



安全自動車工業株式會社

本社 東京市赤坂区傳馬町三丁目
支店 大阪・名古屋・横浜・金沢・千葉
工場 代々木・深川・芝浦・鶴見

自動車・航空機内燃機専用精密機械工具

自動車修理工場試備品・各種電気試験機

國産車及外國車用各種部品並附屬品

(商工省認定優良自動車部品工場)

製造販賣

直輸出入

緒言

自動車は近代兵器であり、産業の開発、輸送力確保上、樞要缺くべからざるは今更暇を要しない。大東亞戦争の勃發を契機として世界の自動車工業界の相貌は一變した。世界に覇を唱えてゐたアメリカの自工業界は最も著しき變轉を來し、フォード、シボレー、クライスラー、パツカードなどの諸工場は或は航空機工業に、或は戦車の製造に轉換され數工場の如きは、製造停止命令、資材關係等から全然閉鎖したとさへ傳へられてゐる。然るに我が自動車工業界は、敵米英打倒必勝の信念に燃ゆる決戦體制下、依然として生産力の擴充、質的、量的、技術的向上並に配給機構の整備等幾多重要問題の確立が期せられたのである。

本年鑑は、工業日日新聞社年中行事の一として編纂中、偶々新聞の統制に會し、新聞事業は昭和十七年十一月より日本産業經濟新聞社に引繼いだので、従來の工業日日新聞社出版部を強化擴充せる産業日本社が繼承、茲に『自動車年鑑』昭和十八年版を刊行し、今後も産業日本社が引續き出版することゝなつた。舊來同様の御眷顧を得れば幸甚である。本年鑑編纂に當り、絶大の御支援を賜りたる各位に對し、深甚の謝意を表する次第である。

昭和十七年末

産業日本社

年鑑編纂部識

各種自動車及特殊ボデー製作
各種自動車部分品製作
各種自動車修理組立及調整

梁瀬自動車工業株式製造部

芝浦工場

東京市芝區芝浦一丁目三十一番地
電話三田(45)〇〇一五五〇一五六番

高濱工場

京市芝區高濱町六番地一
話三田(4)五〇九三七番五〇九八番

本

社
東京市日本橋區通三丁目四ノ一
電話(24)自三三七七番
日本橋(24)至三三七七番

凡 例

- 一、本年鑑に採録した諸事項は各官公署、統制會其の他團體、組合、協會、營業者の調査報告と諸外國の主要新聞雜誌の報告、並に本社が直接調査した資料に據るもので、各資料には各々その出所を明記した。
- 一、資料の配列順序は年次に従ひ最近年度の事象を明細に集録した何年とあるは曆年を指し何年度とあるは會計年度又は事業年度を指す。
- 一、外國地名又は外國名稱は官公署調査のものはそれに従ひ、それ以上の調査にかゝるものは、つとめて標準用語に従ひ片假名を以て表はした。
- 一、自動車及部分品工業に關しては近時その發展著しきに鑑み、特にこれが資料の蒐集には意を用ひたが發達途上にある斯業の統計的資料は軍機に關するもの多くこれが明表することを得なかつたものが多い。殊に燃料、運輸、車輛、貿易、道路に關する諸統計は發表し得なかつたもの多く從て數にも差支ない程度までの發表にとどめその範圍内に於て細密の蒐集を行つた。特に配給は生産と共に愈よ重要性を増しつゝあるので極力詳細に明記した

國產氣化器の王座

商工省認定

優良自動車部分品・氣化器・燃料ポンプ・空氣清淨器

日本氣化器

營業種目：航空機自動車用器
 其他動力用氣化器等
 燃料ポンプ空氣清淨器
 航其油 濾

株式會社 日本氣化器製作所

本社及 東京市品川區北品川五丁目四二八番地
 品川工場 電話大崎 2783・4366・4367・4910・5046
 川崎工場 川崎市塚越字前原二五五
 電話川崎 374・4203・4446

昭和十八年 自動車年鑑目次

要目

- 緒言
- 凡例
- 年鑑グラフ
- 業界一年略史
- 官制
- 生産・配給
- 車輛
- 用燃料自動車
- 燃料
- 價格
- 鐵道・軌道
- 道路
- 交通
- 設
- 交通統制
- 税金
- 保險
- 從業員
- 教育機關
- 文獻
- 關係團體
- 共榮圈
- 關係法令

目次

內容細目

官制

- 宮内省官制
- 宮内省分限規定
- 陸軍省官制
- 陸軍兵器行政本部令
- 鑄造省官制
- 交通事業調整委員會官制
- 內務省官制
- 內務省分限規定
- 道路管理職員制
- 警視廳官制
- 警視廳職務細則

生産・配給

- 我國の自動車生産・配給
- 自動車統制會概況
- 自動車統制會役員及會員
- 自動車統制會事業計畫
- 自動車統制會統制規程
- 自動車統制會事務局分業規程

自動車統制會技術委員會小委員會……………一〇
 自動車統制會資材委員會……………一一
 資材委員會規程……………一二
 自動車及部分品配給機構整備……………一二
 自動車及部分品配給機構整備要綱……………一二
 日本自動車配給株式會社……………一五
 日本配統會會員に指定……………一六
 配給機構整備地方地區別打合會……………一六
 地方配給會社設立指示……………一八
 外地配給機構整備打合會……………二一
 大型車の販賣方法變更……………二二
 修理用部分品配給統制規則運用に關する部
 分品組合事務處理要綱……………二二
 自動車部分品工業整備……………二五
 優良自動車部分品及自動車材料……………二五
 チーゼル自工擴張計畫……………三二
 軍用自動車部會……………三二
 タイヤ再製業機構整備……………三三
 自動車タイヤ再製業機構整備實施
 要綱……………三三
 タイヤ會社企業整備……………三五
 中型乗用車運行試驗……………三五
 自動車技術委員會……………三七
 電氣自動車……………三七
 電氣自動車標準……………三八

小型自動車工業界……………三八
 國立自動車試驗所……………三八
 日本中古自動車商業組合聯合會創立……………三八
 世界の自動車生産界……………三八
 アメリカの生産界……………三九
 米國州別乗用車及貨物自動車登録臺數……………三九
 米國州別乗用車登録臺數……………四二
 主要各國の自動車界……………四三
 獨逸……………四三
 獨逸の自動車市況……………四四
 伊太利……………四五
 佛蘭西……………四五
 英吉利……………四六
 英吉利的自動車市況……………四六
 聯……………四七
 世界自動車生産高及輸出高……………四八
 各國の自動車登録高及一臺當人口數……………四九
 世界各國に於ける各種自動車登録臺數……………五〇
 最近八ヶ年に於ける世界自動車登録
 臺數……………五七
 アメリカ自動車登録臺數年表……………五七
 アメリカ國內自動車生産高……………五七

概観……………一
 外國車輸入統計……………二
 自動車生産統計……………二
 自動車速度記録……………三
 道府縣別自動車臺數……………三
 特殊自動車……………五
 小型自動車……………七
 世界國別自動車保有數……………八
 國內自動車累年增加表……………八
 特設消防機器具……………一〇
 本邦交通道路車輛調査表……………一〇
 空氣入輪のコンクリート舗裝上に於
 ける壓力度……………一一
 各種輪帶の路面に及ぼす壓力度の比……………一二
 車輪の牽引抵抗……………一二
 輪帶の路面に及ぼす水平剪刀……………一二
 牽引抵抗と路面の凹凸との關係……………一三
 衝撃示數と路面凹凸との關係……………一五
 ガソリン消費量……………一五
 輪帶の磨耗……………一六
 交通車輛に依る路面振動……………一七
 噪音問題……………一七
 自動車經費……………一八
 自動車運輸費……………一九

代用燃料自動車

概況……………一
 代用燃料強化……………一
 内燃機關用變性アルコール使用……………一
 代用燃料使用裝置獎勵金額……………四
 代用燃料使用裝置規則改正……………四
 代燃裝置種類指定改正……………四
 代燃化促進全國主任官會議……………五
 代用燃料專門自動車試作……………六
 日燃機大陸進出……………六
 發生爐生産配給確立……………六
 各國の代燃界……………七
 マブラジルマドイツマイタリアマフラ
 ンスマノウルエイ……………七

燃料

概説……………一
 世界の石油界……………一
 世界原油産額……………二
 世界の石油製品消費量……………三
 最近五ヶ年間の世界原油産額……………八
 合衆國原油産額……………一〇

車輛

米國の石油逼迫……………一
 メキシコの石油輸出激減……………二
 コロンビアの石油輸出激減……………三
 ブラジルの揮發油消費規正……………三
 ドイツのルーマニア石油増産計畫……………三
 フランス石油會社増資……………四
 ポリヴィア沒收米國石油會社の時價
 支拂完了……………四
 一九三七、八、九年度舊蘭印の石油
 統計……………五
 舊英領ボルネオ油田……………七
 英領印度及ビルマの産油額……………八
 亞國のガソリン不足深刻……………八
 チリ大統領に統制權限附與……………八
 我が石油界の動向……………九
 マ帝國石油株式會社法改正マ帝國燃料
 興業株式會社法改正マ國産原油配給機
 構の一元化と原油値上マ地方長官會議
 指示事項マ帝國石油増資マ液化石油瓦
 斯統制マ石油精製部門の統合マ北越石
 油大和を合併マ早山、旭、新津の三社
 合同マ日石鑛業部門帝石讓渡價格マ帝
 燃倍額増資マ石油共販社名變更マ朝鮮
 石油統制有限會社改組マ大型油槽船中
 心主義再檢討マ帝石、大日本石油鑛業

價格

概説……………一
 貨物自動車シャシー……………一
 自動車用ピストンリング……………二
 自動車用軸受……………三
 故又は層ゴム製品(タイヤ、チユーズ)……………三
 石油代用燃料使用裝置……………四
 大阪府中古貨物自動車……………七
 改訂石油販賣價格……………七
 液化石油瓦斯……………二
 石油販賣業者改正販賣價格……………三

鐵道・軌道

國有鐵道營業料表……………一
 國有、地方、私設鐵道調査……………四
 地方鐵道動力別現況表……………六
 軌道動力別現況表……………八
 國有鐵道急行料金、料率料金……………一〇
 鐵道局地方官署……………一一

鐵道軌道統制會.....二二
地方鐵道用電車暫定仕様書.....二二
軌道用電車暫定仕様書.....四

道路と自動車の關係.....一
世界の自動車道路.....一
東京新開間自動車道路.....一
世界主要道路哩數及び道路一哩當り自動車數.....五
道路延長地方別.....二
東京市より各地方廳所在地に至る里程.....四
國道路線別(附細別一覽).....七
自動車道.....六
索道事業.....六
大東亞道路技術會議創設.....六

運輸

自動車運輸事業概況.....一
旅客自動車運輸事業推移表.....一
旅客自動車運輸事業營業形態別業者數の推移.....四

旅客自動車運輸事業業者數.....五
營業形態別貨物自動車運輸事業.....五
省營自動車.....七
省營自動車既設線一覽.....七
省營自動車營業範圍.....七
省營自動車運輸成績表.....一〇
全國乘合自動車業者別統計表.....一三
運輸機關別貨客別運送量及收入調.....一四
世界乘合自動車總數.....一五
大東京市内交通量.....一六
大東京市内交通機關別總乘客數.....一七
大東京市内交通機關別乘客數一日平均.....一八
大東京市内交通機關別乘車料收入.....一九
大東京市内交通機關別乘車料一日平均.....一九
大東京市内交通機關別一人一回當乘車料金.....二〇
大東京と近郊に於ける一日の交通量調.....二一
六六市營バス最近六ヶ年間運輸成績比較.....二二
東京市バスと社線連絡運輸制度.....二四
東京市電と社線十錢連絡區間.....二五
ガソリン消費規正實施後に於ける旅客自動車運輸事業調整件數調.....二五
旅客自動車運輸事業のガソリン規正.....二五

交通施設

影響調.....二七
倫敦旅客運輸營業成績.....二八
倫敦運輸局運輸狀況.....二八
府縣別貨物自動車運送事業者數.....二九
貨物自動車を使用する小運送業者數.....二九
無軌條電車による運輸事業.....三〇
自動車交通事業法の制定.....三〇
輸送統制實施と貨物自動車運賃の改正.....三〇
改正運賃認可標準.....三一
區域貨物自動車運送事業運賃一走行料制.....三一
一日貸切並に時間貸切運賃.....三三

概説.....一
交通標識.....一
交通整理規程.....一
クロノプラン.....三
駐車場.....四
流し禁止區域内駐車場流し禁止區域外駐車場.....四
信號機.....八
▽自動式信號機▽自動信號機.....八

警視廳管下交通事故

▽諸車事故月別表▽時間別に依る事故表.....八
▽交通事故發生原因別統計表.....八
▽最近十ヶ年の事故調.....八

交通統制

交通統制の意義.....一
▽交通統制の目的▽交通統制の方法.....三
諸外國に於ける交通統制.....三
▽柏林▽倫敦▽巴里▽米國▽ブエノスアイレス.....三

自動車保險

自動車保險の種類.....一
自動車保險會社.....一
自動車保險料.....二
自動車轉車保險料.....二
自動車保險契約の概要.....三
自動車保險約款.....三
自動車保險事業成績.....七

従業員

自動車運輸免許證交付試験制度の動向.....一
省營自動車従事員採用試験制.....二
勞務手帳法の實施.....二
▽指定事業▽指定従業者.....三
勞働者災害扶助令要旨.....四
自動車従業員待遇.....七
高速度交通機關の犯罪定型.....七

教育機關

官立自動車學校及公立學校自動車科.....一

文獻

全國自動車學校及教習所.....一
自動車研究會・俱樂部.....二
諸學校自動車部.....二
東京學生自動車聯盟.....三
關西學生自動車聯盟.....四
技術證明書發行認可自動車學校並教習所.....四
運輸免許證所持者の注意.....五

自動車出版界.....一
日刊新聞.....一
新聞久通信.....二
月刊雜誌.....二
受験參考書.....三
單行本.....三

關係團體

主要關係團體.....一
自動車修理加工工業組合.....一
自動車タイヤ商業組合.....二
小型自動車關係商工組合.....三
貨物自動車運送事業組合.....四

税金

自動車税の減免.....一
東京府昭和十七年度自動車税額表.....一
自動車税改動機燃料税と國家收入.....三
主要國自動車輸入關稅率.....四
警視廳課税馬力算定表.....六
道路損傷負擔金徵收區別一覽表.....六
世界各國の自動車稅策.....六
各國自動車課稅狀況.....九

乗合自動車運送事業組合……………五
 旅客自動車運送事業組合……………六
 その他の團體……………七

共 榮 園

日滿支自動車業務協議會……………
 滿洲自動車擴張……………
 代燃車技術南方進出……………
 日産昭南事業所……………
 南方事情調査團……………
 比島のパス路……………
 ゴム油自動車……………
 舊關印の自動車事情……………

關 係 法 令

自動車製造事業法……………一
 自動車製造事業法施行令……………三
 自動車製造事業法施行細則……………四
 自動車修理用部分品統制規則……………九
 石油資源開發法……………一
 石油資源開發法施行規則……………三
 帝國石油株式會社法……………七
 帝國石油株式會社法施行令……………一

定に依る特殊自動車の種類指定に
 關する件……………二六
 自動車車庫取締規則……………二七
 軍用自動車検査法……………三一
 軍用自動車検査法施行令……………三一
 軍用自動車検査規則……………三二
 自動車徵收事務細則中改正……………三四
 陸上交通事業調整法……………三五
 陸上交通事業調整法施行令……………三六
 陸上交通事業調整法施行規則……………三七
 帝都高速度交通運營團法……………四一
 帝都高速度交通運營團法施行令……………四六
 帝都高速度交通運營團法施行規則……………四六
 第五十二條に關する件……………五一
 陸運統制令……………五一
 陸運統制令施行規則……………五六

人造石油事業法……………二二
 人造石油事業法施行令……………二四
 人造石油製造事業法施行規則……………二五
 帝國燃料興業株式會社法……………三〇
 石油配給統制規則……………三三
 石油販賣取締規則……………三四
 揮發油及アルコール混用法施行令……………三七
 揮發油及アルコール混用法施行規則……………三八
 揮發油にアルコールを混入すべき割合……………四〇
 石油代用燃料使用装置性能試驗規則……………四〇
 石油の代用燃料使用装置統制規則……………四一
 石油代用燃料使用装置設置獎勵金交
 付規則……………四二
 瓦斯用木炭統制規則……………四三
 自動車交通事業法……………四七
 自動車交通事業法施行令……………六〇
 自動車運送事業組合令……………六二
 自動車交通事業法施行規則……………六六
 旅客自動車運送事業營業報告書……………九〇
 旅客自動車運送事業概況報告書……………九〇
 貨物自動車運送事業概況報告書……………九一
 自動車運送事業概況報告書……………九二
 自動車交通事業法第三十五條の規程
 に依る職權委任に關する件……………九三
 自動車交通事業法施行に關し取扱方
 案……………九三

に關する件……………九五
 旅客自動車運送事業基準規程……………九六
 旅客自動車運送事業運輸規程……………九七
 旅客自動車運輸事業設備規程……………一〇〇
 旅客自動車運輸事業設備規程第三條
 の規定に依る車體規格に關する件……………一〇一
 旅客自動車運輸事業會計規程……………一〇二
 特定旅客自動車運送業規則……………一〇三
 貨物自動車運送事業運輸設備會計規
 程……………一〇四
 貨物自動車運送事業者補助規則……………一〇六
 自動車運送事業組合補助規則……………一〇八
 旅客自動車運輸事業及區間貨物自動
 車運送事業補償規則……………一〇九
 專用自動車道設備規程……………一一〇
 一般自動車道構造令……………一一〇
 自動車運送事業組合登記取扱手續……………一一二
 自動車交通事業財團抵當登記取扱手
 續……………一一二
 低床式車體の検査並に取扱に關する
 件……………一一五
 自動車取締令……………一一六
 自動車の運轉免許及就業免許の特例
 に關する件……………一一六
 自動車取締令第三十七條第四項の規
 程……………一一六

梁瀬商事株式會社

礦 油 部

本店 東京市日本橋區通三丁目四番地
 電話 三三七七・三三七二番
 日本橋 (24) 三三七七・三三七四番
 三三七五・三三七六番

支店 大 阪・福 岡・名 古 屋

新製品

チオナイト電線(特殊耐油護膜線)
 ニスライト電線
 モエナイト電線(難燃性護膜線)
 超高壓用油入式電線
 古河C合金線
 古河水道用合金鉛管
 古河電熱線及抵抗線
 タイキヤステンクス(銅合金其他)
 古河耐摩耗性パンヒス及パンフレート
 古河磁性合金板

△ 古河電氣工業株式會社

本社 東京丸ノ内

營業主要品

電線・電纜
 銅・真鍮製品
 輕合金製品
 蓄電池

販賣店 及 出張所

大阪名古屋門司
 仙臺札幌東京
 臺北大連上海
 新京奉天哈爾濱



寫眞説明

(上)は十七年七月大東亞會館に於て日本自動車配給株式會社創立總會々場(中)(下)は大東亞會館に皇軍が南方諸地域で捕獲せる自動車と自動車統制會主催に依り日比谷三信ビル横空地に八月開催せる捕獲自動車展覧會々場の一部乗用車はボックスホールにウブレート下はダッチ四輪起動車

橫濱護謨製造株式會社

本社 橫濱市鶴見區平安町二丁目
 販賣部 東京市芝區田村町五丁目
 各販賣店 大阪・名古屋・廣島 札幌
 各出張所 仙臺・臺北・京城・上海

營業種目

自動車用タイヤ及チューブ
 小型自動車用タイヤ及チューブ
 自轉車用タイヤ及チューブ
 荷車用タイヤ及チューブ
 航空機用タイヤ及チューブ
 各種ソリッドタイヤ
 再生ゴム
 ゴルフボール
 各種ベルト・ホース
 緩衝ゴム
 航空機用ゴム部分品
 其他工業用ゴム製品



日本タイヤ株式會社

取締役社長 石橋 正二郎

本社 東京市京橋區京橋二丁目一ノ一

電話京橋 (56) 〇二六〇番・〇五四七番
 六四九三番―六四九八番

支店 大阪・名古屋
 工場 久留米・橫濱

自動車用スチツチ類製作



合資
會社

山口部品製作所

東京市芝區今入町二十四番地

電話 銀座 (57) 三〇八三番

共和レザー株式會社

東京市向島區寺島町四ノ一八八

電話墨田(74)一七一三・ 八二一番

三一三九・三五七六・四三〇六番

名實共ニ純國産化セル

東洋最古ノゴム工場

日本ダンロップ護謨株式改メ

中央ゴム工業株式會社

社長 中松眞郷

本社及工場

神戶市葺合區筒井町一ノ二〇

電話葺合六七三・六七六・一八五四

東京出張所

東京市赤坂區溜池町三〇

電話赤坂(48)六一五・一五九三

自動車々體製造

信濃ボデー工場

商工省認定工場

東京市芝區芝浦

電話二田(一九〇一・一八〇八)
一八〇九

業界一年略史 自昭和十六年十一月至昭和十七年十一月

昭和十六年

十月

- 【一日】自動車統制會設立命令發せられ第一日創立準備會商工省物價局會議室で開催
- ▽東京府貨物自動車運送事業組合の輸送統制實施マアセレン車性能試験開始
- 【二日】新興資材使用自動車性能試験八日から陸軍技術本部で實施決定
- 【三日】舊東京市内バスの市電への統合第一回特別委員會開催▽全國貨物自動車運送事業組合聯合會結成準備成る▽ヂーゼル自工八、〇〇〇 C 試作に着手
- 【四日】高壓瓦斯機關工業壓縮液化瓦斯發生機の製造販賣特許等取得▽遊休車輛對策各省連絡會議開催
- 【五日】一代燃装置最高販賣價格設定方針決る
- 【六日】日本自動車修理加工工組聯で地方

業界一年略史

保當局で調査▽企業許可令及び施行規則公布十三日より實施

- 【二日】自動車統制會々長にヂーゼル自工社長鈴木重康氏、副委員長で推薦▽自動車用石炭配給地域十八府縣に擴大▽代燃獎勵費十七年度豫算六百四十八萬圓計上決定▽日本機械油測工業組合創立
- 【十三日】新興資材使用自動車分解テストトヨタ芝浦工場で實施▽乗用車用發生爐を貨物自動車へ設置方燃料局發條▽全貨聯創立第一回準備委員會
- 【十四日】自動車用石炭配給府縣指定、配給要綱、配給標準等燃料局から發條
- 【十六日】物資統制令實施▽最終四半期瓦斯用木炭配給割當、林省小林、鐵道省監督局長連名通條▽自動車協會時局講演會開催▽日滿支連絡運輸會議鐵道省で開催
- 【十七日】當駐交通事務官としての鐵道要員各地方廳に鐵道省派遣▽小型貨物自動車増車不認等代替方、鐵道省監督局長發條
- 【十八日】警視廳許可發生爐の業者手持品にマーク交附
- 【十九日】ヂーゼル自工社長に林桂中將内定▽第三・四半期電氣自動車配給計畫商工省發條

- ブロック設置▽帝都バス統合案交通調整委員會特別委員會で審議▽自動車統制會設立要綱確定▽日本瓦斯炭定時總會
- 【七日】部分品配給同滑化に需給調整協議會設置方、商工省より地方長官に通條△日本石油の鑛山部門帝國石油に吸收合併、帝國石油總裁に日石橋本社社長就任
- 【八日】米、英に宣戰布告大東亞戰勃發▽日燃發生爐公定價、價格形成專門小委員會に提出▽貨物引受順位徹底方鐵道省監督局長各地方廳に通條
- 【十日】特殊用途を除く自動車の全面的代燃化商工省機械局長燃料局長官鐵道省監督局長内務省警保局長連名で八日附通條發す▽日本自動車部分品工業組合(明春創立豫定)の資格調査審議會設置
- 【十一日】全陸上交通業者に八田錦相大東亞戰完遂を告諭▽自動車修理加工賃基準關

【二十日】 ゴーゼル自工日野製造所別會社に分離内定。石炭自動車研究會委員正式決定。部分品配給同滑化商工省部品工聯、修理加工聯、東京府等關係官民協議會開催。

昭和十七年 一月 中旬決定に内定

【二十一日】 國産三車の耐久試験。一月中旬實施。コース等決定。代燃装置最高販賣價格答申。貨物自動車事業者補助金第一回認可七十二件決定。

【六日】 重要機械製造事業法實施さる。ガソリン機関、燃料噴射装置、氣化器、點火栓、ピストンリング、内部給油器等その適用を受けることとなる。

【十四日】 日本第二自動車工業組合聯合會臨時總會、修理加工聯への加盟案等決定。

【二十四日】 電氣自動車標準型設定に商工省試作委員會で協議。大豆油を原料とするディーゼル油製造商工省積極的研究。

【三十一日】 自動車交通事業法の規定を準用するバス統合の抵當押勘令公布さる。

【十一日】 牽引自動車統制の爲め型式設定に商工省技術委員會を設置。日燃機、満自と契約成立し朝鮮に新設設立決定。日本電氣自動車工組、標準型仕様書原案協議會開催。

通石炭自動車講習會開催

【十六日】 國産燃料機曾社長以下役員決定。乗合事業整備に富山合 乗合設立す。

【十七日】 全乗聯專務理事々務打合せ開催。マガソリン特配鐵道省より發條。代燃装置補助金申請方監視廳管下各事組に發條。日本自動車製造工組フレキオイル混合品たるテ・アセトンアルコール研究會開催。

【十八日】 日燃機大陸進出に原常務渡瀬。自動車配給部門確立に自動車統制會原案成る。

【十九日】 自動車取締令改正に自動車技術協會關係要路に建議。車輛統制會第二次指定に商工省着手。

【二十日】 大阪府自動車電機再製業整備に五十餘業者の企業合同成立。日本自動車部品工組發起人會開催。農林省所管經濟部長會議、瓦斯炭問題を協議。

【二十二日】 昭和十七年度瓦斯用炭九千六百萬貫と決定。日石、愛國石油の合併決定。自動車統制會統制規程原案成る。

【二十三日】 小型自動車販賣價格査定委員會結成。貨客輸送対策に鐵道省全國運輸部長會議開催。

【二十四日】 日燃機用品、部品の二課新設

【十四日】 自動車塗料規格設定、技術委員會で審議。デゼル自動車工業臨時總會で日野製造所の分離(日野重工業)設立決定。【十六日】 日石愛國石油の合併臨時總會で正式決定。戰時輸送強化期間設定、企業院戰時輸送対策委員會で四月から六月迄と決定。

【十七日】 代用燃料自動車専門委員會、自動車統制會で開催。全國貨物課長會議開催。【十八日】 全國經濟保安課長會議、輸送體制整備問題を審議。

【十九日】 石炭自動車運行テスト開始。日本自動車部品工業組合創立、理事長に大來修治次氏就任。

【二十日】 小型發生爐販賣取付方法等日燃機共販會社へ通牒。

【二十三日】 電氣自動車標準型試作連絡打合せ開催。

【二十四日】 交通保安設置組合臨時總會開催。解散案等決定。部品工場再調査商工省發條。

【二十五日】 軌道運輸規程改正公布さる。乗合自動車事業整備鐵道省監督運輸兩局打合せ。

【二十六日】 戰時輸送強化期間實施指導方

業界一年略史

決定。各府縣木炭需給プロック會議要綱。農林省各地方廳に發條。大阪タイヤ再製工組臨時總會開催。

【二十五日】 小運送業々務請負人監査規程制定さる。自動車事業企業體再編に、鐵道省運輸監督兩局に連絡小委員會を設置。自動車用塗料確保に日本自動車製造工組初會議開催。

【二十六日】 バス運賃値上七社申請。瓦斯炭割當に鐵道、農林兩省、日本瓦斯炭賣社の官民協議會開催。

【二十七日】 瓦斯炭十七年度各府縣別生産割當決定。鐵道輸送協議會新設さる。自動車修理用品買受機關創立す。

月

【一日】 乗合運賃適正化に鐵道省全國乗合事業の調査開始。小運搬具の増備促進方鐵道省發條。

【二日】 電動運搬車、電氣自動車工組へ加入決定。石川縣下石油配給所二十地區に決定。日本自動車製造工組第一回資材打合せを開催。

【四日】 高壓瓦斯自動車標準型決る。自動車配給機構整備に共販會社設立案、自動車

及出荷促進等鐵道、商工、農林各省から發條。

【二十七日】 全貨聯初總會開催、事業計畫等を審議。自動車輸出協會設立。

【二十八日】 香川縣貨物事組適正料金認可。

【二十九日】 交通會王催交通座談會開催。

【三十一日】 自動車技術委員會開催。

四

【一日】 宮崎縣乗合事組輸送増強運動實施。戰時輸送強化期間實施。戰時輸送強化期間中の揮發油消費規正方針、燃料局長官、鐵道省監督局長、内務省警務局長連名發條。

【二日】 神奈川縣貨物事組定時總會開催。

【三日】 朝鮮に於ける代燃車、三陟炭のテスト結果長續收か。

【四日】 瓦斯用炭増配方、全乗聯商工、農林、鐵道三省へ陳情。

【六日】 小型車の第一・四半期割當、新規増車は勿論代替も不急部門は不認方針。鐵道地方廳に發條。

【七日】 日本通運戰時輸送強化委員會を新設。

【八日】 全國小運送課長會議、鐵道省で開

統制會の方針決る。

【五日】 代燃機生産機構補充に日燃機現資本の二倍四百萬圓増資案決る。バス運賃、路線變更等の東京市、課長會議開催。

【六日】 南方事情觀察の自動車關係官民壯途につく。日修聯統制委員會及理事會開催。【七日】 地方長官會議席上八田鐵相、貨物乗合兩自動車事業の再編整備方針説明。日本氣自動車工組大阪で臨時總會。

【八日】 戰時輸送強化期間設定、鐵道省四月から實施決定。

【九日】 日本瓦斯炭臨時總會開催、會長制採用決定。車輛統制會追加評議員認可申請。日本通運臨時總會で鈴木前鐵道次官副社長に決定。

【十日】 滿洲自動車製造會社を自動車統制會へ加入論發端。南方經濟懇談會陸、空運分科交通委員會開催。デビストリング公價設定専門委員會開催。

【十一日】 東鐵管下交通保安課長會議開催。【十二日】 貨物事組補助規則改正。乗合旅客事組買計監査を皮切りに開始。【十三日】 ブリヂストンタイヤ會社、日本タイヤと社名變更。自動車統制會資材打合せ。

催。自動車ピストリング最高販賣價格決定。

【九日】 車輛統制會統制規程、商工省に認可申請。鐵道同志會總會。

【十日】 屑鐵回收揮發油特配發條。自動車統制會評議員會開催。

【十一日】 東京旅客事組統制委員會開催。石炭自動車試作、日産・トヨタ、デゼル自工の三社で完成。車輛工業臨時總會で會長、社長、以下首腦部決定。

【十四日】 日本第二自工臨時總會。

【十五日】 自動車輸出組合解散、機械輸出振興會社傘下へ吸収合併成立。代燃化促進の全國主任官會議開催。

【十六日】 貨物事組及業者補助金問題の全國鐵道局主任官會議開催。日修聯定時總會。全國ダットサン販賣店聯合會創立。

【十七日】 ニッサン一八〇型泰國へ大量進出。潤滑油及廢油處理に全乗聯關係官廳へ陳情。

【十八日】 自動車部品配給協力會、修理部品配給機構問題を陳情。

【二十日】 自動車原價計算規則統一原案、價格形式専門委員會で審議。代燃資源確保に日燃機具體策樹立に着手。

五

- 【二十一日】 運輸規格統一、自動車技術委員会で協議。新灰瓦斯發生爐工組、追加組合員認可さる。
- 【二十二日】 貨物自動車、小運送等輸送用資材配給円滑化關係官民協議會開催。日燃機自家製造工場設計委員會議催。
- 【二十三日】 自動車配給機構整備問題、商工省、部品配給協力者の意見聴取。日産トヨタ、デーゼル自工三社試作の代燃専門自動車運行試験開始す。
- 【二十四日】 配給機構整備案、自動車統制會三メーカーと協議。
- 【二十五日】 郵便運送自動車の統制整備方針遞信、鐵道兩省打合會開催。關西自工會創立。
- 【二十七日】 自動車部分品配給機構整備案、商工省自動車統制會と協議。
- 【二十九日】 重要物資輸送情況企画院以下關係官廳係官による調査開始。配給機構整備原案、商工省、自動車統制會の意見一致。

五月

- 【一日】 鐵道省が職域奉公強調期間實施。東横電鐵、京濱電鐵、小田急の三社合併により東京急行電鐵と名稱變更。デーゼル自動車會社日野工場分離獨立し資本金五千萬圓で日野重工業株式會社となり社長には松井命氏（元四師團長）が就任。
- 【二日】 日本代用燃料機部分品組合大阪に第二回發起人會開催。
- 【四日】 自動車技術委員會代用燃料専門自動分解テスト實施。
- 【五日】 鐵道軌道統制會設立命令發せらる。
- 【七日】 東京府自動車修理工組修理台金協議會。全國鐵道局長會議。
- 【十一日】 技術院で工業品規格統一調査會第四部第十二委員會を開き自動車用座金類の規格協議。全乗聯大會大阪に開く。
- 【十二日】 自動車統制會南方占領地域第二次視察團出發。
- 【十三日】 日本アセチレン瓦斯發生機工業組合自家工場設立委員會。自動車電氣部品公價設定方商工省協議。日産販賣支店長會議。内務省道路標識令公布。
- 【十四日】 自動車統制會南方視察から歸任せる陸軍省野口中佐明地少佐ら招致懇談會。
- 【十五日】 石川縣小型自動車商組合で小型部品公價決定。
- 【十六日】 東京府貨物自動車修理用部品協定價格決る。自動車用タイヤ再生工業機構。

月

- 【一日】 金澤市内電車急行制實施。
- 【二日】 鐵道省監督局、運輸局で小運送業會連絡會議。
- 【三日】 薪炭工組、燃料工聯理事會。東京旅客運送事業組合役員會。
- 【十一日】 商工省自動車技術委員會でニッサン中型兼用自動車運行性能テスト開始。
- 【十四日】 商工省化學局が自動車タイヤ再生業機構整備實施案通過議決す。
- 【十五日】 大阪府旅客運送事業組合結成。日本自動車タイヤ商聯東北、北海道支部會を福島飯坂温泉に開催。
- 【十六日】 鐵道省が十月一日より二十四時間採用決定地方廳陸運事業者に廢除。
- 【十七日】 石川縣下トラック事業再編統合に着手す。
- 【二十一日】 代燃車死蔵者にガソリン配給停止方燃料局長官、鐵道省監督局長から示達。
- 【二十二日】 ニッサン中型兼用試作車分解テスト。
- 【二十三日】 トヨタ中型兼用試作車分解テスト。
- 【二十四日】 全乗聯が中古車輪拂底に移動防止方陳情。
- 【二十五日】 日本第二自工臨時總會。
- 【二十七日】 自動車燃料對策協議。
- 【二十八日】 鐵道省監督局、運輸局連絡會議でトラック再編整備方針檢討。
- 【二十九日】 貨物自動車運送規格統一協議。

- 【五日】 帝都高速度交通營團の赤坂見附四谷員附間地下鐵道起工式。
- 【六日】 日本自動車配給株式會社設立準備委員會。
- 【九日】 日本自動車配給株式會社第一回創立發起人會。
- 【十一日】 東京自動車修理加工業組合理事會。日本燃料機合同定時總會。鐵道省全國鐵道局自動車課長會議。
- 【十二日】 地方自動車配給會社設立準備官民プロック會議。東京皮切りに開催。薪炭工組總會。日燃代理店常任委員會。
- 【十三日】 日本通運東京、大阪、名古屋三支社經理事務會議。
- 【十六日】 地方配給會社中部プロック會議。日燃機技術會議。
- 【十七日】 自動車統制會資材會議。大型自動車第一四半期配給制當商工省協議。
- 【十八日】 日本自動車タイヤ商聯總會。
- 【十九日】 地方自配設立近畿プロック會議。部分品配給機構整備大阪で官民打合會。
- 【二十日】 統制會技術専門小委員會設置。
- 【二十三日】 日本電氣自動車工組電動運搬車整備委員會。統制會部品審議統一委員會。第二回鐵道輸送協議會。日燃增資内認可。

- 【二十五日】 日滿支交通懇談會。
- 【二十七日】 統制會で共榮團自動車確立に對する官民懇談會。全貨聯通商總會。全乗聯が潤滑油の増配方を商工、鐵道兩當局へ陳情。自動車統制會統制規程認可さる。
- 【二十八日】 大阪貨物自組が米穀運賃のプール計算を申請。
- 【三十日】 東京小型自動車販賣商組小型自動車部分品配給機構整備案。つき關係當局へ建議書提出。

七月

- 【一日】 大東亞建設審議會第四回總會を首相官邸に開催。交通關係部門を答申す。
- 【二日】 タイヤ再生會整備案編案成る。
- 【三日】 秋田旅客自組會計年度變更。自動車技術協會。デーゼル委員會。
- 【七日】 第二回日滿支自動車業務協議會。東京自動車配給會創立準備會。
- 【八日】 農林省瓦斯炭用空低袋回收と配給統制要綱發議。
- 【九日】 旅客自動車事業再編に鐵道省乗り出す。ニッサン中型車現地會議。
- 【十日】 日本自動車配給株式會社生誕。會長に自動車統制會理事朝倉每人氏就任。

【三十日】 石川縣輕車輛工組販賣統制一元化

八月

【一日】 宮城縣貨物車組輸送統制實施▽國際運輸で小運送特別訓練開始す

【三日】 全旅聯結成準備委員會△滿洲で輕車輛統制に組合結成

【五日】 高壓瓦斯機關工業社臨時總會で日燃機と資本的提携を決定

【十日】 朝鮮總督府陸運輸送實徹に注力

【十二日】 鐵道、軌道自動車等外語徹廢方鐵道省協議▽輕車部品工組員十社を商工省追加指定▽日燃機臨時總會

【十三日】 日燃機石灰發生爐の新型試作に着手

【十四日】 滿洲自動車製造株式會社の自動車統制會加盟關係當局問諒解成立

【十五日】 商工省がニッサン一八〇型運行テスト

【十七日】 郵便遞送自動車一元化準備委員會

【十八日】 日産自動車の昭摩島進出に伴ふ

地方事業所設立計畫商工省へ提出△仙臺市營バス實現準備進捗二十一日から開通に認可

【二十日】 愛知縣自動車配給會社

【二十一日】 關議に於てバス事業の統合案決定

【二十二日】 自動車統制會事業計畫要綱決定

【二十五日】 日本自動車配給株式會社統制會々員に指定さる

【二十七日】 全國小運送業東結成式

【二十八日】 自動車統制會が日比谷三井空地に於て三日間皇軍の捕獲自動車展を開催▽臺灣に自動車修理加工業者に統制協會設置

【三十日】 中支那代用燃費協料で石炭車性能テスト

九月

【一日】 鳥取縣貨物車組適正料金認可さる

【二日】 大阪日配設立懇談會

【三日】 警視廳バスの女車掌講習會開催

【七日】 大阪府が小型車免許證一大整理斷行

【八日】 陸上小運搬業組聯結成▽小運送業用タイヤチェーンブ特配を鐵道省通牒▽大阪

自配創立

【九日】 大分縣大燃ガス壓縮裝置新設認可

【十日】 軌道用ガソリンカー代燃機換進捗▽自動車ボデー用木材加工會社創立につき商工省その他關係方面で協議▽大阪都島自動車機械工學校設立方認可

【十一日】 商工省自動車技術委員會高級乘用自動車試作問題協議

【十四日】 遞送自動車會社設立發起人會

【十六日】 自動車技術協會索引自動車問題座談會▽臺灣臺中州タクシー統制協議▽陸上交通事業調整委員會公民營鐵軌バス富山全縣一元化可決

【十八日】 日本自動車部品工組統制委員會決定▽燃料局が代燃需給協議會設置

【十九日】 日本自配、共販のマーチン決定▽北支山東に新自動車路線開通▽日燃が富士工業他三社合併決定

【二十一日】 鐵道省に交通、保安課長會議を開きバス統制案協議

【二十二日】 帝國鐵道協會で内外地の鐵道網は鐵道大臣の統轄化を建議

【二十三日】 企畫院に於て自動車部品配給統制規則改正方關係各省で協議▽東京乗合自動車

自動車修理

板金加工部

部分品製作

内燃機関修理

新古自動車賣買部

各種

解体部分品部

店名 東自動車工業株式會社

所在地 東京市目黒區上目黒二ノ一九六三

電話 澗谷(46)三七三六番 秋田二二一六番

出張所 秋田市手形谷地町下丁

重役又ハ代表者 社長 磯井 理喜男

創業 昭和十四年四月

資本金 十五萬圓

取引銀行 日本晝夜銀行澗谷支店、第百銀行真比壽支店

工場 秋田市川尻町

資本金 八十萬圓

北海道自動車配給株式會社

取締役社長 清水幸一
 常務取締役 田中鎌司
 常務取締役 川村忠太郎
 常務取締役 金井抱二
 取締役 葛岡喜代太郎
 取締役 小島國雄
 常任監査役 町田始雄
 監査役 鶴間禮藏

本社 札幌市北五條東二丁目二番地
 電話 四四四〇・四一四六・四三三七・一六八九番
 小樽市稻穂町東六丁目十九番地・電話二九二二・五八三番
 旭川市常盤町一丁目・電話 二七三三・三六九二番
 帶廣市東二條十丁目・電話 五九〇番
 北見市三條通西一丁目・電話 三六六・二六番

營業所

官制

官制及分課規程は主として自動車交通關係のもののみを抄録する。拔萃は同自動車交通に關係する所のもののみにとめて掲載することにする

宮内省官制

昭和五年三月改正

第六條 宮内大臣は主管の事務に關し、總務、監及地方長官に指令又は訓令を下すことを得

第十一條 宮内省内に左の部局を置く

- 侍從 式部 職
- 宗秩 諸 寮
- 圖書 侍 寮
- 內藏 內 寮
- 主馬 匠 寮

第二十二條 主馬寮に於ては馬車、馬匹、自動車、牧場及輸送に關する事務をとる

官制

宮内省分課規程

昭和五年三月改正

第三十六條 主馬寮に庶務課、庶務課及自動車を置く

第三十七條 庶務課に於ては左の事務を掌る

- 一、行幸啓接待其の他に要する車馬の裝備に關する事項
- 二、車場の御用出及拜借に關する事項
- 三、馬籍の整理に關する事項
- 四、會計に關する事項
- 五、車馬の購入及拂下に關する事項
- 六、車馬用物品の購入及修理に關する事項
- 七、應用物品の保管出納に關する事務
- 八、物品の運送に關する事項
- 九、船馬車の履備使役及監督に關する事項
- 十、牧場に關する事項
- 十一、官印の管守に關する事項
- 十二、時各號の外他課に屬せざる事項

第三十八條の二

- 一、自動車の運轉に關する事項
- 二、自動車々庫に關する事項
- 三、購入又は賣拂に係る自動車の檢定に關する事項
- 四、自動車及自動車用物品の整理、管出納及檢査に關する事項
- 五、廳方其の他所屬備入の取締に關する事項

陸軍省官制

昭和十七年十月九日改正
勅令 第六百七十三號

陸軍省官制中左の通改正す

- 第六條中「八局」を「七局」に改め「兵器局」を削る
- 第十一條第四號中「及軍動員」を「軍動員及人的動員」に改む
- 第十五條第五號中「一般」を削る
- 第十六條第九號中「都市計畫」を「國土計畫及都市計畫」に改む
- 第十七條の二第七號、第二十七條第六號及第三十一條第六號中「補助」を「助成」に改

- 第十八條中『工政課』を削る
- 第十九條 戰備課に於ては左の事務を掌る
 - 一 軍需動員の統制に關する事項
 - 二 物資動員一般に關する事項
 - 三 生産力擴充一般に關する事項
 - 四 海外軍需物資(燃料を除く)の取得及利用の一般に關する事項(政通に關するものを除く)
 - 五 軍需工業(燃料に關するものを除く)の指導及助成の統制並に軍需品の製造等の監督の統制に關する事項
 - 六 軍需動員に要する人員の需給調整及勞務の一般に關する事項
 - 七 軍需品(燃料を除く)の製造設備の計畫及其の實施の統制に關する事項
 - 八 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の調査及研究の統制並に規格の統制に關する事項
 - 九 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の需給調整に關する事項
 - 十 電力及工作機械の一般に關する事項
 - 十一 軍需工業に關聯ある科學技術の一般に關する事項(陸軍兵器行政本部及陸軍航空本部所掌のものを除く)

- 十二 陸軍共済組合に關する事項
- 第二十條 燃料課に於ては左の事務を掌る
 - 一 燃料の整備の統制及調達に關する事項
 - 二 燃料の調査及研究の統制並に規格の統制に關する事項
 - 三 燃料工業の指導、助成及監督に關する事項(監督課所掌のものを除く)
 - 四 燃料の製造設備に關する事項(築設及管理を除く)
 - 五 燃料の貯藏の統制に關する事項
 - 六 燃料の需給調整に關する事項
 - 七 海外燃料資源に關する事項
- 第二十條の二を削る
- 第二十條の三中『器材課』を『陸軍兵器行政本部』に、同條第七號中『補助』を『助

- 成』に改め同條を第二十條の二とす
- 第二十一條 削除
- 第二十二條 削除
- 第二十三條 削除
- 第二十三條の二を削る
- 第二十六條第二號中『及陸軍航空本部第三部』を『陸軍兵器行政本部經理部及陸軍航空本部經理部』に改む
- 第二十八條第一號中『銃砲課』を『陸軍兵器行政本部』に、同條第八號中『補助』を『助成』に改む
- 附表中『屬九八』を『屬九二』に、『技手一二』を『技手一〇』に改め兵衛局の項を削り整備局の項を左の如く改む
 - 兵科中少佐 四
 - 兵科中少佐 四
 - 兵技中少佐 四
 - 航技中少佐 二
- 十四號陸軍省官制抄錄
- 第六條 陸軍省に左の八局を置く
 - (左記略す)
- 第十一條 軍事課に於ては左の事務を掌る
 - 四 戒嚴、警備、防空及軍需動員の基本に關する事項

陸軍兵器行政本部令

(昭和十七年十月九日)
勅令第六百七十四號

- 第十五條 兵衛課に於ては左の事務を掌る
 - 五 人的動員一般に關する事項
 - 第十六條 防衛課に於ては左の事務を掌る
 - 九 都市計畫に關係ある事項
 - 第十八條 整備局に戰備課、工政課、燃料課及交通課を置く
 - 第十九條 戰備課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
 - 第二十條 工政課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
 - 第二十條の二 燃料課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
 - 第二十條の三 交通課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
 - 第二十一條 兵衛局に銃砲課、機械課及器材課を置く
 - (左記略す)
 - 第二十二條 銃砲課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
 - 第二十三條 機械課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
 - 第二十三條の二 器材課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)

- 第二十六條 監査課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)
- 二十八條 建築課に於ては左の事務を掌る
 - (左記略す)

- 第一條 陸軍兵器行政本部に於ては左に掲ぐる事務を掌る
 - 一 兵器(航空兵器を除く以下同じ)、兵器材料(航空に關するものを除く以下同じ)及自動車燃料の制式、支給、交換、調達、整備、検査及拂下並に之に關する一切の經理事項(自動車燃料の調達に關する事項を除く)
 - 二 兵器及兵器材料の調査、研究、及審査(陸軍機中本部所掌のものを除く)並に自動車燃料の審査に關する事項
 - 三 兵器及自動車燃料の貯藏設備に關する事項(築設及管理を除く)
 - 四 兵器及自動車工業の指導、助成及監督

- に關する事項
 - 五 自動車の徴發及検査に關する事項
 - 六 要緊兵器備付工事及固定無線所(航空に關するものを除く)の施設、補修等に關する事項
 - 七 陸軍技術(航空關係のものを除く以下同じ)及科學の調査及研究に關する事項
 - 八 兵器關係軍需動員に要する電力、工作機械、原料及材料並に勞務に關する事項
 - 九 陸軍造兵廠の特別會計に係る作業經營及陸軍造兵廠の設備に關する事項
 - 十 技術部將校以下(航空關係のものを除く以下同じ)の勤務及教育並に技術及兵器業務(航空關係のものを除く以下同じ)に従事する將校以下の當該専門事項の教育に關する事項
 - 十一 軍事に關係ある特許及實用新案に關する事項
 - 十二 兵器に關する戰時諸規則に關する事項
- 第二條 陸軍兵器行政本部に總務部、技術部、造兵部、補給部、教育部、調査部、經理部及醫務部を置く各部(教育部、調査部及醫務部を除く)に所要の課を置く
- 各部の義務の分掌は陸軍大目之を定む

陸軍大臣は必要に應じ特殊の研究を行はしむる爲陸軍兵器行政本部に研究室を置くことを得

第三條 前條の外陸軍兵器行政本部に勤務班を置き陸軍大臣の定むる所に依り陸軍技術研究所の庶務を掌らしむ

第四條 陸軍大臣は必要に應じ陸軍兵器行政本部の出張所を置き其の業務を分掌せしむることを得

第五條 陸軍兵器行政本部に左の職員を置く
本部長 部長 課長 勤務班長
部員 附准士官 下士官及判任文官
出張所を置きたる場合に於ては出張所長は部員を以て之に充つ

第六條 前條職員の外兵器及兵器材料の考案並に陸軍技術及科學の調査及研究に參與せしむる爲陸軍兵器行政本部に參與を置くことを得

第七條 本部長は陸軍大臣に隸し陸軍兵器行政本部の業務を總理し陸軍技術研究所、陸軍造兵廠、陸軍兵器補給廠及陸軍兵器學校を管轄し且陸軍造兵廠の土地建造物の經營を掌る

第八條 本部長は陸軍大臣の定むる所に依り陸軍部内に於ける基礎技術の研究の調整に任ず

第九條 本部長は陸軍大臣の命を承け軍隊、官衙及學校に於ける兵器の検査を爲し並に兵器の取扱及保存に關する指導を行ひ其の成績を陸軍大臣に報告し所管官に通報す前項の検査及指導は部長をして之を行はしむることを得

第十條 本部長は陸軍技術部將校以下並に技術及兵器業務に従事する將校以下の當該專門事項の教育を總理す

第十一條 本部長は所管の兵器、兵器材料及自動車燃料の購買及検査を掌る

第十二條 本部長は陸軍航空本部の委託あるときは陸軍造兵廠に於て航空兵器及同彈藥の製造を行はしむ

第十三條 本部長は兵器の輸送並に陸軍兵器補給廠委託兵器及同材料の保管に關しては陸軍兵器部長を區處す

第十四條 部長は本部長の命を承け部務を掌理す

第十五條 經理部長は前條の外本部長に隸し陸軍兵器行政本部の業務整理に任ず

第二十一條 部員及附は上官の命を承け各擔任の業務を掌る
第二十二條 准士官、下士官及判任文官は上官の命を承け技術又は事務に従事す
第二十三條 本部長は官廳又は民間よりの依頼あるときは陸軍大臣の囑を受け陸軍造兵廠に於て兵器（航空兵器及同彈藥を含む）其の他の物品の製造、購買、試験若し製造の指導又は製造の技術に従事する者の養成を行はしむることを得
第二十四條 本部長は研究又は審査の爲必要あるときは參謀總長、教育總監、陸軍航空總監、軍司令官、航空軍司令官、師團長又は飛行師團長に稟議し其の學校、軍隊等をして試験を實施せしめ又は研究若し審査に必要なる人馬及兵器其の他の資材を用せしむることを得

官制

商工省分課 程改正

（昭和十六年四月十二日）
第二十四條 機械局に總務課、産業機械課及動力機械課を置く

第二十五條 總務課に於ては左の事務を掌る
一 機械に關する綜合事務に關する事項
二 機械設備等の統制及有効利用に關する事項
三 電氣機械、汎用機械其の他の機械（他課の主宰に屬するものを除く）に關する事項
四 鑄造品及鍛造品（各局部課の主宰に屬するものを除く）に關する事項
五 度量衡法の施行其の他度量衡及計量に關する事項（度量衡器及計量器の檢定比較検査及試験を除く）
六 機械工の養成に關する事項
七 工業用機械の貸與に關する事項
八 機械試験所、機械工業成所及中央度量衡檢定所に關する事項
九 他課の主宰に屬せざる事項
第二十六條 産業機械課に於ては左の事務を掌る
一 工作機械、試験機械、測定機械、工具軸受、其の他の精密機械に關する事項
二 鑄山用機械、製鐵用機械、人造石油製造成用機械、化學工業用機械、纖維工業用機械、農業用機械其の他生産用機械に關する事項

第三 工作機械製造事業法の施行に關する事項
第二十七條 動力機械課に於ては左の事務を掌る
一 自動車、鐵道車輛、船舶、航空機、起重機其の他の輸送機械に關する事項
二 原動機に關する事項
三 自動車製造事業法の施行に關する事項

鐵道省官制

（昭和十三年八月改正）

第四條 鐵道省に左の七局を置く
監督局 運輸局 建設局
工務局 工作局 電氣局
經理局
第五條 監督局に於ては左の事務を掌る
一、地方軌道の免許及軌道の特許に關する事項
二、地方鐵道及軌道の監督に關する事項
三、地方鐵道の補助に關する事項
四、鐵道及軌道以外の陸運に關する事項
第六條 運輸局に於ては左の事務を掌る
一、國有鐵道及之に關聯する國營自動車

運轉並にその附帯の業務に關する事項

二、鐵道大臣の管理する交通機關との連絡運轉に關する事項

第七條 鐵道局に於ては左の事務を掌る

一、新設線路の調査計畫に關する事項

二、新設線路及建造物の工事に關する事項

第八條 工務局に於ては左の事務を掌る

一、土地、線路及建造物の保存及管理に關する事項

二、線路及建造物の改良に關する事項

第九條 工務局に於ては左の事務を掌る

一、車輛の製作保存及改良に關する事項

二、工場作業に關する事項

第九條之二 電氣局に於ては左の事務を掌る

一、電氣設備の新設、保存及改良に關する事項

二、電力の發生及配給に關する事項

第十條 經理局に於ては左の事務を掌る

一、本省所管の經費及諸收入の豫算、決算並に會計に關する事項

二、會計の監督に關する事項

三、本省所管の官有財産及物品に關する事項

鐵道省分課規程

地方鐵道、專用鐵道及軌道の業務の監督に關する事項

地方鐵道及軌道の係員の職制、服務及懲戒に關する事項

地方鐵道、專用鐵道及軌道の統計及調査に關する事項

地方鐵道、專用鐵道及軌道の臺帳の整理に關する事項

第十條之二 監督局陸運第一課に於ては左の事務を掌る

一、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の免許、許可及認可に關する事項

二、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の業務の監督に關する事項

三、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の統計及調査に關する事項

四、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の臺帳及圖表類の整理に關する事項

五、旅客運送を爲す自動車交通事業者の組合に關する事項

第十條之三 監督局陸運第二課に於ては左の

運送業其の他の監督に關し特に命ぜられたる事項

第九條之三 監督局調整第一課に於ては左の事務を掌る

一、陸上交通事業の調整の基本計畫に關する事項

二、陸上交通事業の基礎的調査に關する事項

三、陸上交通事業の調整の外國資料の調査に關する事項

四、調整第二課の所管に屬せざる陸上交通事業の調整の具體的計畫、實施及資料の調査に關する事項

第九條之四 監督局調整第二課に於ては左の事務を掌る

一、東京市及其の附近に於ける陸上交通事業の調整の具體的計畫及實施に關する事項

二、東京市及其の附近に於ける陸上交通事業の調整の資料の調査に關する事項

第十條 監督局鐵道課に於ては左の事務を掌る

一、地方鐵道、專用鐵道及軌道の免許、特許、許可及認可に關する事項

二、地方鐵道補助の許可に關する事項

運送業其の他の陸運の技術上の臺帳及圖表類の整理に關する事項

第十二條 運輸局に左の九課を置く

一、總務課 二、連絡運輸課

三、旅客課 四、貨物課

五、配車課 六、運輸第一課

七、運輸第二課 八、船舶課

九、自動車課

第十三條 運輸局總務課に於ては左の事務を掌る

一、運輸上の施設計畫の總括に關する事項

二、運輸數量及運輸上の經費の調査に關する事項

三、電氣通信事務に關する事項

四、停車場の設置及廢止に關する事項

五、專用鐵道及專用側線に於ける作業契約に關する事項

六、鐵道及車輛の借入及使用許可に關する事項

七、局内他課に屬せざる事項

第十三條之二 運輸局連絡運輸課に於ては左の事務を掌る

一、内地連絡運輸に關する事項

二、停車場及棧橋の共同使用に關する事項

三、省社直通運輸に關する事項

官制

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

- 四 東亞運送運輸に關する事項
- 五 亞歐運送運輸に關する事項
- 六 通關に關する事項
- 七 國際會議に關する事項
- 八 外國鐵道の調査に關する事項
- 第十四條 運輸局旅客課に於ては左の事務を掌る
 - 一 旅客及小荷物の運輸上の施設計畫に關する事項
 - 二 旅客及小荷物の運賃及料金に關する事項
 - 三 旅館に關する事項
 - 四 停車場、棧橋及列車内の營業及廣告に關する事項
 - 五 鐵道司法警察に關する事項
 - 第十五條 運輸局貨物課に於ては左の事務を掌る
 - 一 貨物取扱上の施設計畫に關する事項
 - 二 貨物の運賃及料金に關する事項
 - 第十六條 運輸局配車課に於ては左の事務を掌る
 - 一 貨物輸送上の施設計畫に關する事項
 - 二 貨車及附屬品の配給に關する事項

- 一 運輸關係事務の總括に關する事項
- 二 車輛の保管に關する事項
- 三 動力車(電車、氣動車を含む)の配置運用に關する事項
- 四 車輛の性能調査及運輸技術に關する事項
- 五 運輸成績の調査に關する事項
- 第十七條の二 運輸局運輸第二課に於ては左の事務を掌る
 - 一 列車の運輸に關する事項
 - 二 運輸上の施設計畫に關する事項
 - 三 信號及保安に關する事項
 - 四 運輸事故に關する事項
 - 第十八條 運輸局船舶課に於ては左の事務を掌る
 - 一 船舶の運航に關する事項
 - 二 船舶及海上工作物の管理に關する事項
 - 三 船舶及海上工作物の製作、修繕、検査買入、借入、使用許可及備船に關する事項
 - 四 船舶運輸成績の調査に關する事項
 - 五 船舶事故の調査に關する事項
 - 第十八條の二 運輸局自動車課に於ては左の事務を掌る
 - 一 省營自動車の運輸上の施設計畫に關する事項

- 二 省營自動車の運賃及料金に關する事項
- 三 省營自動車の運輸に關する事項
- 四 省營自動車の修理に關する事項

省營自動車委員會規程

- 第一條 省營自動車委員會は大臣の命を承け省營自動車の路線の選定及之が實施計畫の要綱を調査審議す委員會は其の報告書に於て省營自動車に關する事項にして官制及分課改正に依り掌理すべき局課所明瞭ならざるものに付ては之が主管局課所及同議すべき局課所に關する意見を附記するものとす
- 第二條 委員會は委員長一名及委員若十名を以て之を組織す委員長は次官を以て之に充つ
- 第三條 委員會に幹事若干名を置く幹事は委員長に於て之を掌理す
- 第四條 委員會に書記若干名を置く書記は上司の指揮を承け庶務に従事す
- 第五條 委員長に於て必要ありと認めたるときは關係官吏をして出席せしむることを得
- 委員、幹事及書記左の如し
 - 委員——監督局長、運輸局長、建設局長、工務局長、工作局長、經理局長及官房文書

内務省官制

(昭和十六年六月改正)

- 第一條 内務大臣は神社、地方行政、護身選舉、警察、土木、衛生、都市計畫、地理、出版、著作權及拓殖に關する事務を管理し警視總監、北海道廳及府縣知事を監督す
- 第四條 内務省に左の五局を置く
 - 神社局
 - 地方局
 - 警保局
 - 土木局
 - 衛生局
- 第六條 警保局に於ては左の事務を掌る
 - 一、行政警察に關する事項
 - 二、高等警察に關する事項
 - 三、圖書出版及著作權に關する事項
- 第七條 土木局に於ては左の事項を掌る
 - 一、本省直轄の土木工事に關する事項
 - 二、府縣經營の土木工事其他公共の土木工事に關する事項
 - 三、直轄工費及土木費補助に關する事項
 - 四、軌道の特許及監督に關する事項
 - 五、河川、道路、港灣及砂防に關する事項
 - 六、公有の水面及水滄に關する事項
 - 七、土地收用に關する事項

課長
 幹事——監督局長、運輸局自動車課長、建設局計畫課長、工務局經理課長、工作局車輦課長、經理局會計課長
 書記——委員會の必要に應じ委員長の要求に因り官房課長所長及各局長の指名せる本省勤務判任官

交通事業調整委員會官制

(昭和十三年八月二日) 勅令第五百四十三號

- 第一條 交通事業調整委員會は内閣總理大臣の監督に屬し鐵道大臣及内務大臣の諮問に應じて陸上交通事業調査法第二條第一項、第三條第三項、第五條、第十二條に規定する事項を調査審議す
- 委員會は陸上交通事業の調整に關する重要事項に付關係各大臣に建議することを得
- 第二條 委員會は會長一人、副會長二人及委員三十五人以内を以て之を組織す
- 特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得
- 第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ副會長は鐵道大臣及内務大臣を以て之に充つ

- 委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り左に掲ぐる者の中より内閣に於て之を命ず
- 一、關係各廳高等官
- 二、貴族院議員及衆議院議員
- 三、學識經驗ある者
- 前項第二號及第三號に掲ぐる者の中より命ぜられたる委員の任期は三年とす但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず
- 第四條 會長は會務を總理す
- 副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する副會長其の職務を代理す
- 第五條 委員會に幹事を置く内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず
- 幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す
- 第六條 委員會に書記を置く内閣に於て之を命ず
- 書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附則 本令は公布の日より之を施行す

内務省分課規程

(昭和十四年六月改正)

警保局

警務課

- 一、行政警察に關する事項
- 保安課
- 一、特別高等警察に關する事項
- 一、外事警察に關する事項

- 高等課
- 一、高等警察に關する事項

- 圖書課
- 一、圖書出版及著作權に關する事項
- 一、新聞紙及雜誌檢閲に關する事項
- 一、圖書保存に關する事項

土木局

河川課

- 一、河川に關する事項
- 一、砂防に關する事項
- 一、水利に關する事項

- 一、湖沼の埋築十拓及使用に關する事項
- 一、本省直轄河川砂防工事用船舶及重要機械器具の運用に關する事項
- 一、災害土木工事國庫補助に關する事項

道路課

- 一、土木統計及直轄工事年報の編纂に關する事項
- 一、他課の主管に屬せざる事項

- 一、道路に關する事項

- 一、軌道に關する事項
- 一、上水道下水道に工事及其の補助に關する事項
- 一、土地收用に關する事項
- 一、本省直轄道路工事用船舶及重要機械器具の運用に關する事項

港灣課

- 一、港灣に關する事項
- 一、運河に關する事項

(主として河川に關するものを除く)

- 一、海面の埋築十拓及使用に關する事項
- 一、本省直轄港灣工事用船舶及重要機械器具の運用に關する事項

第一技術課

- 一、河川道路港灣其の他の技術に關する事項

第二技術課

- 一、重要なる技術上の調査に關する事項
- 一、本省直轄土木工事の企画に關する事項

道路管理職員制

(大正十三年一月改正)

第一條 道路管理の爲道路又は府縣に通じて左の職員を置くことを得

事務職員

道路主事 專任六十人以上内奏任官待遇

道路書記 專任千人以内 判任官待遇

技術職員

道路技師 專任百六十人以上内奏任官待遇

道路技手 專任三千四百人以上内判任官待遇

前項職員の道廳及各府縣内の定員は内務大臣之を定め

地方待遇職員令第九條但書の規定に依り倍給を受けず又は最低金額より低き俸給を受ける第一項の職員にして他の官廳に在る者の員數は主として從事する事務又は技術を職員の内とし其の他の定員の外とす
第二條 道路主事及道路書記は道路に關する事務に従事す道路技師及道路技手は道路に關する技術に従事す
第三條 道路管理者たる市町村長は道路管理者の爲左の職員を置くことを得

事務職員

道路主事 道路書記

技術職員

道路技師 道路技手

第二條の規定は前項の職員に之を準用す道路管理者たる市町村の吏員をして道路管理に關する事務又は技術に従事せしむることを得

第四條 道路法第十七條但書の規定に依り指定する市の市長は道路管理の爲市に道路局又は道路部を設くるの必要ありと認めるときは内務大臣の認可を受け前條の職員を外道路局長又は道路部長を置くことを得

第五條 市町村に於て道路の管理に關する事務又は技術に従事する職員の俸給及旅費に關する規定は道路管理者之を定め

警視廳官制

(昭和十四年六月改正)

第十二條 警視廳に部を置き事務を分掌せしむること左の如し

警務部

- 一、警務に關する事項
- 特別高等警部

- 一、特別高等政策及外事政策に關する事項
- 一、勞働爭議に關する事項

刑事部

- 一、刑事に關する事項

保安部

- 一、建築警察、風俗警察及危險物取締等に關する事項
- 二、營業警察及交通警察に關する事項
- 三、健康保險法施行に關する事項

衛生部

- 一、衛生警察及衛生に關する事項

消防部

- 一、水消防に關する事項

第二十七條

警視廳管内に警察署を置く其の位置、名稱及管轄區域は警視總監之を定め

第二十八條の二 警察署長は徵發及召集に關する事務に付部内の町村長を指揮監督す

第三十二條 警視廳に警察練習所及消防練習所を置く

警察練習所は警察に従事する職員、消防練習所は消防に事する職員の教習及訓練に關する事務を掌る

警視廳處務細則

(昭和十六年十一月一日現在)

第一章 通則

第一條 本令は總監官房、警務部、特別高等警察部、刑事部、保安衛生部、經濟警察部及消防部に適用す

第二條 官房主事部長は所屬員を指揮監督し各主管の事務に付整理の責に任す

第二條の二 官房主事部長に於て行政警察事務の執行に關し警務署長に開達するときは警務部長の運署を要す

第三條 總監官房部所に左の課係所を置く其の分掌事務左の如し

保安衛生部 庶務課 庶務係 人事相談係

保安部 庶務課 庶務係 人事相談係

交通課 交通係

- 一 陸上交通警察に關すること
- 一 水上交通警察に關すること
- 一 航空警察に關すること
- 一 自轉車に關すること(ち)

生産・配給

- チーゼル自動車工業株式会社
- 東京市品川区東品川五の六一
- 川崎車輛株式会社
- 神戸市林田區和田山通一の六
- 日本内燃機株式会社
- 東京市蒲田區古市町一七七
- 車輪工業株式会社
- 東京市蒲田區南六郷三の二三
- 日本自動車配給株式会社
- 東京市麹町區丸の内二の一八

自動車統制會事業計畫

自動車統制會十七年度事業計畫は商工省に提出すると共に更に具體的且つに部別を統制會全體の大綱として作成、八月五日第五回評議員會に提示し之を決定した

- 昭和十七年度自動車統制會事業計畫
- 一、昭和十七年度生産擴充計畫並物資動員計畫を中心とする政府計畫の實施
- I、政府生産計畫の實施
- 生産擴充計畫、物動計畫の會員會社への生産擴充計畫並車發註品の生産を確保すべく會員會社より提出せる生産工程表の検討、製造完了報告書、生産狀況報告書による生産進行狀況の把握、或は適宜開進する生産

連絡會議の運営により、生産計畫遂行上の障害を排除し、其完遂を期す

2 各期に於ける資材の申請並消費割當會員會社の資材在庫量と生産割當數量とを睨み合はせ、其必要量を申請し、會員會社毎に割當配給をなし、之が數量的時期的入手の確保を斡旋し、生産計畫遂行に遺憾なからしむ

- 3、勞務計畫の實施に對する協力
- 會員會社の提出する求人申込書につき、其勞務實態の基礎調査資料並生産割當數量を參考となし、適正勞務量を査定し、厚生省に協力し、必要勞務量の確保を圖り、生産に支障なからざるやう斡旋協力す
- 4、資金計畫の實施に對する協力
- 會員會社の資金計畫書につき、其實施狀況を把握し、政府、金融統制會、資金關係機關とも十分連絡の上、希望意見を具申し、資金計畫の圓滑なる遂行に斡旋協力を行ふ
- 二、昭和十八年度生産擴充計畫並物資動員計畫を中心とする政府計畫案に對する參照
- 1、生産計畫の立案
- 政府に於て樹立する十八年度物資動員計畫並生産擴充計畫の參考に供すべく、自動車

關係業界の資料を蒐集し、適宜連絡會議より政府、會員會社の意見を參照綜合し、自動車並部分品の十八年度必須需要量を測定し、生産計畫を立案し、政府の立案樹立に對し協力參照す

2、資材計畫（燃料動力を含む）の立案

生産計畫に基き施設並消費資材の必要量を算定し、政府の物動並生産計畫決定に關する參考資料たらしむ

3、勞務計畫の立案

自動車業に關する標準所要勞務量を探究し之に基き生産計畫に對應する必要勞務量を算出し、以て國民動員計畫の參考資料たらしむ

4、資金計畫の立案

會員會社より徴收したる資金計畫書につき綜合的資金計畫を樹立し、之が實現のため關係當局並資金關係機關と充分連絡の上意見を具申し計畫遂行に資せんとす

三、大東亜共榮國自動車事業確立方策設定

- 1、基本計畫の立案
- 日滿支を中核とし、南方諸地域をも包含する大東亜共榮國內の自動車需給の急激なる變化に對應するが爲めに將來に於ける大樹立
- 前項に於ける整備の基本方針に基き現状の緊急情勢に應じて機械工製品工業整備要綱に依り一應の整備をなす
- (イ)自動車製造業者整備
- (ロ)自動車鍛造業者整備
- (ハ)會員指定協力工場整備
- 4、自動車並部分品配給機構の整備確立
- 自動車及部分品配給機構整備要綱に準據し之實施運用に萬全を期す
- 5、修理加工業者の整備統合に關する指導
- 自動車修理加工業者の必要性に不拘、構成員機能不十分に於ける斯業の能率化主難なる現状に鑑み、配給機構の整備に關連して之が整備統合を爲して經營の改善と修理能力の向上を計り、併せて修理工の素質の向上並質的的確性の爲、整理技術教育機關設立に付考究す
- 6、車體製造業の整備確立
- 斯業の情勢に鑑み自動車車體製造力の昂揚を期し、自動車製造會社の車臺製造と共に自動車生産の計畫化を計る爲全國に於ける車體製造業者の組織化を行ひ以て現下の要求に即應するの體制に整備せんとす
- 7、部分品製造業の整備確立

増産を圖るべく之に必要な各種の資料を蒐集し生産計畫の基本案を樹立す

- 2、生産分野の實定方針の決定
- この大増産段階に順應すべき生産機構、方式並其成立の各種條件等を考慮し、其方向に向つての整備方針を決定し漸次生産分野の實定を行はんとす
- 3、生産擴充に必要な資材及施設機械の機種並數量の研究立案
- 前示基本案實施に要する資材量、施設並施設用資材量、動力、燃料勞働力につき之が具體的計畫を樹案す
- 特に生産擴充用機械に付ては所要量を算定し、之が供給確保に對する方策を研究立案す
- 4、自動車事業の經營規模方式等の研究
- 將來生産増強を圖るが爲めには、自動車事業の經營規模、方式、立地等に付考究するの要あり、之に關する方針を策定す
- 5 自動車並部分品配給計畫の立案
- 生産計畫と併行して大東亜共榮國內各地の車種別、年式別、保有臺數並國情地勢及共

生産・配給

- 4、勞働力確保策の研究
- 自動車事業に必要な各種職種に付その技能程度代替性等に關する實地的考察並一定規模に於ける標準所要勞務量の検討をなし以て大東亜共榮國自動車事業確立に必要な技能者の養成並之が配置方策を研究せんとす
- 四、自動車事業整備對策
- 1、整備に關する基本方針の立案
- 自動車事業の將來の發展段階を考慮すると共に、現在資材供給の不充分に對處するが爲に配給機構の整理進捗と併行して、部品製造業、車體製造業、修理加工業等の整理能率化を圖り各分野の統一的有機的連繫を有するが如く自動車事業全般の整備方針を立案す
- 2、統制會々員の追加促進
- 自動車事業全般の整備を圖り、統制ある發展を期するが爲めに統制會第二次追加會員加入を促進す
- 3、機械工製品工業整備要綱による整備案

樹立

前項に於ける整備の基本方針に基き現状の緊急情勢に應じて機械工製品工業整備要綱に依り一應の整備をなす

(イ)自動車製造業者整備

(ロ)自動車鍛造業者整備

(ハ)會員指定協力工場整備

4、自動車並部分品配給機構の整備確立

自動車及部分品配給機構整備要綱に準據し之實施運用に萬全を期す

5、修理加工業者の整備統合に關する指導

自動車修理加工業者の必要性に不拘、構成員機能不十分に於ける斯業の能率化主難なる現状に鑑み、配給機構の整備に關連して之が整備統合を爲して經營の改善と修理能力の向上を計り、併せて修理工の素質の向上並質的的確性の爲、整理技術教育機關設立に付考究す

6、車體製造業の整備確立

斯業の情勢に鑑み自動車車體製造力の昂揚を期し、自動車製造會社の車臺製造と共に自動車生産の計畫化を計る爲全國に於ける車體製造業者の組織化を行ひ以て現下の要求に即應するの體制に整備せんとす

7、部分品製造業の整備確立

自動車部分品の生産確保、品質の向上は喫緊にして之がため全部分品業者を、其の有する設備、技術並經營状態等の關係を考慮しつゝ、生産分野の畫定をなし、斯業に於ける総合的生產能力の増強、資産及努力の有効利用を圖らんとす

1. 生産能率増進及物資活用對策
 1. 施設に於ける生産路の補正

施設に關しては主として現況の機械運轉率を調査し生産擴充用機械の所要數量に關する基本計畫と對比して之が隘路を發見し之が變更移轉を策する等補正の方策を講ず
 2. 生産餘力の活用

會員會社其他利用工場の生産能力を検討し計畫生産數量と對比し其餘力を有効に利用すべきの方途を講ず
 3. 不良品對策

加工不良品、材料不良品、破損部分品の實態を把握し、其原因を究明し、會員會社とも協力し之が對策を講ず
 4. 勤務能率の増進方策

勞務管理上より見たる生産阻害原因を探究し之が排除に努め、更に進んで勤務能率増進に關する具體的方策を樹立せんとす、之が實施に當りては厚生省、産報及其他の關

利用を圖る

2. 休車率の減少策

現在相當高率に上れる休車の原因の受除につき、使用者、官廳とも充分連絡を保ちつゝ、休車率の減少を圖る
3. 中古車の再生修理並更生加工

現保有車輛中より其使用程度、破損程度により廢棄として廢棄すべきもの或は加工の上他の用途に更生せしむべきもの或は修理を行ひ車輛命數の延長を圖る等の計畫を樹立し、自動車輸送力の増強を圖る
- 八. 技術向上對策
 1. 自動車性能調査研究

内外自動車の性能に關し調査研究をなし、東亞共榮圈各地状況を考慮して最適の自動車の研究をなすと同時に其の長を採り短を捨て以て現在の自動車性能の向上に資す
 2. 設計規格の統制

(イ) 自動車部分品番號の整備統一
各社區々の業式を整備し各自動車部分品は同一様式の部分品番號により整理し自動車關係業務の單一化を圖らんとす
(ロ) 共通部分品の普及採用
各車に合理的設計の共通部分の採用を實行し、部品の互換性の増大、生産供給に依る

係官廳或は團體と連絡し其運営に遺憾なきを期せんとす

5. 遊休施設並死蔵資材の調査回收

會員會社の軍關係以外の工場につき商工省機械局直轄による機械工業遊休設備並死蔵資材の調査をなし、設備整團に供出する等適當なる方途を講ず
1. 死蔵修理用部分品の適正利用計畫の樹立並實施

配給機構の整備後には各地方配給會社より在庫報告を定期徴收し、之が在庫數と需要量とを照合し以て各地方會社の在庫數を調節し更に下部機構に於て死蔵するものに就きては地方會社をして之が調査報告に當らしめ適正利用計畫を樹立す
- 六. 資産對策
 6. 不足資産に對する對策

東亞共榮圈内資産並之が開設状況を調査の上生産上不足せる資産特に現在不足せる銅等非鐵金屬並石綿等に就きては其代用化、節約を立案すると共に、材料加工品の入荷不均衡を緩和し協力工場の間接資産工具消耗品の不足を圓滑化し資産確保の萬全を期す
 2. 滑油の使用合理化對策

滑油資源の不足に鑑み其使用を合理化し消費削減を計り更に再整方法の實情を普及せんとす

3. 代用燃料に關する研究

自動車燃料に就き廣く東亞共榮圈内の燃料資源につき調査すると同時に代用燃料の利用並之に伴ふ自動車機構の改造につき研究を行ふ
4. 資産配給に關する各種關係法規統制要綱等の検討並之が對策樹立

既存關係法規を具體的に検討し、本會所期の目的達成のため阻害條件となる如き物資配給法規並統制要綱に付ては之が改善對策を考究し資産現物入手の圓滑化を圖る
5. C5 資産の割當増加對策の攻究

修理用資産の不足せる現状打開のため該資の重要性並配給實績を實證する資料を蒐集作製し以て生産擴充資材との同格化、圓滑なる割當量の確保を期す
- 七. 車輛維持對策

内外地を通じ共榮圈内の保有車輛につき各地域別、車種、年式、臺數等の調査を基礎とし、之が命數の延長を眼目として修理用部分品補給計畫を立案、既存自動車の更生

統一を行ふ

- 九. 經理改善對策
 1. 經理一般に關する監査統制指導並改善對策

會員會社の決算書類、原價計算書類等の資料を徵收蒐集し、又は臨場監査することにより經營各析或は經營比較をなし、經營上の長短を發見し之が改善對策を具體的に立案實施指導す
 2. 自動車事業統一原價計算要綱の實施に關する協力並指導

(イ) 實施點檢促進指導
近く發布さるゝ自動車工業統一原價計算の綱實施につき極力促進協力するは勿論之が實施に對し指導誘致す
(ロ) 自動車事業關係中小工場の原價計算準則の立案
近く發布さるゝ統一原價計算要綱は比較的大規模なる工場に適用さるゝものなるを以て中小工業に施行さるべき原價計算準則を立案す
 - 一〇. 自動車並部分品の配給機構の整備に伴ふ配給の適正化

各地に於ける自動車の年式別、車種別、保有臺數を調査し、且つ修理用部分品一車

り適正所要を算出し、此等を参考的基础資料として各府縣別に適正配給量を檢出する之が實施に際しては中央地方各配給會社をして機構改變に伴ふ業務溢漏を排除し、圓滑なる配給活動をなさしむるやう督勵す

一、物價政策に對する協力

1、自動車並部分品の適正價格の檢討 價格の公定、改訂等につきては政府の決定する處なるも、之が決定に資すべき参考明細資料を作成し、特に今般成立を見たる日本自動車配給株式會社の介入による販賣價格につきては民需、軍需、海外向等につき夫々適正價格を檢討調整に資す

2、修理加工費、中古車販賣價格の調整

各種修理作業、中古車再生修理並更生加工費につき調査檢討、同時に中古車使用狀態破損程度による中古車販賣價格の最高買取價格、中古車の公定價格の適正價格制定に寄與せんとす

二、各種會議の設置運用

本統制會設立の趣旨に鑑み、其運営の萬全を期すべく、隨時連絡協議すべき事項につき適宜會内、會員會社との間に委員會を設置し綜合的見地より之が運用をなす (イ) 生産委員會

- (ロ) 資材委員會
 - (ハ) 技術委員會
 - (ニ) 勞務懇談會
 - (ホ) 經理委員會
- 一三、各種自動車關係協會との協調方法の研究

從來結成運營され居りたる商工省技術委員會、帝國自動車協會、兵器工業會軍用自動車部會等各種自動車關係協會の協議研究は自動車事業の發展伸長に關し寄與する處大なり、問題の性質によりては本會と相互に協力し以て一層其實を擧ぐるを要するに付之が協調方法の研究をなす

一四、本統制會會報の發行

自動車事業の統制運營を圓滑ならしめ會員及業界の指導啓蒙及本會の事業狀況の周知報道並に事務局と會員との連絡を緊密にすべく定期的なる機關誌を發行す

自動車統制會統制規程

自動車統制會の統制規程は昭和十七年七月二日付官報を以て商工商より告示された

第一條 本規程に於て自動車とは自動車及同部分品(以下單に自動車と稱す)にして會長の指定したるものを謂ふ

第十一條 會員は一定期間毎の會長の指定したる自動車の納入狀況を記載したる書類を會長に提出すべし

會長必要ありと認むるときは會員に對し前項の書類の外受領書の寫其の他の證書書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十二條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し自動車の販賣に關し條件、時期、販賣先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第十三條 會長事業の統制運營上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業設備の新設、増設、變更、廢止、休止、貸與、借受、讓渡又は讓受に關し必要なる事項を指示することあるべし

會長事業の統制運營上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業の開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委宰經營又は共同經營に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し一定期間毎の事業設備の建設狀況を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第二條 會員は一定期間毎の自動車の製造及販賣に關する事業(以下單に事業と稱す)の事業計畫を定め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長第一項の規定に依る承認若し不承認の處分を爲し又は前項の規定に依り命令を爲さんとするとき商工大臣の承認を受くるものとす會員は第一項の事業計畫を實施すべし

第三條 會員は一定期間毎の其の事業に要する資材(燃料及動力並に部分品及附屬品を含む以下單に資材と稱す)にして會長の指定するものの需要豫定數量を記載したる資材計畫書を會長に提出すべし

第四條 會長必要ありと認むるときは會員をして資材の使用狀況若し取得狀況に付必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し資材の使用若し取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第五條 會長資材の需給調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し資材の保有、交換、貸與又は讓渡に關し必要なる事項を指示することありべし

第六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し生産分野の豫定、生産の適當、規格の指定したる場合は此の限に在らず

第十五條 會員は一定期間毎の自動車の輸送豫定數量を記載したる輸送送計畫書及一定期間毎の自動車の輸送數量を記載したる輸送実績報告書を會長に提出すべし但し會長の指定したる場合は此の限に在らず

第十六條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し自動車の製造技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十七條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し自動車の製造に必要なる見本機械又は圖面の利用に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十八條 會員は一定期間毎の所要資金の額及調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第十九條 會員は一定期間毎の從業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務実績報告書を會長に提出すべし

第二十條 會長自動車生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し從業者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十一條 會長必要ありと認むるときは會員に對し自動車の豫定原價計算又は原價計

統一其の他自動車の製造に關し種類、數量其他必要なる事項を指示することあるべし 會員にむを得ざる事由に因り前項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第七條 會員陸軍又は海軍より資材の配給を受くべき自動車を受託せんとするときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし但し已むを得ざる事由に因り事前の届出を爲すこと能はざるときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし

第八條 會員は會長の指定したる自動車の一定期間毎の生産工程計畫を記載したる生産工程を會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは前項の生産工程計畫の變更を命ずることあるべし 會員は第一項の生産工程計畫を實施すべし

算を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第二十二條 會長特に必要ありと認むるときは會員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十三條 會長事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金・補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第二十四條 會員は一定期間毎の事業状況を記載したる事業報告書を會長に提出すべし

第二十五條 會員は一定期間毎の燃料反動力の使用數量を記載したる燃料動力使用実績報告書を會長に提出すべし

第二十六條 會員は一定時期に於ける資材の保有状況を記載したる資材保有報告書を會長に提出すべし

第二十七條 會員は法人に在りては毎營業年度經過後遅滞なく財産目録・貸借對照表・營業報告書・損益計算書・利益金の處分に關する書類及當該營業年度の收支決算を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に事業に關する前年の收支決算を記載したる書類を會長に提出すべし

第二十八條 左に掲ぐる場合に於ては會員は項 六、定款、統制規程の制定、改廢に關する事項

七、過意金の賦課に關する事項

八、委讓權限及統制規程に依る統制會の命令、許可、認可、承認に關する事項

九、自動車事業に關する諸法令の研究及立案に關する事項

一〇、會報の編輯發行及本會の情報に關する事項

一一、總會、評議員會其他重要會議案に關する事項

一二、重要諸契約の締結に關する事項

一三、其他會長又は理事長必要と認め特に指示したる事項

第三條 總務部に左の二課を置く

1 秘書課分掌左の如し

一、秘書に關する事項

二、人事に關する事項

三、重要會議開催に關する事項

四、庶務課分掌左の如し

一、公印の捺印及保管に關する事項

二、會内諸規則の制定施行に關する事項

第三十三條 本規程に依り報告を命ぜられたる會員は遅滞なく眞實の報告を爲すべし

第三十四條 會員は本規程に依り提出すべき書類に眞實の記載を爲すべし

自動車統制會事 務局分掌規程 (昭和拾七年九月廿日)

第一條 事務局に企畫室及左の五部を置き事務を分掌せしむ

一、企畫室

二、總務部

三、生産部

四、資材部

五、配給部

六、技術部

第二條 企畫室の分掌左の如し

一、政府の生産力擴充計畫及物資動員計畫への參畫に關する事項

二、自動車事業に關する基本計畫樹立に關する事項

三、自動車事業に關する綜合的調査並に計畫に關する事項

四、會内調査事務の調整に關する事項

五、統制會構成員の加入、脱退に關する事項

第三條 施設課分掌左の如し

一、生産施設に關する計畫の樹立及遂行に關する事項

二、設備の活用に関する事項

三、施設用資材の需要計畫に関する事項

四、其他生産施設に関する事項

第五條 資材部に左の三課を置く

1 鐵鋼課分掌左の如し

一、鐵鋼需要計畫樹立並に取得に關する事項

二、鐵鋼配給申込並に割當に関する事項

三、鐵鋼需給調整斡旋に関する事項

四、發註承認書の處理に関する事項

五、修理用部分品資材需要計畫並に取得に關する事項

六、修理用部分品資材の割當に関する事項

七、資 割當證明書發行證印に關する事項

八、其他部内綜合事務に關する事項

2 非鐵金屬課分掌左の如し

一、非鐵金屬需要計畫樹立並に取得に關する事項

二、非鐵金屬配給申込並に割當に関する事項

三、非鐵金屬需給調整斡旋に關する事項

3 非金屬課

一、從業者の訓練及福利に關する事項

二、其の他勞務統制に關する事項

三、其の他勞務統制に關する事項

四、其の他勞務統制に關する事項

五、其の他勞務統制に關する事項

六、其の他勞務統制に關する事項

七、其の他勞務統制に關する事項

八、其の他勞務統制に關する事項

九、其の他勞務統制に關する事項

一〇、其の他勞務統制に關する事項

一一、其の他勞務統制に關する事項

一二、其の他勞務統制に關する事項

一三、其の他勞務統制に關する事項

一四、其の他勞務統制に關する事項

一五、其の他勞務統制に關する事項

一六、其の他勞務統制に關する事項

一七、其の他勞務統制に關する事項

- 一、非金屬需要計畫樹立並に取得に關する事項
- 二、非金屬配給申込並に割當に關する事項
- 三、非金屬需給調整斡旋に關する事項

第六條 配給部に左の二課を置く

- 1 車輛課分掌左の如し
 - 一、車輛の配給計畫の樹立に關する事項
 - 二、車輛の配給實施の指導に關する事項
 - 三、車輛の價格に關する事項
 - 四、車輛の輸送計畫の樹立並に實施に關する事項
- 五、其他車輛の配給統制に關する事項

2 部品課分掌左の如し

- 一、修理用部分品の配給計畫の樹立に關する事項
- 二、修理用部分品の配給實施の指導に關する事項
- 三、修理用部分品の價格に關する事項
- 四、修理用部分品の輸送計畫の樹立並に實施に關する事項
- 五、其他修理用部分品の配給統制に關する事項

第七條 技術部に左の三課を置く

1 技術課分掌左の如し

- 一、自動車及部分品の設計及規格の統制指導に關する事項
- 二、製作技術の向上及作業能率の増進に關する事項
- 三、自動車性能向上に關する事項
- 四、検査規格の制定に關する事項

2 材料課分掌左の如し

- 一、材料材質の規格の統制指導に關する事項
- 二、材料の製作技術の向上、材質の改良に關する事項
- 三、其他材料に關する事項

3 燃料課分掌左の如し

- 一、燃料油脂及之等の代用品に關する事項
 - 二、代用燃料使用裝置に關する事項
- 第八條 事務局に事務局長一名を部は部長一名を置く
 事務局長は理事長を以て之に充つ、事務局長は事務局を統轄す
 部長は理事の中より會長之を命ず、部長は事務局の事務を分掌す
 第九條 事務局に左の職員を置く

參事
 副參事
 主事

書記

職員

職員は上司の命を承け事務に従事す
 第十條 會長必要ありと認むるときは部に次長を置くことを得、次長は參事より會長之を命ず、次長は重要部務に付部長を補佐し、部長事故あるときは其の事務を代行す
 第十一條 課に課長又は課長心得を置く
 課長及課長心得は參事又は副參事より會長之を命ず、課長及課長心得は部長の指揮に依り當該事務を分掌す
 第十二條 課に係を置く、各係の事務分擔は部長之を定む
 係に係長又は係長心得を置く、係長及係長心得は主事より部長之を命ず、係長及係長心得は課長の指揮に依り當該事務を分掌す

自動車統制會

技術委員會小委員會

自動車統制會技術委員會の具體的運営方法たる各部門小委員會は六月五日發會式を舉行した
 ▼自動車所要資材調査小委員會

- 倉田(トヨタ) 鍋谷(日産) 荒牧(ディーゼル) 池田(車輪) 松本(統制會) 田中(幹事)
- ▼部品番號統一小委員會
野間口(トヨタ) 吉城(日産) 荒牧(ディーゼル) 前澤(川崎) 鈴木(日産) 池田(車輪) 平岩(統制會) 角谷(幹事)
- ▼鋼代替資材研究小委員會
野間口(トヨタ) 吉城(日産) 川崎(ディーゼル) 前澤(川崎) 鈴木(日産) 松本(統制會) 田中(幹事)
- ▼長纖維石綿消費節約小委員會
倉田(トヨタ) 吉城(日産) 山崎(ディーゼル) 前澤(川崎) 犬丸(日産) 松本(統制會) 森本(幹事)
- ▼機關検査法小委員會
野間口(トヨタ) 丸田(日産) 駒場(ディーゼル) 橋田(川崎) 犬丸(日産) 阿部(車輪) 前田(統制會) 板野(幹事)
- ▼自動車製造用工作機械仕様小委員會
豊田(トヨタ) 丸田(日産) 駒場(ディーゼル) 橋田(川崎) 犬丸(日産) 阿部(車輪) 稻田(統制會) 板野(幹事)
- ▼車輛規格小委員會
倉田(トヨタ) 鍋谷(日産) 荒牧(ディーゼル)

- ル) 平岩(統制會) 阿部(幹事)
- ▼JES連絡小委員會
豊田(トヨタ) 丸田(日産) 駒場(ディーゼル) 橋田(川崎) 鈴木(日産) 阿部(車輪) 前田(統制會) 森本(幹事)
- ▼部品検査規格小委員會
豊田(トヨタ) 丸田(日産) 駒場(ディーゼル) 橋田(川崎) 犬丸(日産) 池田(車輪) 前田(統制會) 横田(幹事)
- ▼滑油消費節約並に規格小委員會
野間口(トヨタ) 吉城(日産) 山崎(ディーゼル) 橋田(川崎) 鈴木(日産) 阿部(車輪) 前田(統制會) 阿部(幹事)
- ▼共通部品小委員會
倉田(トヨタ) 鍋谷(日産) 荒牧(ディーゼル) 前澤(川崎) 鈴木(日産) 池田(車輪) 前田(統制會) 阿部(幹事)

自動車統制會資材委員會

自動車統制會資材委員會は成立同八月十八日第一回委員會を開催
 資材委員會委員長及幹事名簿
 委員長 木村 靜一(統制會資材部長)
 委員 池永 巖(トヨタ自動車常務)

| | |
|----|-------------------|
| 同 | 大野 修司(同 企畫部長) |
| 同 | 大竹正太郎(日産自動車購買部長) |
| 同 | 田中富士雄(同 第一購買課長) |
| 同 | 堀田 齋(ディーゼル工務部長) |
| 委員 | 渡邊 初男(同 工務部次長) |
| 同 | 吉田 正俊(同 營業課長) |
| 同 | 島津澤次郎(川崎車輛工務課長) |
| 同 | 高橋 幸延(同 東出張所掛主任) |
| 同 | 海老原靖正(日本内燃機材料課長) |
| 同 | 中山 直己(同 業務部 第一課長) |
| 同 | 上田 健二(同 重役室主事) |
| 同 | 市原 増吉(車輛工業常務) |
| 同 | 河原佐志郎(資材兼營業課長) |
| 同 | 天木 善平(同 購買課長) |
| 同 | 松本 肇一(統制會資材課長) |
| 同 | 平岩 弘(同 生産課長) |
| 幹事 | 横田 榮雄(同 生産課主査) |
| 同 | 飯島 克己(同) |
| 同 | 池田 愛雄(同 資材課主査) |
| 同 | 苦瓜 利夫(同) |
| 同 | 田中 貫一(同) |
| 同 | 關山順之助(同) |
| 同 | 大館 明(同) |

資材委員会規程

- 第一條 本統制會に資材委員會（以下單に委員會と稱す）を置く
- 第二條 委員會は本統制會並に會員相互間の資材に關する事項に付協議することを以て目的とす
- 第三條 委員會は委員長及委員若干名を以て構成す 委員長は資材部長を以て之に充て委員は本統制會職員並に會員の推薦したる者に付委員長之を任命若は委嘱す 但し必要に應じ臨時委員を任命若は委嘱することを得
- 第四條 委員會は毎月一回定時に之を開くものとす 但し委員長必要ありと認むるときは隨時之を招集することを得
- 第五條 委員長は會務を統べ會議の議長となる委員長事故あるときは委員長の指名により委員中の一名之を代行す
- 第六條 委員會に幹事を置き委員會の庶務を整理せしむ 幹事は本會職員を以て之に充つ
- 第七條 委員長は幹事をして委員會の決議事項協議事項報告事項に付會議議を作成せしめ會長に報告するものとす

第八條 委員長に於て特定事項の協議を必要と認むるときは小委員會を設けることを得
附 則
本規程は昭和十七年八月一日より之を實施す

自動車及部分品配

機構整備

自動車及同部分品の配給に關しては、從來主として既存の販賣機構を基礎として各車種に付き、別個の機構を通じて實施し來つたが商工省機械局では、昭和十七年六月五日付を以て、自動車及同部分品の全般に亘り販賣機構を一元化し、配給の円滑、適正を期し併せて經費の節減、餘剩勞力の供出に資せしめんとしたつた

自動車及同部分品配給

機構整備要綱

（商工省機械局 昭和十七年六月五日）

一、方針

我國自動車及同部分品（附屬品及工具を含む以下同じ）の販賣の現況に鑑み概ね左 記

項を自途とし之が二元的配給機構を整備せんとす

- (一) 生産及配給部門を經營上分離し製造業をして生産に専念せしめ以て技術並に品質の向上を圖ること
- (二) 二元的計畫配給の實施に依り配給の円滑、適正を期し以て輸送力の確保を圖ること
- (三) 現在販賣機關を整備し經營の合理化に依り經費の節減を圖り併せて餘剩勞力の供出を圖ること
- 二、要 領
- 一、日本自動車配給株式会社（假稱）の設立 自動車及同部分品の配給を二元的に統制する爲中央に之が一手買取並に販賣を行ふ會社を設立すること
- (一) 構 成
- 1、組織は株式会社とすること
- 2、資本金は自動車統制會長に於て指示すること
- (註一) 資本金は一千萬圓全額拂込にて現金出資なること
- (註二) 出資者の現有せる設備施設は會社創立後必要に應じ賃借又は買取ること
- 3、出 資 者

- 1、日産自動車株式会社及日産自動車販賣株式会社
 - 2、トヨタ自動車工業株式会社（販賣部門を含む）
 - 3、デーゼル自動車工業株式会社（同上）
 - 4、日本自動車部分品工業組合
 - 5、自動車部分品の卸賣業者（全國自動車部分品工業組合聯合會協力者）
 - 6、地方自動車配給株式会社
 - 7、日本自動車修理加工工業組合聯合會
 - 8、全國貨物自動車運送事業組合聯合會
 - 9、全國乗合自動車運送事業組合聯合會
 - 10、日本通運株式会社
- 右の内6、乃至10の業者は其の希望により出資せしむること
- (二) 機 能
- 自動車及同部分品の一手買取並に販賣を爲すを主たる業務とすること
- (註一) 自動車に關する業務
- イ、乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車又は其の車臺を自動車製造業者より製造業者販賣價格にて買取ること
 - ロ、陸軍並に資材支給の需要に對しては完成車に附屬品工具等特定のものを買備の上直接納入すること

- ハ、一般需要に對しては地方自動車配給株式会社を通じて販賣すること
- ニ、海外需要に對しては直接又は輸出調整機關を通じて輸出すること
- ホ、製造業者に代つて故障に對する保證業務を行ふこと
- ヘ、自動車使用上に関する諸般の指導を行ひ汎く技術的資料を蒐集し製造技術の向上に資すること
- ト、自動車統制會の生産、配給計畫の樹立に資する爲資料を蒐集すること
- チ、再生中古車の販賣統制を行ふこと
- (註二) 部分品に關する業務
- イ、自動車 理用部分品製造業者より検査の上製造業者の公定、協定、停止價格にて買取ること
- ロ、出資卸業者の在庫品は現行自動車 理用部分品配給統制規則改正の日現在を以て既約定品と未約定品に登録せしめ、必要に應じ検査の公定、協定、停止價格にて買取ること
- ハ、日本自動車製造工業組合並に全國自動車部分品工業組合聯合會に對しては現行自動車 理用部分品配給統制規則改正の日現在の在庫表並に製造業者別註文總高

- 表を作成せしめ、本會社に移管すること
- ニ、製品の規格、品質を検査し合格品にマークを附し不合格品の市場流出を防止すること
- ホ、配給に關しては註一に準ずること
- (三) 取扱品目
- 1、自動車製造事業法に依る許可會社の製造に係る自動車及同部分品（デーゼル自動車工業株式会社製造に係る軍納品を除く）
- 2、日本自動車部分品工業組合所屬組合員の製造に係る自動車部分品
- 3、前(一)3、の5、業者の現に在庫する自動車部分品
- 4、其の他必要と認めらるる者
- (註) 軍納の部分品に就ては軍に於て製造業者に直接發註なすことあるべきこと
- (四) 設備施設
- 本社は東京市に置き必要の地に支店又は出張所を設け、買取、検査、在庫、配給に必要な店舗、倉庫其の他の設備施設を保有すること
- 右は前(一)3、の1、乃至5、の出資業者の現存設備施設を賃借又は買取して之に充つるを本旨とすること

(五) 設立準備

- 1、自動車統制會理事長を設立準備委員長とし、商工省の承認を受けたる自動車統制會關係理事並に前(一)3、の1、乃至5、の出資業者の代表者を設立準備委員とし會社設立に必要な一切の準備に當らしむること
- 2、設立準備委員長は前1、に依り會社設立の大綱を樹立し六月二十日迄に商工省に協議すること
- 3、地方自動車配給株式會社の設立

日本自動車配給株式會社の下部機構として道府縣に地方自動車配給株式會社を設立すること

(一) 區域

一又は二以上の道府縣の區域に亘り一會社を設立すること

(註) 地方自動車配給株式會社の社名には當該道府縣名を冠すること

(二) 構成

- 1、組織は株式會社を原則とすること
 - 2、資本金は地方長官に於て指示すること
- (註) 資本金は現金出資とし出資者の現有せる設備施設は必要に應じ賃借又は買取ること

- 3、出資者は左のものにして地方長官の指定を受けたるものとする
- 1、日産自動車販賣株式會社營業所及特約販賣店
- 2、トヨタ自動車工業株式會社特約販賣店
- 3、ヂーゼル自動車工業株式會社販賣代理店
- 4、全國自動車部品工業組合聯合會の地方買受機關

(三) 機能

日本自動車配給株式會社より割當を受けたる自動車及同部分品を道府縣内に販賣を爲すを主たる業務とすること

(註一) 自動車に關する業務

- イ、日本自動車配給株式會社より乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車又は其の車臺を一手に買受け配給すること
- ロ、日本自動車配給株式會社に代りて故障に對する保證業務を行ふこと
- ハ、修理加工業務を行ふこと
- ニ、地域的需要並に使用情況に關して調査及報告すること
- ホ、再生中古車の販賣統制を行ふこと

(註二) 部分品に關する業務

イ、日本自動車配給株式會社より部分品を

一手に買受け配給すること

ロ、需給關係を日本自動車配給株式會社に傳へること

(四) 取組品

前二の(三)に準ずること

(五) 設備施設

買取、在庫、販賣に必要な設備施設を保有するの外自動車の修理に必要な限度に於て修理設備をも保有すること

右は前(二)の3、の出資業者の現存の設備施設を賃借又は買取して之に充つるを本旨とすること

(六) 下部機構の整備

- 1、道府縣内必要の地に販賣店を指定し販賣に必要な限度に於て店舗其の他の設備施設を保有せしむること
- 2、指定販賣店は地方長官現存の小賣業者中より之を選定すること

3、地方長官指定販賣店を選定する場合に於ては其の經營者、設備及配給數量等を考慮し同滑適正なる配給を期し得る様措置すること

(七) 現存販賣機關に對する措置

現存販賣業者の整備に付ては左の諸點に留意するの他小賣業に付ては『小賣業整備要

綱』(昭和十七年五月十二日付一七振第二九六九號)に準據し之が徹底を期すること

- 1、全國自動車部品工業組合聯合會の地方買受機關の構成員に對しては其の卸賣實績其の他を考慮の上前(二)の3、の出資業者の持株を譲受くることを得るものとする
- 2、現存の自動車部分品小賣業者に關しては前(六)に依り其の設備施設の有効利用を圖ると共に從來の實績其の他を考慮の上前(二)の3、の出資業者の持株を譲受くることを得るものとする
- 3、自動車の修理加工を兼業する者にして適當なる設備施設を有する者は修理加工專業者として育成すること
- 4、會社に於て買取若し賃借せざる設備施設を所有する販賣業者又は指定販賣店若しは修理加工專業者となり得ざる販賣業者に對しては會社に於て適當なる共助方策を講せしむると共に國民更生金庫に於て之に對する措置を爲さしむること

(八) 設立準備

- 1、地方長官は商工省に協議の上出資業者中より設立準備委員を選出せしめ會社設立に關する準備に當らしむること

2、地方長官は前1、に依り會社設立の大綱を樹立し七月十日迄に商工省に協議すること

日本自動車配給株式會社

設立準備委員會

日本自動車配給株式會社は自動車及同部分品配給整備要綱決定と共に自動車統制會長の人選せる配給會社設立準備委員は商工省機械局長の承認を受け

- 委員長 鈴木 英雄
 - 委員 自動車統制會理事 朝倉 每人
 - トヨタ自動車工業 豊田喜一郎
 - 株式會社社長 林 桂
 - ヂーゼル自動車工業 大來 修治
 - 株式會社社長 久芳 小六
 - 工業組合理事長 寺澤 健
 - 東京自動車工業株式會社專務取締役 寺澤 健
- 以上の委員が決定、六月六日設立準備委員會を開會、右委員出席、商工省側より佐藤機械局長、武内動力機械課長、鷲見事務官、寺澤技師、統制會より鈴木會長列席の下に開會され、鈴木委員長より開會の趣旨を述べ協議に

入り、發起人の件に關し朝倉委員より委員全員の發起人引受方希望せる處久芳委員は設立事務は見るも發起人としては全國部品工業組合聯合會協力者の先聲に指名相成度、會の内閣關係は之が爲め紛議を起さざる様責任を以て引受くる旨言明、大來委員は部品工業組合理事會に諮り個人として發起人を引受くることとなり、八日發起人を指名することとし、次に株式引受は統制會より左の案を提示一同之を承認

トヨタ、日産、ヂーゼル各二百萬圓、部品工業、協力者各百萬圓、殘額二百萬圓は地方配給と他の三聯合會(日修聯、貨物、乗合自動車)及日本通運にて應募引受の見込にて引受株剩餘分あらば發起人にて引受けのこと

發起人總代は鈴木委員長たること

定款の承認及臨時資金調整法による會社設立認可申請書に添付すべき書類其他の事項は第一回發起人會に於て決定すべきこと

以上を以て協議を終り佐藤局長より『機械局長として最初の配給新機構の計畫に付出来るだけ健全に早く纏めることに致度、地方は各府縣廳に Outreach 連絡をとり中央は諸氏の協力を願ひ一日も早く設立致度し、手續上には

商工省側にて出来る便宜を計らふ考へである旨を言明、その後發起人會を開議することと三回にして日本自動車事業界に一新紀元を翻すべき日本自動車配給株式會社は七月十日その創立を見るに至り八月一日よりその業務を開始した

日本自配統制會員に

指定

日本自動車配給株式會社は八月二十五日付商工省告示を以て自動車統制會々員に追加指定された、従来の會員と併せて現會員數は七社となつた

▲商工省告示第九百二十五號

昭和十六年十二月商工省告示第九百九十七號(自動車製造及販賣に關する事業の統制會の會員たる資格を有する者の指定別件)中左の通り改正す

昭和十七年八月二十五日

商工大臣 岸 信介

『車輛工業株式會社 同市同區南六郷三ノ二』の次に『日本自動車配給株式會社 同市

麹町區丸ノ内二ノ一八』を加ふ

▽自動車統制會々員(八月二十五日現在) トヨタ自動車工業株式會社

愛知縣西加茂郡學母町大字下市場字前山八日産自動車株式會社 横濱市神奈川區寶町二丁目一丁目自動車工業株式會社

東京市品川區東品川五ノ六一

川崎車輛株式會社

神戸市林田區和田山通一ノ六

日本内燃機株式會社

東京市蒲田區古市町一七七

車輛工業株式會社 同市同區南六郷三ノ二三

日本自動車配給株式會社

同市麹町區丸ノ内二ノ一八

配給機構整備地方地

區別打合會

自動車及同部分品配給機構整備に伴ふ地方別打合會は六月十三日東京地區を手始めに商工省側より武内動力機械課長、駕見事務官以下統制會側より鈴木理事、西倉理事、加藤課長以下、地方廳各係長、各地に於けるトヨタ日産、ヂーゼル他外車買受機代表出席して左記地區別日程に依り地方配給會社設立に關する打合會を行つた、之に關し『地方自動車配給會社經營方針』を發表して各地方に於ける需給の調整を圖り地方共販經營の円滑萬全を期することとなつた

六月十三日 東京地區(東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、茨城、栃木、山梨、長野、新潟)

六月十七日 名古屋地區(愛知、靜岡、岐阜、三重、富山、石川、福井)

六月二十日 大阪地區(大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山、愛媛、高知、香川、徳島)

六月廿四日 廣島地區(廣島、岡山、鳥根、鳥取、山口、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄)

六月三十日 仙臺地區(宮城、福島、山形、秋田、青森、岩手、北海道)

以上に於て中央配給會社に關しては

一、取扱品目自動車部分品とは部分品配給統制規則に依らず非統制品目をも包含す

一、自動車部分品中に包含せらるべき附屬品及工具の範圍は從來自動車用のものとして取扱はれたるものは大體その中に含まるゝものとす

一、代燃機装置機並にタイヤは取扱品目に包含せず

一、六月九日の發起人會に於て中央會社の定款を作成し發起人間に於ける株の割當を決定、尙殘餘の株の割當は目下交渉中にて六

月廿五日頃には株式の拂込を終了七月一日頃創立の運びの豫定

一、區域は十二日の地方廳係長との連絡會議の結果、一府縣に一會社を設立することを方針決定せり

一、組織は株式會社を原則とするも各地方の事情に依り有限會社を可と認むる場合はそれに依るも可なり

一、資本金は別掲の如く統制會に於て作成したる基準を參考として各府縣に於て夫々相談せられ度

一、現存の自動車部分品小賣業者にして希望あり向に對しては地方會社への出資を認むる方針なり

一、會社設立大綱は七月十日迄とあるも出来る限り急速に着手せられ度

旨の補足的説明をなし、配給機構整備要綱に關しては、地方配給會社設立並に業務、舊會社の整理等、地方配給會社經營方針に關しては需給協議會設置、新配給會社の業務の簡便販賣價格、資本金額等に就て質疑應答を行ひ新配給機構確立に邁進する旨民一體の熱意ある成果を示した

▽地方自動車配給株式會社經營方針

一、地方需給協議會の設置

生産・配給

道府縣に於ける自動車及同部分品の需給調整其の他販賣統制に關する重要な事項を協議し地方自動車配給株式會社(以下地方會社と稱す)の經營を円滑ならしむる爲め地方會社に道府縣地方需給協議會を設置すること

(一) 本協議會の協議員は左の者を以て之を充てること

(一) 地方會社役員

(二) 指定販賣店代表者

(三) 道府縣自動車修理加工業組合代表者

(四) 運輸事業團體代表者

右の外道府縣係官を依囑し參與とすること (二) 本協議會は左の事項に付協議するものとすること

(一) 日本自動車配給株式會社より割當を受けたる自動車及同部分品の種類別販賣先別配給計畫

(二) 日本自動車配給株式會社に提出すべき自動車及同部分品の種類別販賣先別需要豫想數量

(三) 其の他販賣統制の目的達成に必要な事項

二、資本金額の決定

地方會社の資本金は別表(一)を參考基礎との地方長官の指示に基き適宜決定すること

三、出資比率の決定

地方會社の助資比率は從來の販賣実績、設備、資力等を參酌の上地方長官の承認を受け決定すること

右の販賣実績に關し自動車に付ては最近二ヶ年間に於ける販賣率同部分品に付ては其の取扱車種の當該道府縣保有率數を基準として算出すること

四、株式の譲渡

株式は會社の承認を得るに非ざれば之を他人に譲渡又は質入することを得ざらしむること

五、業務の範圍

地方會社は自動車需要者に販賣するの外自動車部分品に付ては卸賣のみを爲し直接販賣を爲さざるものとすること

六、販賣價格

(一) 地方會社は地方需給協議會の議を経中央會社よりの仕入價格に基き公定、協定又は停止價の範圍内に於て指定販賣店に配給すべき販賣價格並に需要者への販賣價格を決定すること

(二) 地方會社は道府縣修理加工業組合員の自動車部分品の定期需要に付ては販賣價格の割引を爲すこと

(一) 右の定期需要は日本自動車配給株式會社よりの指示の範圍内に於て種類別販賣先別配給數量を地方需給協議會の議を経て決定の上道府縣内配給計畫の中に明示すること

(二) 右に依り自動車部分品を買受けたる道府縣修理加工業組合員は其の買受けたる部分品を其の修理工場に於て自動車修理用に使用するの其他の第三者に販賣することを得ざるものとする

七、在庫基準

地方會社は常時年間所要部分品の見積金額の最低十分の一の額に相當する自動車部分品を在庫すること

八、既設置受備關との引續

地方會社は自動車修理用部分品配給統制規則の改正せられたる日現在を以て既設地方買受備關より既契約に基く其の在庫品及未入荷品に付移管を受け其の一切の事務を繼承すること(別表府縣別資本金基準額省略)

地方配 會社設立指示

日本自動車配給株式會社の設立に引續き、地方配給會社の設立に關し自動車統制會では昭和十七年七月二十一日附各地方配給會社設立準備委員長宛指示を以てそのあつたが、その指示事項左の如し

地方自動車配給株式會社設立に關する件

一、地方自動車配給株式會社一名統一化の件
過般地方プロック打合せ會に於て地方自動車配給株式會社の名稱には道府縣名を關する事と御説明申上候處徹底し難き點有之候に付商工省と協議の結果左の如く道、又は府、縣の字を附することと決定致候間御諒承被下度候

北海道自動車配給株式會社

〇〇府自動車配給株式會社

〇〇縣自動車配給株式會社

二、日本自動車配給株式會社定款變更の件
去る六月一四日付を以て日本自動車配給株式會社設立認可申請書類の中定款第二條を左記の通り變更すべき旨御當局より御下命有之候間創立總會後に於て直ちに變更手續致等に有之候
第一條 本會社は自動車及同部分品の需すの圓滑及價格の公正を圖る爲左の事業を營むを以て目的とす

一、自動車及自動車部分品の買取販賣並に輸移出入

二、前號に掲ぐるものの外本會社の目的を達成するに必要なる事業

三、勞務調整令による従業員引續の件

地方自動車配給株式會社従業員の入及就職に就ては勞務調整令の規制を受くることと相成り居り此の點萬端御手配のことと存候得共雇入の主たる對象たる同令の所謂技能者及一般壯青年に關する手續要領左記の通り爲令御通知申上候

一、技能者

自動車の修理工及運轉手、電話交換手等は凡て技能者として指定する尙調整令第四條の技能者指定を參照相成度

(一) 本人並に會社の連署を以て從業場所の所轄國民職業指導所長に對し「技能者雇入就職認可申請書」を提出す

(2) 但し從前の場所を移動することなく其の儘新會社に引續ぎ雇入れられたる場合は本令施行規則第五條第四號に該當するを以て何等の手續を要せず

二、一般青壯年

二十四歳以上四十歳未満、女子十四歳以上二十五歳未満の者にして技能者に非ざ

者を謂ふ、但し本年度の國民學校新修終了者に就ては別途規則の定あるに付所轄指導所に連絡照合被成度

(1) 本人並に會社の連署を以て從業場所の所轄國民職業指導所長に對し「特定的一般青壯年雇入就職認可申請書」を提出す

(2) 但し從前の場所を移動することなく其の儘新會社に引續ぎ雇入れられたる場合は規則第十條第二號に該當するを以て何等の手續を要せざること技能者の場合に同じ

(3) 一般青壯年の内月給百五十圓を越ゆる事務職員としての雇入の場合は何等の手續を要せず——本會施行規則第十條第六號及同上指定第一號に依る

(4) 新會社、工場が本令第七條第二號の指定事業を營む者として認められたる場合に於ては一般青壯年中専門學校程度以上の學校卒業者の雇入に就ては何等の手續を要せず——規則第十條第六號同上指定第二號に依る

追而自動車の整備加工業が調整令第十條第二號の指定事業なりや否やに就ては從來東角の疑義ありたる處なるも加工業は指定第四項第十二號自動車製菓業の附隨事業として其の

中に含ましめ之を指事業定と看做し取扱はるる筈に付右の御含みにて所轄指導所と御懇談の上整備加工の面を特に強調して當局の諒解を得置かるゝ方萬事に好都合なるべく且又今後調整令に依る從業者の配給割當上にも重大なる影響のるべきを以て特に御配慮相成度
尙自動車配給會社は本令第七條第二號の指定者たる「法令に依り物資の配給の統制に關する業務を行ふ者」に該當するものと看做すこと不可能なりとの當局の見解に依り當配給の部面は指定事業又は指定者として取扱はるゝこと困難なる事情に付御了知被下度

四、軍務休職従業員引續に關する件

日本自動車配給株式會社の設立に當り題記従業員引續の件大略左記の通り取扱ふことと相成申候間御參考に供せられ度候

(一) 日本自動車配給株式會社(以下新會社と稱す)の設立に依り業務の一部又は全部を新會社に移譲すべき會社(以下舊會社と稱す)當該部門の従業員にして現に入營、應召、應徴せる者、若し軍屬に在る者は新會社に於て之を引續ぎ採用すること。採用の期日は新會社の設立されたる日、若し新會社の設立後舊會社に於て退職となりたる日の翌日とすること

(二) 一により採用となりたる者に對しては採用と同時に新會社に於て休職を命じ休職期間は勤務年限に算入す。但し工員の入營期間に勤務年限に算入せざること
(三) 二に依り休職となりたる者除隊し、若しは徵用、軍屬を解除されたるときは運搬なく復職を新會社に願出で二週間以内に出社すること。但し己むを得ざる事由に依り出社し得ざる場合は其の理由を具して届出づること
(四) 二に依り休職となりたる者に對しては左の軍務休職手当を支給す

| | | | |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 社 員 | 工 員 | 社 員 | 工 員 |
| 妻帶者 | 妻帶者 | 妻帶者 | 妻帶者 |
| 入營月俸の三分の一 | 同上 | 日給の九日分 | 同上 |
| 應召月俸の八割 | 同上 | 日給の六日分 | 同上 |
| 應徴從來の支給額と軍屬支給額との差額 | 同上 | 日給の十二日分 | 同上 |
| | 同上 | 日給の十七日分 | 同上 |

(但書省略)

(五) (省略)
五、在庫部分品評價基準の件
舊會社の在庫部分品を地方自動車配給株式會社が買受くる價格に就ては各地とも概ね

部分品原價に運賃諸掛（運賃、荷造費、保険料及金利）を加算したるものを以て評價さる、機關及び申候處右運賃諸掛は當會に於て調査したる結果部分品原價に左記比率を乗じたるもの適正と考へられ候につき御参考に供せられたく御通知申上候
尙外車部分品に就ては配給協力者の所在地（出荷地）區々にして比率の算定困難に候得共トヨタ、ニッサンに準じて差支へなき哉と被存候（別表各府縣別車種別比率表省略）

六、帳簿組織並に記帳方法統一化の件
地方自動車自給株式會社設立の上は各社の帳簿組織、記帳方法の統一化を圖り同一様式による會計記録（決算報告其他）を定期に御報告願ひ度と存じ居り目下之が形式につき切角研究中に有之候間豫め御合置被下度御連絡申上候
尙細目決定の上は改めて御連絡申上可く候得共大標は日産自動車販賣店或はトヨタ自動車特約店に於て現に採用しあるものに現下の諸事情を加味したるものと相成可く候
七、地方自動車配給株式會社の機械設備、關する件

地方自動車配給株式會社が修理工場に設置する機械設備に就ては機械設備制限規則の適用を受へること、相成居り、各位既に御諒知の事と存上候得共右手續概略爲念左記の通り御連絡申上候
機械設備制限規則の適用を受くる機械とは金屬工作機械にして切削研磨用のもの及び鍛造用のものに有之其の細分は
一、切削研磨用
普通旋盤、タレット旋盤、自動旋盤、堅旋盤、其の他の旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、齒切盤、平削盤、形削盤、金切鋸盤、ブローチ盤、ボーリングマシン、其他
二、鍛造用
火造プレス、蒸氣槌、空氣槌、落槌、其の他の槌機、其の他の火造機
等にして地方自動車配給株式會社が此條の機械を新設又は増設（譲受、借受又は入替に依る場合を含む以下同じ）する場合機械設備制限規則を適用せらる事と相成居候
即ち規則第二條に依り機械設備の新設又は増設を爲さんとする者は其の設備が自動車又其の部分品の製造（加工を、む以下同じ）に使用せらるゝものなる場合商工大臣

の許可を必要とする次第に御座候
但し臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り會社の設立に付認可を受け第一回拂込株金に依り機械設備の新設を爲さんとするとき及び臨時資金調整法第四條の二の規定に依り許可を受け機械設備の新設又は増設を爲さんとするときには前記の許可不要に有之候間資本金二十萬圓以上の地方自動車配給株式會社にして臨時資金調整法第四條第一項の規定に依り會社の設立に付認可を受け、又は資本金十萬圓以下なるも五萬圓以上の事業設備の新設又は増設をなす地方自動車配給株式會社にして臨時資金調整法第四條第二項の規定に依り許可を受け、機械設備の新設又は増設を爲さんとする場合に唯臨時資金調整法第二條第五號、第七號に掲ぐる認可又は許可を受けたる事を證する書面を添付の上左に掲ぐる事項を記載したる書類を地方官に運送なく提出するに止まる事と相成居候
一、機械設備の新設又は増設を爲さんとする工場名稱及び位置
二、新設又は増設を爲さんとする機械設備の種類別數量
三、新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品

資本金二十萬圓以下且事業設備五萬圓以下に於て臨時資金調整法の適用を受けざる地方自動車配給株式會社が前述の機械を新設する場合は
一、機械設備の新設又は増設を爲さんとする工場名稱及び位置
二、新設又は増設を爲さんとする機械設備の種類別數量及價額並に其の取得豫定先
三、新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品の種類別數量及價額
四、新設又は増設を必要とする事由
五、工事の着手及完成の豫定期間又は譲受けんとする機械設備の使用開始の豫定期間（借受の場合に在りては借受の豫定期間及借受けんとする機械設備の使用開始の豫定期間）
以上各事項を記載したる許可申請書に左記事項を記載したる書類を添附の上商工大臣に提出の要有之候

一、新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造（加工を含む）すべき物品の主たる豫定納入先、納入先別に種類別數量及價額を記載す
二、新設又は増設を爲さんとする機械設備

に依り製造（加工を含む）すべき物品の主要原材料の種類別數量及價額並に其の取得方法を記載したる書類
三、新設又は増設を爲さんとする機械設備に依り製造すべき物品を現在製造する者に在りては其の事業の概要（機械設備の種類別數量最近一年間に製造したる當該物品の種類別數量及價額並に工場の坪數及職工數）を記載したる書類
以上の書類提出の後機械設備制限規則第二條の許可を受けたる者其の工事を完成し又は譲受け若し借受けたる機械設備の使用を開始したるときは遅滞なく商工大臣に届出の必要有之候
八、〇〇〇自動車配給株式會社定款一部變更の件
〇〇〇自動車配給株式會社定款の一部を左記の通り御變更相成度願上候

第四章 第二十六條 第二項
（原文）『補缺又は増員に因りて就任したる取締役の任期は他の在任の者又は監査役の任期終了と同時に終了す』
（訂正）補缺又は増員に因りて就任したる者の任期は他の取締役又は監査役の任期の必要有之候

期終了と同時に終了す
外地配給機構整備打
以上
合會

内地に於ける配給機構の整備に引續き外地並に海外に於ける自動車及同部分品の配給機構整備に就てはその準備として七月十四日商工省動力機械課主催にて樺太廳、臺灣總督府、朝鮮總督府、滿洲國大使館、對滿事務局、關東局、南洋廳、興亞院、機械輸出振興會社より出席者を求め商工省より鴛見、竹村、日下兼久の各氏、本會より朝倉理事、加藤課長、以下列席の下に過般の内地に於ける整備要綱を提示して種々意見を交換した

大型車の販賣方法變更
大型自動車の販賣方法は配給機構の整備に伴ひ、商工省では昭和十七年九月一日附を以て地方長官、製造會社、日本自動車配給株式會社にそれ〴〵指示するところあつたが、その通牒は左の如し
地方長官宛
大型自動車の配給に關する件
標記の件に關し今般日産自動車株式會社、

トヨタ自動車工業株式会社及日本自動車配給株式会社に對し、別紙の通牒致置候條御了知相成度此段及通知候也

日産自動車株式会社

社長 淺原 源七殿

トヨタ自動車株式会社

社長 豊田喜一郎殿

大型自動車の配給に關する件

貴社製大型自動車の販賣に關し、昭和十七年九月一日以降左記の通、措置相成度依命此段及通牒候也

記

一、會社に於て製造したる大型自動車(シャシーを含む)は凡て日本自動車配給株式會社に販賣を爲すこと

一、前項販賣狀況は四半期毎に取纏め別紙様式に依り自動車統制會々長を通し商工大臣に報告すること

記 載 注 意

一、車種は乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車特殊自動車の別及其の各型式を記載すること

一七總第一七三〇六號

昭和十七年九月一日

商工省機械局長 名

日本自動車配給株式會社

社長 朝倉 每人殿

大型自動車の配給に關する件

自動車製造會社より買受けたる大型自動車の販賣に關し、昭和十七年九月一日以降左記の通措置相成度、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等に關する臨時措置に關する件)第二條の規定に基き依命通牒候也

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

追而日産自動車株式會社及トヨタ自動車工業株式會社に對しては別紙寫の通牒致置候條爲念申添候

入者軍部なる時は別に一括記載すること

一、車種は乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車及特殊自動車及其の各型式を記載すること

修理用部分品配給統制

規則運用に關する部分

品組合事務處理要綱

自動車修理用部分品に付ては昭和十六年五月十二日附商工省令第四十一號を以て自動車修理用部分品配給統制規則(關係法令の項参照)が公布せられ本則に基き生産並に配給の統制が行はれて來たのであるが十七年九月三十日附商工省令第六十二號を以て本則は廢止せられ、新しく自動車修理用部分品統制規則が公布せられ十月一日より此の新しい規則に基き自動車修理用部分品の生産並に配給統制が實施せられた新規則の運用に關する日本自動車部分品組合事務處理の方法その他詳細は次の如くである

規則運用に關する部分品組合事務處理要綱

一、生産配當

(一) 自動車統制會の生産指示(規則第三條

第四號様式の部分品納入報告書(控一通

正一通、副二通、寫一通)を作成し會社の倉庫へ提出するものとす

會社は納入報告書中(控)一通(副)一通に會社の檢收受領印を押捺して組合員に返付す

組合員は右檢收受領印の押捺せられたる(副)報告書(控)報告書は組合員にて保管)を直に別記第五號様式の部分品納入代金請求書と共に本組合に提出するものとす

口 滿洲自動車製造株式會社へ納入の場合

滿洲向の部分品は會社の指定する場所として滿洲自動車製造株式會社倉庫に納入することとなるも此の場合の納入手續は

滿自所定の物品納品書、(A・B二通)物品受入傳票、(一通)物品受領書、(F一通)を滿自倉庫へ提出し物品受領書の交付を受くるものとす

組合員は右の物品受領書に別記第四號様式の部分品納入報告書(正一通、副二通寫一通)及別記第五號様式の部分品納入代金請求書を添付し本組合に提出するものとす

(三) 代金の決済

(二) 検査に對する措置

検査に合格したる製品には検査合格證書を貼付し組合員は検査合格證書の貼付せられたる製品に付てのみ販賣するものとす

不合格品に付ては前(一)の手續に準じ再検査の申請を爲し得るも此の場合には再検査申請書に定款第三十八條の規定に依る再検査手数料(再検査を受けんとする製品價格の百分の一)を添付することを要す

三、製品の販賣

(一) 販賣先(規則第四條關係)

製品の販賣先は總て日本自動車配給株式會社とし現品の納入場所は左記會社の倉庫又は同會社の指定したる場所とす

○東京 倉庫 東京市芝區濱松町三ノ五

○名古屋倉庫 名古屋市昭和區高辻通り一ノ八

日本自動車配給株式會社 名古屋支店內

○大阪 倉庫 大阪市西區江戶堀上通二ノ五

日本自動車配給株式會社 大阪出張所内

(二) 納入手續

イ 日本自動車配給株式會社倉庫へ納入の場合

組合員は前(一)の現品納入に當り別記

第四號様式の部分品納入報告書(控一通

正一通、副二通、寫一通)を作成し會社の倉庫へ提出するものとす

會社は納入報告書中(控)一通(副)一通に會社の檢收受領印を押捺して組合員に返付す

組合員は右檢收受領印の押捺せられたる(副)報告書(控)報告書は組合員にて保管)を直に別記第五號様式の部分品納入代金請求書と共に本組合に提出するものとす

口 滿洲自動車製造株式會社へ納入の場合

滿洲向の部分品は會社の指定する場所として滿洲自動車製造株式會社倉庫に納入することとなるも此の場合の納入手續は

滿自所定の物品納品書、(A・B二通)物品受入傳票、(一通)物品受領書、(F一通)を滿自倉庫へ提出し物品受領書の交付を受くるものとす

組合員は右の物品受領書に別記第四號様式の部分品納入報告書(正一通、副二通寫一通)及別記第五號様式の部分品納入代金請求書を添付し本組合に提出するものとす

(三) 代金の決済

(二) 検査に對する措置

検査に合格したる製品には検査合格證書を貼付し組合員は検査合格證書の貼付せられたる製品に付てのみ販賣するものとす

不合格品に付ては前(一)の手續に準じ再検査の申請を爲し得るも此の場合には再検査申請書に定款第三十八條の規定に依る再検査手数料(再検査を受けんとする製品價格の百分の一)を添付することを要す

三、製品の販賣

(一) 販賣先(規則第四條關係)

製品の販賣先は總て日本自動車配給株式會社とし現品の納入場所は左記會社の倉庫又は同會社の指定したる場所とす

○東京 倉庫 東京市芝區濱松町三ノ五

○名古屋倉庫 名古屋市昭和區高辻通り一ノ八

日本自動車配給株式會社 名古屋支店内

○大阪 倉庫 大阪市西區江戶堀上通二ノ五

日本自動車配給株式會社 大阪出張所内

(二) 納入手續

イ 日本自動車配給株式會社倉庫へ納入の場合

組合員は前(一)の現品納入に當り別記

第四號様式の部分品納入報告書(控一通

正一通、副二通、寫一通)を作成し會社の倉庫へ提出するものとす

會社は納入報告書中(控)一通(副)一通に會社の檢收受領印を押捺して組合員に返付す

組合員は右檢收受領印の押捺せられたる(副)報告書(控)報告書は組合員にて保管)を直に別記第五號様式の部分品納入代金請求書と共に本組合に提出するものとす

口 滿洲自動車製造株式會社へ納入の場合

滿洲向の部分品は會社の指定する場所として滿洲自動車製造株式會社倉庫に納入することとなるも此の場合の納入手續は

滿自所定の物品納品書、(A・B二通)物品受入傳票、(一通)物品受領書、(F一通)を滿自倉庫へ提出し物品受領書の交付を受くるものとす

組合員は右の物品受領書に別記第四號様式の部分品納入報告書(正一通、副二通寫一通)及別記第五號様式の部分品納入代金請求書を添付し本組合に提出するものとす

本組合は毎月二十日迄に組合員より提出ありたる前(二)イ、ロに依る代金請求書を以て締切り翌月五日に其の代金を組合員に支拂ふものとす

四、組合員の在庫品に對する措置

(一) 在庫品の販賣方法

九月三十日迄に製造したる所謂在庫品(註九月三十日迄に賣却契約を締結したるものと雖も九月三十日迄に現品の引渡を了せざるものを含む)と雖も規則第四條に依り組合員は日本自動車配給株式会社以外へは販賣出來ざるを以て會社は組合員の在庫品買上げの爲本組合に對し製品の銘柄及製造業者名を指定して在庫品買上証文書を發行す組合は右証文書に依り該組合員に在庫品納入差圖書を發行し組合員は差圖書に記載せられたる納入先に納入することに依つてのみ在庫品の販賣を行ふものとす
尙在庫品に付ては本組合は之が検査を行はず又統制手数料等一切組合の手数料は徴せざるものとす

(二) 納入手續並に代金の決済

前(一)の納入差圖書に依る在庫品の販賣に付ては本組合に對する納入報告及代金の請求は行はず組合員に於て直接納入先と折

衝し現品の受渡及代金の決済を行ふものとす

(三) 在庫品と協力者との關係

協力者が直接需要者より註文を受けたる場合と雖も其の販賣は總て會社を通じて行はるゝを以て協力者は需要者よりの註文に應ずる爲組合員に對し在庫品の有無に關する照會を爲すことあるべし

右の照會に對し組合員が在庫品を有する場合は協力者と會社との連絡に依り會社は四の(一)に基く製品の銘柄及製造業者名を指定せる在庫品買上証文書を本組合に發行するものとす

(六) 在庫品に付組合員が註文を受けたる場合

在庫品に付組合員が直接協力者以外の販賣業者又は需要者より註文を受けたる場合は銘柄及製造業者名指定を以て其の販賣業者又は需要者をして會社に註文を爲さしむるものとす

會社は右の販賣業者又は需要者よりの註文に基き四の(一)に基く製品の銘柄を指定する在庫品買上証文書を本組合に發行するものとす

五、規則第九條の報告書

修理用部分品に付ては規則第九條に基き組合員は四月、六月、七月、九月、十月、十一月、二月、三月の毎四半期毎に其の期間中に於ける修理用部分品の製造數量及譲渡數量(販賣數量)並に期末の在庫數量を報告するものにして之が報告は別記第六號様式に依り毎期の末日より二週間以内に本組合宛提出するものとす

註 報告すべき部分品は本組合の生産指示を受けたるものと否とを問はず總ての修理用統制部分品に付報告するものとす

六、統制品目以外の部分品の取扱ひ

規則の適用を受くる統制品目百十九品種以外のものに付ても日本自動車配給株式會社が配給計畫を檢立せる部分品に付ては本規則に準じて自治統制を行ひ前一の(二)に依る生産割當通知を受けざるものとす

右の割當通知を受けざる非統制部分品に付ては一應従來通りとして生産並に配給の統制は行はざるものとす

七、其の他

本要綱を變更したる場合は更めて其の都度通知するものとす
尙別記諸用紙は本組合に於て共同調製し實費を以て頒布す

自動車部分品工業

整備

自動車部分品の整備に關しては昭和十六年十月四日機械局長、振興部長連陳に基き着々進行中の處、關係府縣長官及全國自動車部分品工業組合聯合會理事長よりの答申も同年中に纏まり、商工省に於て審査を遂げ、關係統制團體の意見を徴した上、三〇五名一應指定せられ、日本自動車部分品工業組合を設立、戰鬥輸送力確保上至六の關係を有する我國自動車部分品工業は、茲に一應臨戰態勢を整へ得ることとなつた

尙この第一回の指定は業者中より明確に資格基準に達し居ると認めらるゝ者に付行はれたのであり、機械鐵鋼製品整備要綱の趣旨に則り、適宜整備統合し適當と認められるに至つた者に付ては臨時追加指定せらるゝこととなつて居り既に第二次指定もせられたが昭和十七年二月十四日附商工省より地方長官宛全國自動車部分品工業組合聯合會(既に解消)宛通候左の如し

各地方長官宛

▲自動車部分品工業の整備

生産・配給

備に關する件

標記の件に關しては昭和十六年十月四日附一六機局第四六九八號通牒に基き曩に御報告相成候處自動車部分品工業整備要綱二に基き日本自動車部分品工業組合の組合員たる資格を有する者として貴管下業者中より別紙の通指定相成候條其の旨關係業者に通知相成度尙右業者以外の業者にして製造品種の整理企業の場合其の他適宜の方法に依り整備し適當と認めたる者に付ては其の都度御打合相成度此段及通候也

▲自動車部分品工業組合聯合會宛

全國自動車部分品工業の整備

標記の件に關しては昭和十六年十月四日附一六機局第四六九八號通牒に基き曩に御報告相成候處自動車部分品工業整備要綱二に基き日本自動車部分品工業組合の組合員たる資格を有する者として別冊の通指定相成候條御了知の上可然御取計相成度此段及通候也

▽部分品工組の組合員たる資格を有する者

東京(一六六業者)埼玉(七業者)神奈川(一七業者)静岡(四業者)愛知(二〇業者)大阪(四九業者)兵庫(一六業者)奈

良(三業者)岐阜(一業者)三重(一業者)山口(二業者)徳島(三業者)北海道(二業者)茨城(一業者)京都(一業者)福井(二業者)岡山(一業者)福岡(五業者)鹿児島(三業者)山梨(三業者)

▽第二次指定

日本自動車部分品工業組合員は第一次指定の三百五工場に次いで昭和十七年七月十四日五十四工場が第二次指定がなされたがその業者数は左の如し

北海道(二業者)茨城(一)栃木(一)東京(一五)神奈川(二)新潟(一)長野(一)岐阜(一)静岡(三)愛知(四)三重(一)滋賀(一)京都(一)大阪(七)兵庫(四)奈良(一)岡山(一)廣島(四)山口(一)高知(二)宮崎(一)

優良自動車部分品

及自動車材料

(認定規則により商工省認定のもの)

商工省では昭和十三年三月「優良自動車部分品及自動車材料認定規則」を公布し、自動車製造事業法の施行と相俟つて國産自動車製造

生産・配給

事業の發達に大きな力を添え來つた、以下商工省認定の優良自動車部
分品及自動車材料を認定順序に示す(本店の所在地は認定當時)

第一回認定(昭和十三年六月卅日付)

- (品名) (製造者の氏名) (本店の所在地)
- △可鍛鐵鑄品 日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二ノ一二
一、ブレイキオイル 一、鐵パイプ
その他凡そ自動車製造上必需物資の資的、量的確保策を
協議したが、うち石綿代用ブレイキライニング、アセチ
レンブラック、レリオンタイヤ、代用銅の確保策は研究
を一應終了して實行に着手し、今後の成果に多大の關心
が拂はれてゐる
- △氣化器 日本氣化器製作所 東京市品川區北品川五ノ四二
- △起動電動機 日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二ノ一二
光洋精工 大阪市東成區中川町二八一
東洋ベアリング 大阪府北區堂島濱通四ノ一一
日本精工會社 東京市品川區東大崎二ノ三六
京三製作所 横濱市鶴見區平安町二ノ一三
東洋時計 東京市下谷區上野元黒門町一
日本ダンロップ 神戸市兵合區筒井町一ノ二〇
計及溫度計 護謄株式會社
- △組合計 電計、燃料計、油計、及溫度計
- △ゴムタイヤ 及チューブ

△車 輛

- △充電發電機 横濱護謄製鐵株式會社 東京市麹町區丸ノ内二ノ六
- △軸承用白色 式會社 東京市同區内幸町二ノ一ノ二
- △減摩合金 ブリヂストン 東京市同區内幸町二ノ一ノ二
- △硝化綿塗料 阿部鐵工所 大阪府西淀川區浦江上二ノ五
- △ブソックア 東京車輪製作所 東京市蒲田區南六郷二ノ三二
- △シリンドガ 日立製作所 東京市蒲田區丸ノ内二ノ一二
- △スケツト及 伊ソダメタル工 東京市蒲田區矢口町四八五
- △マニホール 關西ペイント 東京市神崎三六五
- △ドガスケツ 東京機器工業 東京市大森區入新井一ノ二〇
- 石川ガスケツ 東京市芝區琴平町三九
- △速度計 日本ビラー工業 大阪府東淀川區野仲南通二ノ五六
- 尾崎製作所 東京市板橋區板橋町三ノ二九
- 東洋時計 東京市下谷區上野元黒門町一
- 田中ダイカスト 東京市日本橋區三ノ一
- 東洋ダイカスト 神戸市林田區小松通五ノ五
- 日本電池 日本電氣工業 東京都上野區新通今出川上ル東折衛一表町一五九
- 古川電氣工業 東京市麹町區丸ノ内二ノ八

△點 火 栓
△撥 バ ネ

- 日本特殊陶業 名古屋市昭和區堀田通一ノ一
- 芝浦スプリング株式會社 東京市芝區西芝浦四ノ二
- 大同電氣製鐵所 名古屋市港區龍宮町一〇
- 東京 鋼材 東京市城東區大島町六ノ三三
- 日東製作所 大阪府淀川町海老江下二ノ六
- 堀切バネ製作所 東京市葛飾區堀切町九五
- 山本工場 東京市麹町區丸ノ内三ノ二
- 日本氣化器製作所 東京市品川區北品川五ノ四二
- 泉自動車工業 東京市赤坂區田町六ノ三
- 日本ピストンリ 東京市芝區田村町四ノ四
- 理研ピストンリ 東京市麹町區有樂町一ノ二
- 東京鍛工所 東京市品川區東大崎一ノ五四
- 曙石綿工業 東京市豊島區高田南町三ノ七
- 久代石綿工業所 大阪府中河内郡龍華町安中一
- ダイヤモンドライニング 東京市板橋區板橋町二ノ二二

△辨 バ ネ

△放 熱 器

△窓 硝 子

△磨 鋼 板

△油 壓 制 動 機

- 大同電氣製鐵所 名古屋市港區龍宮町一〇
- 中央發條 名古屋市昭和區堀田通四ノ一
- 山添發條 大阪府西淀川區野里町一四
- 山本工場 東京市麹町區丸ノ内三ノ二
- 東洋ラヂエータ製作所 東京市芝區田村町五ノ七ノ二
- 山本放熱製作所 東京市荒川區日暮里町一ノ一八三五
- 旭硝子 東京市麹町區丸ノ内二ノ六
- 川崎造船所 神戸市灘區東川崎町二ノ一四
- 大塚製作所 東京市蒲田區西ヶ原町二三
- 東京機器工業 東京市大森區入新井一ノ二〇
- 日本エヤープレ 神戸市兵合區臨瀆町三ノ二〇

第二回認定(昭和十三年十二月二十七日付)

- (品名) (製造者の氏名) (本店の所在地)
- △可鍛鐵鑄品 自動車鑄物株式會社 横濱市鶴見區江ヶ崎町四〇五
- 合資會社中山工場 東京市中野區江古田町二ノ六
- 龍澤工場 東京市本所區江東橋一ノ九

△氣化器 株式會社日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二ノ二二
 △空氣清淨器 株式會社日本氣化器製作所 東京市葛飾區北品川五ノ四一八
 土屋製作所 東京市豊島區高田南町二ノ五三七
 中村製作所 名古屋市昭和區高辻通三ノ一五
 合資會社山尾商店 東京市下谷區御徒町二ノ二六
 松尾自動車工業株式會社 大阪府豊能郡庄内村菰江二七
 合資會社旭工業所 横濱市鶴見區鶴見町一〇九
 株式會社大日本スプリング製作所 東京市芝區芝浦三ノ一
 △車 輛 プレス工業株式會社 川崎市磯濱町一
 △火 造 品 日本鍛工株式會社 東京市日本橋區室町二ノ四ノ六
 △フエノール レジン製齒車 株式會社日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二ノ二二
 八坂商事會社 東京市京橋區銀座六ノ三
 東京ラヂエター製造株式會社 東京市品川區東品川區五ノ八
 △放熱器 古河電氣工業株式會社 東京市麹町區丸ノ内二ノ八

△ボルト及ナット類 株式會社佐藤螺子製作所 東京市蒲田區南六郷一ノ三七
 △窓 枠 株式會社横濱モーターパーツ製作所 横濱市鶴見區小野町四三
 △磷酸鹽皮膜生肌劑(塗料下地) 日本パーカライジング株式會社 東京市蒲田區六郷町一ノ三七
 △硝化綿塗料 日本ペイント株式會社 大阪府西淀川區浦江北四〇二〇
 △照明器具 東京電氣株式會社 川崎市堀川町七二
 △速度計 合資會社白光舍 東京市王子區上十條町八四三
 合資會社石橋計器製作所 東京市葛飾區新宿町三ノ二九八九
 △ダイヤガスト部分品 古河電氣工業株式會社 東京市麹町區丸ノ内二ノ八
 △臺 秤 プレス工業株式會社 川崎市磯濱町一
 △撥 バ ネ 合資會社鶴岡スプリング製作所 東京市蒲田區南六郷三ノ二〇
 △蓄 電 池 湯淺蓄電池製造株式會社 大阪府三島郡高槻町古會部六一
 △鑄 鋼 品 自動車鑄物株式會社 横濱市鶴見區江ヶ崎町四〇五
 楠 田 鑄工所 大阪府東淀川區深川通三ノ二五
 △鑄 鐵 品 株式會社東京石川島造船所 東京市京橋區佃島五四

△點 火 栓 共同電氣株式會社 東京市蒲田區古市町一七〇
 △齒 車 晴山自動車株式會社 東京市芝區白金三光町一五九
 △ピストン 日本ピストン製作所 東京市蒲田區桃谷町二ノ二七〇
 理工ピストンリソング株式會社 東京市麹町區有樂町一ノ二

◇第三回認定 (昭和十四年六月二十八日)

(品名) (製造者の氏名又は名稱) (本店の所在地)
 △板金製造 佐倉鋼鐵工業株式會社 東京市京橋區西八丁堀二ノ六ノ二
 丸八製作所 名古屋市中區南武平町三ノ六
 株式會社京三製作所 横濱市鶴見區平安町二ノ三
 齋藤工作所 大阪府東成區深江中六ノ二四
 △硝化綿塗料 合名會社川上塗料製造所 兵庫縣川邊郡立花村塚口四一〇
 久保孝産業 大阪府東淀川區國次町九二四
 日本油脂株式會社 東京市芝區田村町一ノ二日産館内
 △臺 秤 東京プレス工業株式會社 東京市城東區大島六ノ三五
 △鑄 鐵 品 合資會社高級鑄造所 横濱市神奈川區神ノ木町七三

◇第四回認定 (昭和十四年十二月二十七日付)

(品名) (製造者の氏名又は名稱) (本店の所在地)
 △燃料ポンプ 株式會社京三製作所 横濱市鶴見區平安町二ノ一三
 △ピント 株式會社ストロング製作所 大阪府西淀川區御幣島町二九一ノ八
 △ピストンピン及びキングピン 合名會社文化自動車商會 同市旭區江野町四二一
 △ピストンリン 株式會社大友ピストンリソング製作所 同市東淀川區野中南通三ノ二八
 △火 造 品 理工鐵造株式會社 東京市麹町區有樂町一ノ二ノ一
 △磷酸鹽皮膜生肌劑(塗料下地) 東洋金屬化工研究所 川崎市久根崎二〇一
 △板金製品 鋼板工業株式會社 川崎市中丸子一三五
 △可鍛鑄鐵品 株式會社日本可鍛鐵所 大阪府東淀川區元今里北通一ノ二八
 △超動電動機 第二國産電機株式會社 東京市蒲田區丸子町二八〇
 東京少浦電氣株式會社 東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一
 △組合計(電流計、油壓計、燃料計、溫度計) 株式會社有信商會 東京市京橋區銀座二ノ三ノ五

生産・配給

△警音器
宮本ラッパ製作所
後藤車體製造株式會社

東京市淺草區藏前三ノ一
同市芝區芝浦二ノ一

△充電電機
第二國産電機株式會社
東京市芝浦電氣株式會社

東京市蒲田區下丸子町二八〇
東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一

△照明器具
押谷工業株式會社
株式會社小糸製作所

東京市品川區東品川四ノ二六
大阪府西區立賣堀北通五ノ一

△速度計
有信商會
東京市芝浦電氣株式會社
株式會社日立製作所

東京市京橋區銀座二ノ三
東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一
東京市麴町區丸ノ内二ノ二二

△撥パネ
理研スプリング
東京市芝浦電氣株式會社

東京市麴町區有樂町一ノ二
東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一

△配電線
三ツ矢電線營業部
アイト輕合金鑄造所
安全自動車株式會社
株式會社唐澤鐵工所
精機鐵工株式會社

株式會社日立製作所
東京市麴町區丸ノ内二ノ二二
東京市芝區今入町一〇
東京市淺橋區戸塚町一ノ一〇
東京市赤坂區傳馬町三ノ四
東京市品川區東大崎一ノ八八
東京市品川區東大崎一ノ八八
同市芝區見島湖田町二七二三五

△ブレキライ
ニング及クラ
ツチフエーシ
ンク

日の出石綿工業株式會社

東京市京橋區銀座七ノ三ノ六

△鑄

三泰石綿工業
日本鐵工
日本バルフ製造株式會社
特殊發條興業株式會社

東京市葛飾區本田町一九八
東京市日本橋區室町二ノ四
東京市麴町區丸ノ内一ノ六ノ一
尼崎市長洲字平黒二二二

△撥パネ

理研スプリング株式會社
ブライトアポロ商會

東京市麴町區有樂町一ノ二
東京市芝區琴平町三七

△方向指示器
△ポルト及ナツト類
△窓硝子拂拭器

林螺子製作所
日本ワイバー株式會社

東京市澁谷區豊澤町一一
東京市麴町區有樂町二ノ二

△連結桿

株式會社福田製作所

東京市荒川區三河島町七ノ五四

◇第五回認定

(昭和十五年六月二十八日付)

(品名)

(製造者の氏名又は名稱)

(本店の所在地)

△油ポンプ

株式會社大塚製作所
東京機器工業株式會社
株式會社岡野電機製作所
倉田重工業株式會社

東京市蒲野川區西ヶ原町二三八八
同市大森區入新井一ノ一〇〇
同市江戸川區一之江三ノ二三三
同市品川區東品川四ノ一九

△起動電機及モーター電機

株式會社大塚製作所
東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

東京市品川區東品川四ノ一九
同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

△特殊装置附車體

株式會社大塚製作所
東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

東京市品川區東品川四ノ一九
同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

△撥パネ

東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

△配電線

東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

△火造品

東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

△平軸受

東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

△水ポンプ

東邦自動車工業株式會社
關西製作所
森田電線合名會社
四研工業株式會社

同市蒲田區羽田本町三九八
兵庫縣有馬郡三輪町高次
東京市芝區南佐久間町二ノ八
同市麴町區有樂町一ノ二ノ一

生産・配給

三一

生産・配給

株式會社日立製作所
三ツ矢電線營業部
アイト輕合金鑄造所
安全自動車株式會社
株式會社唐澤鐵工所
精機鐵工株式會社

東京市麴町區丸ノ内二ノ二二
東京市芝區今入町一〇
東京市淺橋區戸塚町一ノ一〇
東京市赤坂區傳馬町三ノ四
東京市品川區東大崎一ノ八八
東京市品川區東大崎一ノ八八
同市芝區見島湖田町二七二三五

日の出石綿工業株式會社

東京市京橋區銀座七ノ三ノ六

三泰石綿工業
日本鐵工
日本バルフ製造株式會社
特殊發條興業株式會社

東京市葛飾區本田町一九八
東京市日本橋區室町二ノ四
東京市麴町區丸ノ内一ノ六ノ一
尼崎市長洲字平黒二二二

理研スプリング株式會社
ブライトアポロ商會

東京市麴町區有樂町一ノ二
東京市芝區琴平町三七

林螺子製作所
日本ワイバー株式會社

東京市澁谷區豊澤町一一
東京市麴町區有樂町二ノ二

東京機器工業株式會社

同市大森區入新井一ノ一〇〇

◇第六回認定

(昭和十五年二月二十三日付)

(品名)

(製造者の氏名又は名稱)

(本店の所在地)

△可鍛鑄鐵品

吉年可鍛鑄鐵所
蒲田ダイカスト株式會社
昭和精機製作所
合資會社矢崎電線營業部

大阪府南河内郡長野町大字長野百五十番地
東京市日本橋區室町三丁目一
同市板橋區練馬南町一丁目三
千四百五十一番地
同市芝區田村町五丁目二番地

△燃料ポンプ

合資會社矢崎電線營業部

同市芝區田村町五丁目二番地

△配電線

合資會社矢崎電線營業部

同市芝區田村町五丁目二番地

△電氣警音器

日本電氣警音器製作所
大阪製鋼株式會社
押谷工業株式會社
昭和洗機株式會社
東海精機重工業株式會社

大阪市東淀川區豊崎東通三丁目五十番地
同市西淀川區西島町九十三番地
同市西區立賣堀北通五丁目十番地
兵庫縣川邊郡立花村水道字島林千二百二十四番地
同市品川區東大崎一ノ八八
同市芝區見島湖田町二七二三五

△撥パネ

日本電氣警音器製作所
大阪製鋼株式會社
押谷工業株式會社
昭和洗機株式會社
東海精機重工業株式會社

同市西區立賣堀北通五丁目十番地
兵庫縣川邊郡立花村水道字島林千二百二十四番地
同市品川區東大崎一ノ八八
同市芝區見島湖田町二七二三五

△クラッチ板

押谷工業株式會社
昭和洗機株式會社
東海精機重工業株式會社

同市西區立賣堀北通五丁目十番地
兵庫縣川邊郡立花村水道字島林千二百二十四番地
同市品川區東大崎一ノ八八
同市芝區見島湖田町二七二三五

△ピストンリン

押谷工業株式會社
昭和洗機株式會社
東海精機重工業株式會社

同市西區立賣堀北通五丁目十番地
兵庫縣川邊郡立花村水道字島林千二百二十四番地
同市品川區東大崎一ノ八八
同市芝區見島湖田町二七二三五

三一

| | | | | | |
|---------|---------------------------|-------------------|-----------|--------------|---------------------|
| △平 軸 受 | 東洋精工工業株式會社 大田メタル工業株式會社 | 埼玉縣北足郡藏町塚越八百六十番地 | △品名 | 製造者の氏名又は名稱 | 本店の所在地 |
| △ピストンピン | 株式會社内外製鋼所 | 東京市京橋區湊町二丁目四番地 | △ボルト及ナット類 | 國産機株式會社 | 東京市蒲田區北糀谷町二千二十七番地 |
| △充電機 電機 | 澤藤電機株式會社 | 同市板橋區志村中臺町三百九十八番地 | △車 體 | 國産自動車ボデー製作所 | 横濱市神奈川區入江町二丁目百八十四番地 |
| △起動電動機 | 同 | 同 | △窓硝子拂拭器 | 株式會社近江屋船橋製作所 | 東京市蒲田區原町百八十一番地 |
| △配 電 線 | 株式會社日立製作所 | 東京市麹町區丸ノ内二丁目十二番地 | | | |
| △燃料ポンプ | 同 | 同 | | | |

チーゼル自工擴張

計畫

チーゼル自動車工業株式會社は昭和十七年五月一日を以て同社日野製造所を分離獨立せしめ日野重工業株式會社(資本金五十萬圓)を創立、同時に従来のチーゼル本社側では置かれたる職制改定、人事異動を行ふと共に豫て研究中であつた設備擴張計畫に就ては大體本年度に於ては二百五十萬圓を以てチーゼル、ガソリン兩車の製造部門擴張を實施する具體案を決定し五月一日を以て未拂込金一千四百萬圓餘の徴收を行ふべくその認可申請を行つた

軍用自動車部會

軍用自動車に對する軍民不斷の研究は支那事變大東亞戰爭に於ける皇軍の果敢なる作戦行動に絶大なる貢獻を齎し、我機械化部隊の威力を全世界を驚倒させる大戦果を擧げる處となつたが、恒久的なる高度國防國家の建設には更に生産の確保に性能の改善に一層の研究努力を必要とするので、之が研究指導機關たる兵器工業會では新に斯業の主要メーカー二十社を以て軍用自動車部會を設置、軍と緊密なる連繫の下に軍用自動車の緊急整備に應ずると共に之が製造事業の發達振興に寄與する事となつた、尙部會の運営大綱を決定すると

◇第八回認定 (昭和十六年十二月二十四日付)

同時に部會理事長にチーゼル自動車工業株式會社を選任した、本會々員左の通り

(1) 企業者の設備、能力、實績等の調査
(2) 整備状況の監査
(3) 新企業に對する機出資産の評価
完了期日

實施は可及的速なるを要す完了するときは其結果を商工省に報告するものとす

自動車タイヤ再製業機構整備實施要綱
(日本タイヤ再生下聯案)

一、中心工場認定の標準
現に常用する一回式再製機を主とし再製業に不可欠の設備と月一〇〇本以上の再製處理に支障なき程度の工場規模を有し且つ統合者及びリンクタイヤの運搬通勤等に最も便利なる位置にあるものを第一に檢衡すること以下之れに準ず

二、工場の新設移轉
中心工場として認定をなしたる工場にして規模其他に付き機構整備要綱に依る再製タイヤの製造に關し本來の使命を達成するに不適當なりと認めらるゝ場合には工場を新設移轉することを得

中心工場として認定すべき適當の工場無く

ちに各種産業に影響するところ大なるものあるに鑑み、製品の規格、品質の改善、出荷の統一を期する爲め商工省では、昭和十七年五月二日附日本タイヤ再製工業組合聯合會宛自動車タイヤ再製業機構整備要綱を左の如く通達した

日本タイヤ再製工業組合聯合會社

自動車タイヤ再製業機構整備に關する件
標記の件に關し今般別記の通自動車タイヤ再製業機構整備要綱決定致候條右了知の上之が實施に付可然措置相成度此段及通候條也

自動車タイヤ再製業機構整備要綱

自動車タイヤ再製は陸上運輸業に密接なる關聯を有し、之が品質の良否、配給の適否は各種産業に至大の影響あるに鑑み、左記に依り再製業の機構を整備して優良製品の増産、配給の合理化を圖らしむるものとす

方針

修理と再製とを分離し、再製品の規格を統一して品質の優良化、原材料の高度利用、配給の迅速單純化並に、經營の合理化を圖らしむるものとす

實施方針

(一) 斯業は一般ゴム工業と形態を異にして

寧ろ工場を新設し之れに統合するべしとす
る府縣に於ては該業者協議の上地方委員
より府縣當局及中央委員會に具申し其の承
認を受けたる後企業許可令に依る認可を得
て新設することを得

三、中心工場の修理部併合に付て

中心工場として認定を受けたる事業者にし
て修理部門を併せ統合工場に供出を希望
する場合は之を認むること

四、出資及其の評價方法

統合體に對する出資は現物出資を原則とし
れども必要により現金出資を爲さしむるこ
とを得ること

出資物件の評價は審査委員に於て決定した
る評價基準に依ること

營業權は原則として之れを認めず

修理部門を併合する場合に於ては供出者に
對し營業補償料を給することを得ること

し其の額は十五十六兩年度に配給した一般
民需の煉生地總量の二十四分の一に對し

一割度に付二十圓二十五錢の割合により算
定したる額を給するものとす但し其の算定
方法は別表に依る

五、統合體の組織及び經營方法

統合體の組織は會社、小組令、共同作業場

等任意の形式を採り得ること、一個人の收
支に委するが如きこと無き様に注意する
こと

六、統合工場の事業

専らリンク制に依る再製タイヤの製造 目
的とする

但し修理材料の提供を受けたる場合に限り
組合員の再委託修理をも併せ爲し得ること

七、利益の配分方法

原則として出資額の比率に依ること

出資額の比率は再製タイヤ販賣統制實施後
昭和十七年五月末日迄に製品を供受したる
實績を基礎とし之に當該組合に於けるリン
ク制による再製タイヤの取扱の實狀を參照
し決定すること

八、二又は數府縣にて一統合工場を設く
る場合には關係府縣の地方委員協議の
上存置府縣を決定すること

若し府縣間の協定困難なる場合には中央委
員に於て適宜處置し商工省の承認を得て指
示するものとす存置府縣決定したるときは
關係府縣は一地區として前各項に準じ存置
府縣を中心に整備統合するものとす

九、統合工場數の決定に關しては前項基
準に依るものなるも府縣の取扱數は昭

和十七年度に於ける新品タイヤ配給數

により算定決定するものとす

全府縣間を甲乙丙の三階級に分ち甲を二十
乙を二十五丙を三十の回収率あるものと
して資格を決定す

一〇、道府縣地方委員會に於ては此の指
示に基き實行案を作製し來る八月十五
日迄に中央委員會に報告し其の承認を
求むべきこと

一、土物建物評價基準(略)

二、機械設備評價基準

一、機械設備等の評價基準は別表基準額に耐
用見込命數に依る評價比率を乘じて之を算
出するものとす

二、一般に使用せられざる舊型モールド及整
形用型の評價は取得價格素材價格を考慮し
之を爲すものとす但し其の評價額は再取得
價格の三割に相當する價格(素材價格以下
の場合に於て素材價格)を越ゆることを得
ず

三、修理部門を併合する場合に於て供出
者に對する營業補償料算出方法

煉生地一割度の實費を一圓三十五錢としこ
れにより修理を爲せば四倍に相當する五圓

四十錢の收入を得らるゝものとしこの三十
%に當る一圓六十二錢を純益とみなし之れ
を營業に對する利益率八%と換算し即ち一
割度の受配額は二十圓二十五錢の補償料を
得るに適當なりと評定す

タイヤ會社企業整備

内外護謨合資、金田ゴム工業の兩社は昭和十
七年七月東洋ゴム化工株式會社に於て合併し
たが、その結果商工省では昭和十七年八月七
日附を以て各地方長官、日本護謨工業組合聯
合會宛、自動車タイヤ、チューブ製造に關し
左の如き通牒を發した

各地方長官宛

自動車タイヤ、チューブ製造に關する件

標記の件に關し自動車タイヤ、チューブ製造

業者たる東洋ゴム化工株式會社、内外護謨合

資會社、金田ゴム工業株式會社及日本輪業ゴ

ム株式會社に於て製造出荷すべきタイヤ、チ

ューブに付てはゴム工業企業整備の爲配給連

延致候處今般右一社(内外金田及日本輪業)

は東洋ゴム化工株式會社に合併せるものなる

が同社は企業整備後の整理の爲合併工場の區

當分のタイヤ、チューブの急速なる製造は不

可能に付東洋ゴム化工株式會社本來の割當分

を除き同社合併三工場割當分を日本ダンロッ

プ護謨株式會社をして製造出荷せしむること

と相成條條御了知相成度此段及通知候也

追而右製造は大型タイヤ、チューブに付て

は二十九回分より二十四回迄、小型タイヤ

チューブに付ては七回分より十五回分迄に

有之尙日本タイヤ株式會社に於ては金田ゴ

ム工業株式會社割當分を製造するものに有

之爲念申添候

日本護謨工業組合聯合會宛

自動車タイヤ、チューブ製造に關する件

標記の件に關し本年六月四日附一七化局第

四六五號を以て自動車タイヤ、チューブ部門

に於ける被整理工場に於て製造すべき生ゴム

八回及九回分相當のタイヤ、チューブの處置

に付指示致置候處今般東洋ゴム化

工株式會社に於てゴム十回、十一回、十二回

の合併工場分に付ても急速製造不可能なる旨

申出有之候條前回に準じ右を日本ダンロッ

プ護謨株式會社及日本タイヤ株式會社(金田ゴ

ム工業株式會社)

中型乗用車運行試験

商工省自動車技術委員會の決定に基く千

Cニッサン中型乗用車は試作成り社内テスト

完了したので、邊に試作完了せるトヨタ新日

本號中型乗用車と共に七月十一日より十八日

迄東北方面一千八百軒餘のコースに運行試験

を試みた。自動車統制會に於ても鈴木會長、

三木技術部長、前田同次長以下之に參加し、

國民車制定の前奏曲ともみらるゝこの意義あ

る壯舉に積極的支援をなしたのである、尙參

加車輛數及車型等は左の通りである

| | | |
|------|-------|----------|
| 總排氣量 | 馬力數 | 燃料 |
| 九九五 | 一〇・四七 | 四 市販ガソリン |
| 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 |

| | | | | | |
|----------|-------|---------|--------|--------|---|
| 4 ニツサン五〇 | 同 | 水冷L型側算式 | 一四六八 | 二二・八六同 | 同 |
| 5 ニツサン七〇 | 同 | 同 | 三六七〇 | 二五・三五五 | 同 |
| 6 トヨタB A | 同 | 水冷頭上算式 | 二二五八・五 | 一七・六同 | 同 |
| 7 トヨタB B | フエイトン | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 8 ニツサン七〇 | 四扉セダン | 水冷L型側算式 | 三六七〇 | 二五・三五同 | 同 |

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

本日のコースは日程中最長のコースで三百

第一日(七月十一日)
午前八時宮城前に全員整列して武運長久を祈り商工省武内動力機械課長の挨拶あり續いて三本統制會技術部長の激勵の辭に次いで指揮者商工省寺澤技師の試験に對する注意あつた後八時四十分試験車を先頭として射途に就いた。好天に輕快なスピードを以て大東京を瞬く間に走り抜け中仙道を経て越ヶ谷に向ふ宇都宮までは好道路に益々調子好く豫定通り同市に到着。晝食後一路白河を経て郡山に着き第一日を恙なく終る。ニツサン新中型車一號及二號は型は小さい乗心地も良く輕快無比である。三號車は新型より座席に餘裕があるの乗心地は稍優るやうに感ぜられる。四號車は機關の大なる關係上坂路などは餘裕のある處を示す。トヨタ中型車は機關も車體も充分大きく五人乗りとして乗心地好適であつて落付いた車である。

第二日(七月十二日)

本日のコースは日程中最長のコースで三百
二—四五軒時で六〇軒以上の速度に及んだ
處も騒々であつたが車體の振動等による不愉快さはなく非常に快適な運行を續ける。途中忙中の閑を得て海岸より松島見物をなし、長コースを無事走破して本日の宿泊地黒澤尻着
第三日(七月十三日)
第三日のコースは黒澤尻—盛岡—戸十和田である。昨日の急速度に對し本日は平均速度三五軒時位で何等の事故もなく途中奥入瀬の溪流美を賞しつゝ無事十和田湖畔着
第四日(七月十四日)
午前中十和田湖見物の後最短コース六〇軒を忽ち走り無論何等の故障もなく大館に着く
第五日(七月十五日)
連日の晴天に恵まれたが本日は小雨曇勝ちの天候、日本海岸コースを能代—秋田—本莊—酒田と進む。8號車は本日より粗製

メタノールを使用した
第六日(七月十六日)
昨日の雨で路面状況は絶好で好天に相變らず好調の運行を續ける。途中の道路の幅は狭いが往來の馬車のないため平均四一軒程度の速力を出し豫定の時刻よりも早く山形市を経て米澤に着く
第七日(七月十七日)
本日運行速度に就て寺澤技師より注意あり運轉者の自重を求められた。米澤、福島間に跨る栗子峠の坂路は相當急で山形縣側は下りの福島側に比して悪く自動車の通行は殆んどないやうに思はれた。此等の惡條件にも拘らず試験車はその性能を發揮して難なく通過し但し八號車は後車軸切損のため峠上にて一行より稍遅れ、他車も之を待つてゐたので本日は豫定時間を超過した。尚速度を落し坂路の多かつた關係上燃料消費も多かつた

第八日(七月十八日)

愈々最終コース白河—宇都宮—大宮を経て到着地板橋志村へ向ふ。下りと平地及路面の良好のため燃料消費率は本日が最も良好であつた。以上の運行試験の結果からみると燃料消費量は各車その機關に相當する成績を長してゐる

全運行を通して試験車が大きな事故もなく長途に亘る試験を無事完了したのは設計の優秀を示すと共に製作の確實を物語るもので我國の中型乗用車の進むべき道を開いたものとして期待することが出来るのは洵に喜ぶべきことである

尙七月二十二日日産自動車、二十三日トヨタ芝浦工場にて分解展示會が開かれ各部品に就て詳細なる點檢が行はれその後各委員及參加者より感想並に意見の發表があつた

自動車技術委員會

- 商工省の自動車技術委員會では設置以來國産自動車の改善發達に寄與しつゝあるが、
一、五立ディーゼル自動車仕様書作成並に試験に關する事項
二、八立ディーゼル自動車仕様書作成並に試験に關する事項
三、一立ガソリン自動車仕様書作成並に試験に關する事項
四、トヨタ四米シャシ仕様書作成並に試験に關する事項
五、小型自動車(自動二輪車三輪車を含む)の仕様書作成並に試験に關する事項

六、ガソリン自動車以外の自動車に關する事項

- イ、代用燃料装置並裝着法の標準化に關する事項
ロ、燃料の種類に依る自動車の使用分野の決定に關する事項
ハ、代用燃料専用自動車に關する事項
ニ、電氣自動車の標準型設計に關する事項
七、自動車部品及材料の品質性能の改善に關する事項
イ、時局下不足物資に對する對策
ロ、特殊鋼の研究

電氣自動車

電氣自動車は我が國に於ては日淺きとするも中島製作所、日本電氣自動車製造、大阪車體、湯淺蓄電池製造その他に於て夙に研究を重ね來り一部鐵道方面の驅逐運搬車、或ひはバス、或ひは小型自動車に使用され、相當の成果を納めてゐる元來電氣自動車は我が國の如き石油の資源乏しく、電力の比較的多数を國情からして最も適したものと云ふべく、代用燃料自動車の域を脱し、純然たる自動車として普及發達せしむべき重要性を多分に識してゐる、即ち最近に於ける電力飢饉は稀にみ

る現狀であつて、地勢上有利なる多くの好條件を具備し、電力は豊富な國であるからである、殊に政府當局では國內の諸情勢を考慮して代燃でなく、立派に一本建の自動車として取扱ひ、將來益々電氣自動車に負ふ大なるものありとの方針を以て臨んでゐることである之れらの重要性が認められ先年日本電氣自動車工業組合も創立され、剩さへ小型自動車と相提攜し日本第二自動車工場組合聯合會も昭和十五年に設立され、資材の配給團體に指定されてゐる、此の一事を以てして電氣車の分野も判然とした譯で、同工廠の創立も工業發展の爲めに筆頭一歩を出たことになり、更にガソリンエンジン車のエンジンに變るに電氣を以てする改善自動車さへ制作されるに至り、今後その動向は極めて期待すべきものがある、たゞ問題になるのは資材關係で最も重きを爲すバッテリー用の鉛である、此の鉛の確保を期し得るならばその將來は愈々期待され、自動車工業界に一新紀元を劃すと云ふも過言でない、バッテリーの自重、充電時間等は追々改良が施され、用途を得るならば電氣自動車の面目は益々新になり、大型バス小型自動車、運搬車としてその價値を發揮することにならう、同車の持つ特性は最も國

情に適合するものとして、今後の発展に多大の期待がかけられよう

電気自動車標準型

電気自動車の標準型は日本電気自動車工業組合員並に自動車技術委員会委員に依つて標準型設定問題を十七年春より協議した結果、大型に於ては貨物、乗合、小型に在りては貨物、乗用の一種類四規格を作ることとし、仕様書、設計、等の試作準備をすゝめてゐるので遠からず標準型電気自動車が市街を馳することにならう

型自動車工業界

商工省では標準型小型自動車の試作完成を目途に控へ小型自動車工業整備を断行すべく諸準備を急ぎつゝあるが、四圍の情勢の好轉と相俟つて同問題に對していよゝ近く正式にその統合方針を明示するのではなからうとみられるに至つた
即ち小型自動車工業の整備は過般商工省自動車技術委員会に於いて標準型小型車のエンジン規格の統一をみたところ既に豫想されてゐた事柄であり、その後小型メーカーの統合機運が濃化し、一時中絶のかたちにあつたところ最近またこの統合問題が

小型車メーカー筋に於いて自主的に眞剣に進められつゝあるもので、商工當局としてもこの情勢を逸早く窺知し、所期の統合問題に一步前進せんとする氣配が濃化しつゝあるもので時期の問題とのみ、みられてゐた小型自動車工業の整備はいよゝ近く表面化することにならう

国立自動車試験所

国立機械試験所自動車部では第一期計畫の設備も完了したのでいよゝ近く開所式を舉行するはこびに至る模様である、しかし第一期工事は主としてテストコース及び部分品試験設備の完成に注力されたが、これが開所によつて吾が部分品工業の技術は畫期的向上の途をたどるべく期待されてゐる

従來部分品工業は斯種の試験設備を有たなかつたため、車輛製造工業に比し技術的に水準の低かつた憾みがあつたか、自動車研究所では民間からの希望によつて、民間製品の試験にも應ずる方針をとつてゐるので、吾が部分品工業としては漸く高度な綜合的試験設備を有つに至つた譯である

日本中古車商業組合

聯合會創立

全國中古車販賣業者は新事態に對處する爲全國販賣組合を包含して日本中古車商業聯合會を結成七月九日創立總會を開き左の提出議案

- 一、聯合會結成に至る迄の経過報告に關する件
- 一、該規定承認に關する件
- 一、役員決定の件
- 一、中央公價設定の件
- 一、中古自動車配給機構確立の件
- 一、日本中古自動車配給株式會社設立件等附議した

世界の自動車生産界

第二次歐洲戰爭と反極端國側に對する米國の武器援助等に依る自動車工場兵器製造機換など十六年に於ける世界の自動車生産界は多大の影響を受けたことは事實である、更に十二月八日我が國の對米英官戰に依り十七年は世界各國とも著るしき變化を示したが新しいレポートは入つてゐない
世界に於ける自動車生産量数は最近の年次

別に見れば次の如くである

| | |
|-------|-----------|
| 一九三七年 | 六、三八二、一一一 |
| 一九三八年 | 四、〇〇一、五六六 |
| 一九三九年 | 未詳 |

(合衆國內外通商局調査)
三年に於ける生産減少の主なる原因は合衆國、カナダ等の大巾生産減とオーストリア、オランダに於ける數字が鮮明を缺いてゐることと事實は増加してゐるとみられるのである、三九年後に於ける數字は第二次歐洲戰爭の勃發等に依り調査困難となつてゐる

アメリカの生産界

アメリカの自動車工業は日、米戰に入りタ

米國州別乗用車及貨物自動車登録臺數

(自一九三七年至一九三九年)

(合衆國道路局調査)

| 州名 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| アラバマ | 一七五、四八六 | 一六六、〇七四 | 一六六、〇七四 |
| アリゾナ | 一〇六、三三七 | 一〇五、七九三 | 一〇七、七七一 |
| アルカンソ | 一七三、九三三 | 一六七、〇四五 | 一八一、〇五一 |
| カリフォルニア | 二、一八九、三七六(A) | 二、二二三、一五二(A) | 二、一九九、六六六(A) |
| コロライド | 二六二、一三三 | 二七二、八六〇 | 二六六、九三三 |
| カナチカット | 三六八、四七三 | 三六九、六九三 | 三六七、二九六 |
| デラウェア | 五、二八五(A) | 五、五九(A) | 美、七四 |
| 乗用自動車 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
| 貨物自動車 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 |
| 乗用自動車 | 一、九三九、一三三 | 一、八三九、一三三 | 一、八三九、一三三 |
| 貨物自動車 | 一、〇六三、九三三 | 一、〇六三、九三三 | 一、〇六三、九三三 |
| 乗用自動車 | 一、九三九、一三三 | 一、八三九、一三三 | 一、八三九、一三三 |
| 貨物自動車 | 一、〇六三、九三三 | 一、〇六三、九三三 | 一、〇六三、九三三 |

生産・配給

| | | | | | | |
|-----------|------------|------------|----------|-----------|----------|----------|
| デイストリクト | 一六五、二五七 | 一四八、六四四 | 一五、九五五 | 一八、八六二 | 一四、四九 | 一三、七二 |
| オプ・コロソピア | 一四七、八七七 | 一五、九七六 | 三七、二一六 | 七〇、三〇八 | 七〇、四三 | 七、四四 |
| フ・ロリダ | 三三、六四一 | 三五九、二〇四 | 三六七、四八八 | 九、三〇〇 | 七、一五 | 七、四一 |
| ヂ・オ・ヂ・ア | 一一、六〇五 | 一〇九、七二八 | 一三、七二四 | 二六、五〇五 | 二六、一三 | 八、九五 |
| アイリノイ | 一、五四、英七(A) | 一、英五、二〇(A) | 一、六四、(三) | 三、四、三九(A) | 二六、一三 | 三、五三 |
| インデアナ | 八一五、七四 | 七九五、三二八 | 八四、九六一 | 一四〇、二九 | 二七、六七〇 | 二五、九二(A) |
| アイオア | 六五七、七四 | 六五〇、五四 | 六七、八八 | 八七、八八 | 二七、六七〇 | 二五、九二(A) |
| カンサス | 四九三、六三九 | 四七、八七 | 四七五、八八 | 九三、〇四 | 八九、四七(A) | 九、六二 |
| ケンタッキー | 四四、二四 | 三三、五二 | 三六、九三 | 五九、四一 | 六三、六六 | 六九、二六 |
| ルイジアナ | 二四、六六 | 二四、七四 | 二六、一八 | 七、八三 | 七、四四 | 七、九〇 |
| メリーランド | 一五七、七三 | 一四、〇七 | 一五七、九三 | 四、一七 | 四、六三 | 四、二二 |
| メサチユセツ | 七三、五二 | 七三、五二 | 六五、六六 | 一〇、〇三 | 一〇、四六 | 一〇、六〇 |
| ミネソタ | 一、三九、六五(A) | 一、二九、八四(A) | 一、三六、八〇 | 一四、四六(A) | 一、九二(A) | 一、九二(A) |
| ミシシッピ | 七四、四三七 | 七五、二七一 | 七二、四七 | 二八、一六 | 二五、九七 | 二八、七 |
| ミズーリ | 一七、二四 | 一六、七九 | 一八、六九 | 五、〇七 | 五、四六 | 五、〇七 |
| モンターナ | 七〇、八四 | 七〇、四七 | 七三、八五 | 一〇、〇一 | 一〇、六六 | 一〇、二一 |
| ネブラスカ | 一四、七九(A) | 一三、一八(A) | 一五、八三 | 六、一六 | 四、二一(A) | 四、〇〇(A) |
| ネヴァダ | 三三、五三 | 三三、二七 | 三三、八七 | 八、〇三 | 七、五五 | 七、五五 |
| ニュー・ハンプシア | 九、九八(A) | 九、六五(A) | 一〇、六四 | 三、九八(A) | 三、七四(A) | 三、六八 |
| ニュー・ジャージー | 八六、七五 | 八六、七五 | 八四、七二 | 一三、〇二 | 一三、〇二 | 一三、〇二 |
| ニュー・メキシコ | 九、八三 | 九、九三 | 九、九三 | 二七、七三 | 二六、四 | 二六、四 |
| ニュー・ヨーク | 二、三三、六九五 | 二、三三、四八 | 三、三三、四三 | 三、八、〇〇 | 三、四、六五 | 三、四、六五 |

| | | | | | | |
|-------------|------------|------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| ノース・カロリナ | 四四九、八九七 | 四六、二四 | 八六、五八 | 七五、四三 | 七、一〇 | 八六、四九 |
| ノース・ダコタ | 二四、一〇 | 二四、一〇 | 一四、五三 | 三三、〇四 | 三三、〇四 | 三三、〇四 |
| オハイオ | 一、六九、五八(A) | 一、六八、五五(A) | 一、七〇、一六 | 一八〇、四八(A) | 一八〇、四八(A) | 一八三、六四(A) |
| オクラホマ | 四四、八八 | 四四、一八 | 四五、九二 | 九、六五 | 九、一五 | 九、一五 |
| オレゴン | 二九、六八 | 二九、四九 | 三〇、六一 | 六、六九(B) | 五、八二(B) | 五、八二(B) |
| ペンシルヴェニア | 一、七三、七九 | 一、七三、八三 | 一、八〇、三六 | 一四、〇四 | 一四、〇四 | 一四、〇四 |
| ロード・アイランド | 一四、八三 | 一四、八三 | 一五、五九 | 一、九〇 | 一、九〇 | 一、九〇 |
| サウス・カロリナ | 一五、八〇 | 一四、六五 | 一五、八〇 | 四、三三 | 四、三三 | 四、三三 |
| サウス・ダコダ | 一五、四八 | 一五、一六 | 一五、〇九 | 二、七五 | 二、七五 | 二、七五 |
| サウス・ウェスト | 三三、一八 | 三三、一八 | 三三、九三 | 六、七六(B) | 六、一四(B) | 六、一四(B) |
| テキサス | 一、三三、四八 | 一、三三、四四 | 一、三六、三九 | 三、四、七六 | 三、四、七六 | 三、四、七六 |
| ユタ | 一〇、五七 | 一〇、七〇 | 一一、六六 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 |
| ヴァージニア | 七九、六〇 | 七九、六〇 | 八、一三 | 九、〇三 | 九、〇三 | 九、〇三 |
| ワシントン | 三三、七〇 | 三三、三六 | 三九、四八 | 六九、〇五 | 六九、〇五 | 六九、〇五 |
| ワシントン | 四四、九〇 | 四四、一八 | 四五、三〇 | 八四、五七 | 八四、五七 | 八四、五七 |
| ウエスト・ヴァージニア | 二四、一六 | 二四、〇〇 | 二七、八八 | 四、六三 | 四、六三 | 四、六三 |
| ワイスコンシン | 七三、一六 | 七三、一六 | 七五、七五 | 一四、二八 | 一四、二八 | 一四、二八 |
| ワイオミング | 六四、四九 | 六三、一七 | 六四、九三 | 一七、三六 | 一七、三六 | 一七、三六 |
| 合計 | 五、四九、九四 | 一五、六一、六四 | 六、一〇、三九 | 四、二五、二六 | 四、二五、二六 | 四、二五、二六 |

註(A) 乗合自動車は貨物自動車中に含まる、其他の全ての州では乗合自動車中に含まる

(B) 貨物トレーラーを含む

(C) 荷重量一、五〇〇ポンド以下の貨物自動車は乗用車中に含まる

生産・配給

米國州別乗用車登録臺數

(一九三九年及一九四〇年)

| 州名 | 一九三九年二月三日現在 | | 一九四〇年三月三日現在 | | 増減率 |
|---------|-------------|-----------|-------------|-------|-------|
| | 一九三九年 | 一九四〇年 | 一九三九年 | 一九四〇年 | |
| アラバマ(A) | 二五、七九六 | 六三、四四四 | 四〇、増六五 | 同二・八八 | 同二・八八 |
| アトゾナ | 一〇六、九三三 | 一〇〇、〇〇〇 | 同二・八八 | 同二・八八 | 同二・八八 |
| アルカンソ | 一七九、一五五 | 一八七、四四五 | 同四・六七 | 同四・六七 | 同四・六七 |
| カリフォルニア | 二、五二、二九二 | 二、三七四、五〇七 | 同四・四五 | 同四・四五 | 同四・四五 |
| コロラド | 三三、八四七 | 三二、二八一 | 同二・八六 | 同二・八六 | 同二・八六 |
| カネチカット | 三六、八三三 | 四二、〇四四 | 同八・三七 | 同八・三七 | 同八・三七 |
| デラウェア | 美、七四四 | 五九、四四四 | 同四・七一 | 同四・七一 | 同四・七一 |
| デイトリック | 一四九、七四五 | 一六四、四〇〇 | 同九・七九 | 同九・七九 | 同九・七九 |
| フロリダ | 三七、八六八 | 四三、〇〇〇 | 同八・七二 | 同八・七二 | 同八・七二 |
| ジョージア | 三六、〇〇一 | 四三、〇〇一 | 同二・二二 | 同二・二二 | 同二・二二 |
| アイダホ | 一一、四八四 | 一一、三六〇 | 同六・四六 | 同六・四六 | 同六・四六 |
| イリノイ | 一、六二、八六九 | 一、七〇七、五二二 | 同四・九七 | 同四・九七 | 同四・九七 |
| イソデアナ | 八二、七四六 | 八七、〇〇〇 | 同五・九六 | 同五・九六 | 同五・九六 |
| アイオワ | 六七、一八〇 | 六九、三三七 | 同二・八九 | 同二・八九 | 同二・八九 |
| カンサス | 四四、四六四 | 四八、〇〇八 | 同八・六 | 同八・六 | 同八・六 |
| ケンタッキー | 三六、一五 | 三九、〇五五 | 同三・三 | 同三・三 | 同三・三 |
| ルイジアナ | 二六、四二 | 二六、三六三 | 同七・四 | 同七・四 | 同七・四 |
| メイン | 一五、一七一 | 一五、一七一 | 同一・九 | 同一・九 | 同一・九 |
| メリラン | 美、〇六四 | 美、〇六四 | 同二・三 | 同二・三 | 同二・三 |
| ド(A) | 一、〇三、七〇 | 一、〇三、七〇 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| マサチエセツツ | 六二、美三 | 六二、美三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ミンガン | 一、〇三、七〇 | 一、〇三、七〇 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ミネソタ | 七三、二二七 | 七三、二二七 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ミシシッピ | 一八五、四七五 | 一八五、四七五 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ミズーリ | 七四、八六六 | 七四、八六六 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| モンターナ | 一五、八三九 | 一五、八三九 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ネヴラスカ | 三三、八三三 | 三三、八三三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ネヴァダ | 一〇三、五九 | 一〇三、五九 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ネウ・ハン | 一〇三、五九 | 一〇三、五九 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| バシヤ | 八八、七三三 | 八八、七三三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ニウ・ジヤ | 八八、七三三 | 八八、七三三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ニウ・メキ | 八八、七三三 | 八八、七三三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| シコ | 八八、七三三 | 八八、七三三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ニウ・ヨ | 二、三九、八〇三 | 二、三九、八〇三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| タ | 四七、七五八 | 四七、七五八 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ノースカロ | 四七、七五八 | 四七、七五八 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ライナ | 一四、二、美四 | 一四、二、美四 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| ノースダコ | 一四、二、美四 | 一四、二、美四 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| オハイオ | 一、七〇、八七一 | 一、七〇、八七一 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| オクラホマ | 四四、五七二 | 四四、五七二 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |
| オレゴン | 三〇、五、四三三 | 三〇、五、四三三 | 同二・七 | 同二・七 | 同二・七 |

| | | | |
|--------|----------|-----------|------|
| ペンシルヴ | 一、八二四、五七 | 一、八五九、三九四 | 同二・九 |
| エニア | 一五、九二六 | 一六、〇一、三六 | 同三・七 |
| イラント | 三六、五七四 | 三七、二、〇三 | 同六・二 |
| サウスカロ | 一五、八三二 | 一六、三、七三 | 同二・七 |
| ライナ(B) | 三六、一八二 | 三六、一八二 | 同〇・〇 |
| サウス・ダ | 一、八、一八二 | 一、八、一八二 | 同〇・〇 |
| コタ | 一、八、一八二 | 一、八、一八二 | 同〇・〇 |
| テネシー | 一、八、一八二 | 一、八、一八二 | 同〇・〇 |
| テキサス | 一、八、一八二 | 一、八、一八二 | 同〇・〇 |
| ユタ | 一、八、一八二 | 一、八、一八二 | 同〇・〇 |
| ヴァモント | 一、八、一八二 | 一、八、一八二 | 同〇・〇 |

主要各國の自動車界

四〇年の歐洲全體の自動車臺數は九、四三六、五五五臺であつた、四一年後のそれは英獨、佛、伊、白等の自動車國群からのレポーターがなく、且つ多數の民間自動車軍用に供せられてゐるために四〇年に比し(乗用車、トラック及びバスを通じ)約二〇パーセント即ち一、八四二、八三三臺位減少してゐるものと推定される

しかしながら、歐洲のモーター界の現状は極めて興味深いものがある、それは獨車によつて鹵獲された自動車が多い數字に上ることである

| | | | |
|------------|----------|----------|------|
| ヴァヂニア | 美、三、三三 | 四一、三、三三 | 同七・八 |
| ワシントン | 四九、七六 | 四九、七六 | 同五・八 |
| ウエスト・ヴァヂニア | 二、三、一六 | 二、三、一六 | 同〇・〇 |
| ウイスコン | 七、〇、二二 | 七、〇、二二 | 同〇・〇 |
| ワイオミン | 六、五、三〇 | 六、五、三〇 | 同〇・〇 |
| 合 計 | 三、五、八、〇三 | 三、五、八、〇三 | 同〇・〇 |

註(A) 九月三〇日現在
 (B) 一〇月三十一日現在

なほ情報によると、獨逸では驚くべき數字の自動車をジェネレーター・パワー式、即ち木炭を燃料とするガス發生式または罐ガス式に改裝してゐることである、ガソリンの缺乏は甚だしく、一般の自動車の利用は著しい制限を受けてゐる

獨逸

戦時下の獨逸の自動車は、軍用を除いて、驚くべき激減振りで四一年の數字は戦前の僅かに二〇パーセントに過ぎないものと見られる

ベルリンからの情報(直接ではないが)では、乗用車は戦前の一五パーセント以下、ト

トラック二〇パーセント、バスに至つては實に僅々八パーセントに過ぎない、即ち軍用を除いて、四一年初頭の一般用は合計三二、五、〇〇〇臺で、而かもこの中には多數の公用車が含まれてゐるのである

自動車の内譯は、乗用車二二、五、〇〇〇臺、トラック及びバス一〇〇、〇〇〇臺であつてこれを戦前即ち一九三九年七月一日現在の一九五、一、七八九臺(オーストリアを含めるときは乗用車一、四八六、四五二臺、トラック四四、一、〇三六臺、バス二、三、三〇二臺である)と比較すると、驚くべき激減である

たと單に戦時中だけ退陣してゐる自動車臺數も少なくない、また軍用、公用に供せられ

てゐる車も少なくないが、その数字は勿論わからぬ。

こゝに注目すべきはトラックは殆ど減少してゐないことである。これは商用及び軍用に供せられてゐるからである。

ベルリンからの報道によると、多量の自動車、殊にトラックが被侵略國から獨逸内に流入しつつあるが、これ等の一部は商用に供せられ、最近獨逸の市街や大道には見慣れぬ型のトラックや乗用車がナチス人の注目を惹いてゐると傳へられてゐる。

バスの經營は著しく縮減せられ、現在運轉されてゐるバスは二、〇〇〇臺を出でないと

いはれてゐる、他のバスは全部軍縮に編入されてゐるのである。

注目すべき事實は代燃車の驚くべき増加振りにある。今や代燃車の数は少なくとも七五〇〇〇臺に達するものと見られてゐるが、この数字は今後益々増大の運命にある。

今次の大戦前には約二〇、〇〇〇臺のトラックが罐詰ガスを燃料とするものであつたが一九四一年にはこれが七五、〇〇〇臺に達し全表によると、一〇〇、〇〇〇臺を突破することにならうとのことである。

また戦前には約一、〇〇〇臺(大半はトラ

ックとトラクター)の自動車が大炭か或は薪のガス發生器を取りつけてゐたが、今日ではこれが一四、〇〇〇臺乃至一五、〇〇〇臺に増加してゐる。

獨逸當局は「これは決して戦時處置として考ふべきものではなく、將來の平時にも繼續せらるべき代燃車の進歩を意味するものと考へねばならぬ」といつてゐる。

獨逸の代燃車は大抵罐詰ガス、液化石炭を使用するものである。

獨逸の自動車市況

(單位：一〇〇〇臺)

| 年次 | 生産臺數 | 登録臺數 | 輸出臺數 | 輸入臺數 | 保有臺數 | 價格(一臺) |
|------|-------|--------|------|------|------|--------|
| 一九二九 | 六・三 | 九〇・五 | 四・八 | 一四・五 | 三五・一 | 六二・二 |
| 一九三〇 | 四三・四 | 四〇・一 | 八・九 | 二・六 | 四九・七 | 五四・二 |
| 一九三一 | 九二・二 | 八二・〇 | 一〇・九 | 二・三 | 五二・一 | 五一・一 |
| 一九三二 | 一四七・一 | 二二・三・九 | 一一・〇 | 五・一 | 六〇・八 | 四八・七 |
| 一九三三 | 二五〇・一 | 八一〇・三 | 一九・六 | 七・四 | 八一〇 | 四八・一 |
| 一九三四 | 二四〇・三 | 二二・三・六 | 六〇・六 | 八・六 | 九六一 | 四六・一 |
| 一九三五 | 二六七・六 | ... | ... | ... | 一二二〇 | ... |

伊太利

| 年次 | 貨物自動車 | 生産臺數 | 登録臺數 | 輸出臺數 | 輸入臺數 | 保有臺數 | 價格(一臺) |
|------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 一九三八 | 二七六・六 | ... | ... | ... | ... | 一・八一六 | ... |
| 一九三九 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四〇 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四一 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四二 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四三 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四四 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四五 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四六 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四七 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四八 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九四九 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 一九五〇 | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

自動車使用の極端なる制限のニュース以外自動車に關するレポートは全然得られない、四一年には軍用及び公用を除いて自動車は實に寥々たるものである。

四〇年の數字は、自動車四七五、〇〇〇臺(乗用車三五〇、〇〇〇臺、バス一〇、〇〇〇臺、トラック一一五、〇〇〇臺)モーターサイクル二〇〇、〇〇〇臺であつた

しかし今日では自動車、モーターサイクルの殆どすべてはその姿を没し、トラックもま

た著しく制限されてゐる

ローマからの一つのレポートによると、バスの八五%以上(約九、〇〇〇臺)が代燃車に轉向してゐる

代用燃料は罐詰ガスが廣く使用されてゐるが、メチール・アルコール及び國産ナフサ(揮發油)も使用されてゐるやうだ

佛蘭西

昔では二百四〇萬臺の自動車の大群を誇つた佛國も没落の現在ではその中のほんの一部分しか使用されてゐない、戦争に依る破壊、

獨逸による略取、避難のための地方への移動ガソリンの缺乏による廢車等々はさしもの自動車國に未曾有の大打撃を與へた、一九四一年の統計數字は全然不詳、推定さへも困難な實情にあるが、恐らく現に獨逸によつて占領されてゐる地域にありては、戦前の數字の三分の二は破壊若しくは避難してゐることであらう、ベルリンからのレポートによると、佛國の自動車の大半は獨逸の大道に於いて使用されてゐることである

佛蘭西の自動車市況

生産・配給

| 年次 | 生産 臺數 | 輸出 臺數 | 保有 臺數 |
|------|----------|----------|----------|
| 一九三六 | 一八七 | 二四 | 一、八五三 |
| 一九三五 | 一六六 | 一八 | 一、五六五 |
| 一九三六 | 二〇一 | 一九 | — |
| 一九三七 | 二〇二 | — | 二、一三六 |
| 一九三八 | 二二四 | — | 二、一九五 |

吉利

四一年の英國の自動車状態は政府筋からも業界からも一切レポートが入らぬので一切不詳である

しかし軍用公用以外の自動車はやはり減少してゐることはいふまでもない、但一般の豫想を裏切つてその割合が少いことは注目に値する

貨物の輸送、市民及びタクシ一の運送バス等々は全國を通じて戦前と大差ないといつてよい

ガソリンの制限と空襲下にありながら、恐らく英國ほど自動車交通が円滑に維持されつつある交戦國は他にないであらう

四〇年の新車の登録臺數は約三〇、〇〇〇臺に低減してゐるが、この新車は醫師用その

他特殊な用途に供せられるものであつた(平時に於ける英國の新車の登録臺數は少くとも年々二五〇、〇〇〇臺から二七五、〇〇〇臺であつた)

乗用車の製作は(軍用以外のトラックも含む)四〇年の中頃より中止せられてゐる、四〇年の八月にはディーラーや製作會社の新車のストックは非常に少なく、大半は輸入にまつてゐる

輸出も四〇年の初頭には相當見るべきものがあつたが、現在は中絶の状態である、次に戦前の數字を表示する

| 車名 | 一九四〇年 | 一九三九年 |
|-----|-----------|-----------|
| 乗用車 | 一、一四九、九三三 | 一、六七五、七五一 |

英吉利の自動車市況(1) (單位二〇〇〇臺)

| 年次 | 乗用自動車 | | タキシ一・バス | | トラック | | モーターサイクル | |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 生産 臺數 | 登録 臺數 | 生産 臺數 | 登録 臺數 | 生産 臺數 | 登録 臺數 | 生産 臺數 | 登録 臺數 |
| 一九二九 | 一八三・三 | 一六七・五 | — | — | — | — | — | — |
| 一九三三 | 一八三・三 | 一六七・五 | — | — | — | — | — | — |
| 一九三四 | 三三三・六 | 三三五・五 | — | — | — | — | — | — |
| 一九三五 | 三三〇・一 | 一七〇・六 | — | — | — | — | — | — |

なほ四〇年の合衆國及びカナダからの自動車の輸入臺數は一六、九九四臺である

ソ聯

ソ聯の一九三八年に於ける自動車市況は生産高乗用車二萬六千九百七十五臺、貨物及バス十八萬三千七百五十六臺、合計二十一萬七百三十一臺となつてをり、乗用車に比して貨物車及びバスが斷然多數生産されてゐることはあの廣大な面積及び第三次産業五ヶ年計畫初年度の實績として如何に國防の充實に重きを置いたかと窺知出来る

一九三八年の輸出高は乗出、貨物を通し八百五十臺で、三七年の三千六十六臺に比較すれば實に七十二パーセント強を減じてゐる

最近三ヶ年の自動車生産數を示せば左の如し

| 年次 | 乗用車 | 貨物車 |
|------|--------|---------|
| 一九三六 | 九、九〇〇 | 一二八、五〇〇 |
| 一九三七 | 一八、一七六 | 一八〇、九四七 |
| 一九三八 | 二六、九七五 | 一八三、七五六 |

貨物自動車(2)

| 年次 | 生産 臺數 | 輸出 臺數 | 保有 臺數 |
|------|----------|----------|----------|
| 一九三六 | 三〇三・二 | — | 三、九六六 |
| 一九三七 | 三九・六 | — | (3) |
| 一九三八 | 三三・三 | — | (3) |
| 一九三九 | 六・五 | — | 八・六 |
| 一九三三 | 五・五 | — | 一・六 |
| 一九三四 | 六・六 | — | 〇・二 |
| 一九三五 | 六・三 | — | 一・三 |
| 一九三六 | 七・〇 | — | 二・三 |
| 一九三七 | 一・一 | — | 三・六 |
| 一九三八 | 一・一 | — | 三・六 |

註(1)各年共九月に終る一箇年を示す

(2)特殊自動車を含む

(3)一九三六年の乗用及貨物自動車輸入總計は一萬二千四百四十臺である、一九

三七年の乗用及貨物自動車輸出總計は九萬八千五百五十臺である、一九三

八年の乗用および貨物自動車輸出總計は八萬二千五百四十一臺である

生産・配給

世界自動車生産高及輸出高

一九三八年

一九三七年

| 製造高輸出高 | 製造高に對する輸出の割合 | | 製造高輸出高 | 製造高に對する輸出の割合 | | 輸出高の増減率 |
|------------|--------------|-----------|--------|--------------|-----------|---------|
| | 一九三八年 | 一九三七年 | | 一九三八年 | 一九三七年 | |
| 合衆國 | 三、四九九、八五〇 | 二、一〇一、〇〇〇 | 二二・一 | 四、八八八、九七四 | 三、九〇九、〇〇〇 | 減三・〇 |
| カナダ | 一、六〇八、〇八六 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 六二・九 | 一、〇七〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 同 |
| オーストリア | 一、六六五 | 一、〇〇〇 | 八・八 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| ベルギー | 一、六六五 | 一、〇〇〇 | 八・八 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| チエツコスロヴァキア | (ロ) 一三〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三・三 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| デンマーク | 三〇三 | 一、〇〇〇 | 三・〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| フィンランド | 一八〇 | 一、〇〇〇 | 一・八 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| フランス | 三、四九九 | 一、〇〇〇 | 二二・二 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| ドイツ | 三、五九九 | 一、〇〇〇 | 二二・二 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| ハンガリー | 三、五九九 | 一、〇〇〇 | 二二・二 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| イタリア | 七、一四〇 | 一、〇〇〇 | 七・一 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| オランダ | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一・〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| ポーランド | (ハ) 二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二〇・〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| スペイン | * | 一、〇〇〇 | * | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| スウェーデン | 七、四六六 | 一、〇〇〇 | 七四・六 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| スイス | 六、六六六 | 一、〇〇〇 | 六六・六 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| イギリス | 四、七、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 四七・五 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| シリア | 三三、三三三 | 一、〇〇〇 | 三三三・三 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |
| アラス | 三三、三三三 | 一、〇〇〇 | 三三三・三 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 同 |

其他 一、〇〇〇
計 四、〇〇一、五八八
其 三、二一八
計 四、八七三
其 一、六五八
計 一、二一七
其 一、四、〇〇〇
計 五、二九六
其 三、九〇九
計 一、三〇〇
其 一、〇〇〇

(註) ※ドイツ中に含まる
* 不明
(イ) 部分品の輸出を含まず
(ロ) 上半期のみ
(ハ) 應

(ニ) 最初の九ヶ月

各國の自動車登録高 及一臺當り人口數

アメリカ合衆國商務省調査になる一九四〇年一月一日現在に於ける自動車登録高からみた一臺當り人口數は左の如くである

| 國名 | 登録高 | 一臺當り人口數 | 國名 | 登録高 | 一臺當り人口數 |
|-------|------------|---------|--------|-----------|---------|
| 合衆國 | 三〇、六一五、〇八七 | 四 | 關領東印度 | 一〇五、四七〇 | 一八八 |
| ベルギー | 二二五、四四〇 | 三七 | 關領西印度 | 七五、〇一五 | 八〇九 |
| ブラジル | 一八、〇〇〇 | 二二九 | 佛領印度支那 | 二二、〇一一 | 三三八 |
| カナダ | 一、四二〇、九二四 | 八 | オランダ | 一五六、一五〇 | 五五六 |
| チリ | 四八、九五四 | 九五 | ノールウェイ | 九九、七七七 | 二九 |
| 中華民國 | 六二、三四二 | 二八八 | ベルギー | 二二、二一六 | 二九七 |
| コロンビア | 三三、一四三 | 二五三 | フィリッピン | 五三、六四二 | 三九八 |
| | | | ポルトガル | 四九、三二〇 | 一四二 |
| | | | デンマーク | 一六四、三五〇 | 二二 |
| | | | チエコス | 七三、一六八 | 一三四 |
| | | | ロバキア | 七、九六八 | 四八一 |
| | | | フィンランド | 一、九五九、二〇〇 | 四一 |
| | | | ドイツ | 四九八、五〇〇 | 八八 |
| | | | イタリア | 一〇五、四七〇 | 一八八 |
| | | | メキシコ | 七五、〇一五 | 八〇九 |
| | | | 關領東印度 | 二二、〇一一 | 三三八 |
| | | | 關領西印度 | 一、〇三七 | 五五六 |
| | | | 佛領印度支那 | 九九、七七七 | 二九 |
| | | | オランダ | 二二、二一六 | 二九七 |
| | | | ノールウェイ | 五三、六四二 | 三九八 |
| | | | ベルギー | 四九、三二〇 | 一四二 |
| | | | ポルトガル | | |

生産・配給

| | | | | | |
|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| チリ | 三三、九一五 | 一、七八一 | 三三、八〇三 | 四五五 | 四八、九五四 |
| 中華民國 | 二二、八九三 | 三、六一六 | 三、四五〇 | 三五 | 六、三四二 |
| コロンビア | 一八、五五四 | 三、〇〇〇 | 一、五五〇 | 三九 | 三三、一四三 |
| タツク諸島 | 五八 | 一 | 四三 | 七九 | 一〇二 |
| コスタリカ | 二、三七九 | 四三九 | 一、〇九七 | 七九 | 三、九九四 |
| キューバ | 二七、六七九 | 二、九七三 | 一、五六〇 | 四 | 二、二九九 |
| キプロス島 | 二、二九九 | 一、六六三 | 一、三九七 | 四二〇 | 三、二九四 |
| チエツコスロバキア | 五四、六八八 | 一、七四二 | 一、九二四 | 七九 | 二、二九九 |
| ダンチヒ | 二、七四一 | 五九 | 九二四 | 四二〇 | 三、二九四 |
| デンマルク | 一一八、三五〇 | 一、七四二 | 一、二二六 | 一三三 | 一、六四三 |
| ドミニカ島 | 六七 | 六七 | 二五 | 二〇 | 三、七二四 |
| ドミニカ共和国 | 一、七五〇 | 九〇〇 | 九〇〇 | 九三 | 二、六五〇 |
| エクアドル | 一、六五六 | 三五六 | 一、五一九 | 七 | 三、六〇二 |
| エチオプト | 二六、四七三 | 一、三三五 | 二、九八九 | 二五 | 三、七八七 |
| エストニア | 三、六六一 | 二二二 | 二、五五〇 | 一五 | 六、五四九 |
| フェル諸島 | 一九 | 七二 | 七二 | 九一 | 九一 |
| フィジー諸島 | 一、二二七 | 二五五 | 五七二 | 二 | 二、〇七七 |
| フィンランド | 五、一三八 | 四〇、〇〇〇 | 二、八三〇 | 一八、五〇〇 | 七、九六八 |
| フランス | 一、八八五、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 二、三九八 | 五、〇〇〇 |
| 佛領カメルン | 八七一 | 六 | 一、四〇〇 | 二、八三〇 | 二、八三〇 |
| 佛領赤道アフリカ | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 佛領ギアナ | 三、一七 | 六 | 二、三三 | 七三 | 四、四〇〇 |
| 佛領印度支那 | 一八、〇四五 | 三 | 八六六 | 七三 | 四、四〇〇 |
| 佛領太平洋諸島 | 五八五 | 三 | 七三 | 七三 | 七〇七 |

| | | | | | |
|----------|---------|---------|-----------|---------|-------|
| 佛領ソマリランド | 五〇〇 | 四 | 三六〇 | 九 | 五〇〇 |
| 佛領西アフリカ | 六一、六一 | 一四、五〇〇 | 九、六四二 | 六九、七〇〇 | 一、〇〇四 |
| ドイッ | 一、五一一 | 二、四二五 | 三、一四 | 三三五 | 一、五五九 |
| ヂブラルタル | 九七九 | 三七 | 三二四 | 一 | 一、三三〇 |
| ギリシア | 七、〇〇〇 | 二、四二五 | 五、七五〇 | 一五 | 一、五〇〇 |
| グレナダ島 | 三九七 | 七〇 | 一、一〇 | 二、二五〇 | 五〇七 |
| グアドルツプ島 | 一、七七五 | 七〇 | 四〇五 | 二 | 二、二五〇 |
| グアム島 | 二〇六 | 四 | 二〇七 | 一 | 四、二七一 |
| グアテマラ | 二、五三九 | 六二八 | 九六〇 | 二 | 四、二七一 |
| ハイチ島 | 一、八三七 | 一四 | 七五二 | 一 | 二、五八九 |
| ホンチユラス | 六六五 | 一四 | 六九二 | 一 | 一、三七一 |
| 香港 | 四、八二三 | 五〇 | 一、二〇一 | 一九一 | 六、二六五 |
| ハンガリー | 一九、五〇〇 | 七〇〇 | 一、二〇一 | 一、五九八 | 二、〇七五 |
| 印度 | 七四、八〇〇 | 二、九九六 | 一、五八三 | 一、五九八 | 二、〇七五 |
| イラン | 三、七七二 | 三七〇 | 七、三〇〇 | 一八〇 | 一、六二二 |
| イラック | 四、五二五 | 五二〇 | 二、六〇〇 | 四〇〇 | 七、一一五 |
| アイルランド | 五六、〇〇〇 | 六、三〇〇 | 一、〇、二〇〇 | 四、七五〇 | 六、七一〇 |
| 伊領東アフリカ | 七、五〇〇 | 一、〇、二〇〇 | 七、三、四、五〇〇 | 一、〇、二〇〇 | 三、〇〇〇 |
| イタリヤ | 三七五、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 二、六、七、五〇〇 | 四、七五〇 | 四、九八〇 |
| ジャマイカ島 | 八、七九六 | 二八〇 | 七、一〇 | 一八 | 一、六二九 |
| 廣東省租借地 | 七六〇 | 二八〇 | 七、一〇 | 一八 | 一、六二九 |
| ラトヴィヤ | 三、八二四 | 二七八 | 〇、七 | 九二 | 七、二六五 |
| リベリア | 七五 | 四 | 五〇 | 二 | 一、二二五 |
| リビヤ | 一、二三〇 | 四 | 二、三〇 | 五 | 一、五〇五 |

生産・配給

| | | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|
| リトアニア | 二、〇二六 | 九〇 | 四五〇 | 五五〇 | 三、一一六 |
| リユクサンブル | 七、〇四五 | 一九〇 | 四三四 | 八二 | 一〇、七五一 |
| 澳門 | 二、八七 | 五九 | 九〇 | 一七 | 四、五三 |
| マダガスカル | 六、〇〇〇 | 五九 | 三、〇〇 | 九 | 九、五〇〇 |
| ニュー島 | 七 | 一 | 一一 | 一八 | 一、六五五 |
| ノルウエイ | 六、二二六 | 三、五三三 | 一一 | 三九 | 九、七七七 |
| ヌヤサランド | 九四九 | 一一 | 一 | 一 | 一、六五五 |
| パレスチナ | 八、二一六 | 一、二七一 | 四、四四九 | 一、三三 | 一、三三 |
| パナマ及連河市帯 | 一〇、七三六 | 五八九 | 七五六 | 一、〇八一 | 一、〇八一 |
| バプア島 | 一、〇〇〇 | 一、一五〇 | 一、七五 | 二、〇八一 | 二、〇八一 |
| パラガイ | 一、〇〇〇 | 一、一五〇 | 一、七五 | 二、〇八一 | 二、〇八一 |
| ペル | 一、〇〇〇 | 一、一五〇 | 一、七五 | 二、〇八一 | 二、〇八一 |
| フィリッピン諸島 | 三、九一八 | 四、二七八 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| ボラランド | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| ポルトガル | 三、五八〇 | 一、五九〇 | 二、二四四 | 一、六八 | 一、六八 |
| 葡領東アフリカ | 四、三三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 |
| 葡領ギアナ | 一、五五 | 一、五五 | 一、五五 | 一、五五 | 一、五五 |
| 葡領チモール | 一、六七 | 一、六七 | 一、六七 | 一、六七 | 一、六七 |
| レユニオン島 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 |
| ルーマニア | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 二、〇〇 |
| セントキッツ | 二、五九 | 二、五九 | 二、五九 | 二、五九 | 二、五九 |
| ネグイス | 三、八 | 三、八 | 三、八 | 三、八 | 三、八 |
| セント・ピノセツト | 二、二四 | 二、二四 | 二、二四 | 二、二四 | 二、二四 |

五五

生産・配給

| | | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|
| マデラ島 | 八〇一 | 一三六 | 二九〇 | 一、二二 | 一、二二 |
| マルタ島 | 三、六六四 | 六〇一 | 九〇八 | 一、一七四 | 一、一七四 |
| マルチニツク島 | 二、三二〇 | 一〇〇 | 五五五 | 二、九一七 | 二、九一七 |
| モリシヤス島 | 二、三二六 | 一三三 | 四〇〇 | 一〇、四七〇 | 一〇、四七〇 |
| メキシコ | 八〇、〇〇〇 | 八 | 二〇三 | 二、〇八六 | 二、〇八六 |
| モナコ | 一、八〇二 | 八一 | 二〇三 | 三、七五〇 | 三、七五〇 |
| モントセラト島 | 六一 | 二二 | 九 | 六八七 | 六八七 |
| 佛領モロッコ | 二七、七五〇 | 一、二八五 | 八、五〇〇 | 二、二五 | 二、二五 |
| モロッコタン | 五七二 | 二〇 | 九五 | 二、九五〇 | 二、九五〇 |
| チエル地帯 | 九八、〇〇〇 | 三、二〇〇 | 五、〇〇〇 | 二、二五 | 二、二五 |
| 西領モロッコ | 一〇一 | 八、六〇〇 | 一、一五〇 | 二、六五 | 二、六五 |
| オランダ | 五三、〇〇〇 | 五七八 | 九九五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| 葡領ギアナ | 三、六九九 | 一、一八〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| 葡領東印度 | 九六五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| 葡領西印度 | 二〇〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| ニウ・カレドニア | 四、二〇〇 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| ニウ・ファンランド | 二〇〇 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| ニウ・ギニア島 | 三、七五 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| ニウ・ヘブリデス島 | 三、九 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| ニウ・ジランド | 二、一九 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| ニカラグワ | 五七六 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| エルサルバドル | 二、五三 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| 米領サモア | 二一 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| 西部サモア | 一九七 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |
| セイシエル諸島 | 一四〇 | 一、〇七五 | 二、二五 | 一、一八〇 | 一、一八〇 |

五五

| 生産・配給 | 生産 | 配給 |
|------------|-----------|---------|
| 英領ソロモン諸島 | 三 | 三 |
| 南西アフリカ | 三、四三一 | 九 |
| スペイン | 七〇、〇〇〇 | 一、七五一 |
| スピッツベルゲン | 一 | 一 |
| スウェーデン | 一五七、八〇九 | 四、五〇五 |
| スイス | 五八、五〇〇 | 七〇〇 |
| シリア | 八、九五〇 | 五五〇 |
| 泰國 | 六、〇〇〇 | 七七〇 |
| 佛領トーゴ | 二五〇 | 四〇〇 |
| トガン諸島 | 六三 | 四五 |
| トランスヨルダン | 三一〇 | 二九〇 |
| トリニダット及トバゴ | 三一 | 四〇六 |
| チュニス | 一七、〇五一 | 三、二〇五 |
| トルコ | 四、六一一 | 七、三二六 |
| タリクス及カイコ諸島 | 二〇 | 四 |
| 南阿聯邦 | 三一八、六二八 | 四九、九九五 |
| イギリス | 一、八四七、〇〇〇 | 四八、八七一 |
| ロシア | 一〇二、〇〇〇 | 六九六、〇〇〇 |
| ウルグワイ | 四七、六八九 | 一五、〇一五 |
| ソエツエラ | 一七、六三五 | 一三、八四一 |
| ユーゴスラヴィア | 一五、七六八 | 一、六七三 |
| 合衆國 | 二六、〇八七、〇五 | 一三、一三二 |
| アラスカ | 二、六六八 | 一、四八八 |
| ハワイ諸島 | 五三、九六五 | 二、一三四 |

| | | | |
|--------|------------|---------|---------|
| ポルトリコ | 一七、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 三三、五〇〇 |
| ビルギン諸島 | 五五七 | 二五七 | 八二五 |
| 日本 | | | |
| 滿洲國 | | | |
| 其他 | 一一二、六四〇 | 六〇、七四二 | 一一一、五二〇 |
| 合計 | 三六、四三九、九五二 | 四五八、九五八 | 二二一、五二〇 |

最近八ヶ年に於ける世界自動車登録總數

| 年次 | 自動車總數 | 乗用車 | トラック | バス | 自動車 |
|------|-------------|-------------|--------------|----------|-----------|
| 一九二一 | 三、七〇八、一六 | 二、九一、六四三 | 五、五四、四七三 | 二、四九、六三三 | 二、六九、四九八 |
| 一九二二 | 三、三三三、〇六 | | | | |
| 一九二三 | 三、三九九、四三三 | | | | |
| 一九二四 | 三、一六〇、九一 | 二九、一六、二九二 | 五、七三、五七六 | 六、六、六六 | 九、五、六三三 |
| 一九二五 | 三、七二五、二六四 | 三〇、八、七、四八八 | 六、一、三、四、四一〇 | 三、三、三、三二 | 二、三、三、三三三 |
| 一九二六 | | | | | |
| 一九二七 | 四、三、七、七、四八 | 四、六、五、八〇一 | 七、四、六、〇、四六九 | 四、一、六、六 | |
| 一九二八 | 四、三、二、七、七、七 | 三、五、二、三、七、七 | 七、六、〇、三、一、〇四 | 四、五、七、六 | |

生産・配給

アメリカ自動車登録臺數年表

一八九五年以降一九三八年に至るアメリカ自動車登録臺數左の如し

| 年次 | 乗用車 | トラック | 總數 |
|------|-----------|------|-----------|
| 一九二一 | 一、八、六、一、六 | | 一、八、六、一、六 |
| 一九二二 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二三 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二四 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二五 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二六 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二七 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二八 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九二九 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三〇 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三一 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三二 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三三 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三四 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三五 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三六 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三七 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |
| 一九三八 | 一、八、七、〇、〇 | | 一、八、七、〇、〇 |

五七

| | | | | | | | |
|------|---------|-------|---------|-------|----------|----------|-----------|
| 一九二八 | 104,900 | 1,101 | 104,000 | 1,111 | 三、五七、三二八 | 三、四六、五五 | 三、九三、八九六 |
| 一九二七 | 120,300 | 1,000 | 120,000 | 1,000 | 三、一三、〇九三 | 三、〇三、七三〇 | 三、四一、八三三 |
| 一九二六 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九二五 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九二四 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九二三 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九二二 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九二一 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九二〇 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一九 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一八 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一七 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一六 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一五 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一四 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一三 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一二 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一一 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九一〇 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇九 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇八 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇七 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇六 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇五 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇四 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇三 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇二 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇一 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |
| 一九〇〇 | 124,400 | 1,100 | 124,000 | 1,100 | 三、五七、四九三 | 三、二九、三三九 | 三、八四九、九三三 |

アメリカ国内自動車生産高
 △最近九ヶ年統計概表
 (米國商務省調査)

車 輛

概観

本邦自動車を通覧して直ちに感知され得ることは自動車製造事業法の制定以來政府が着々實行して來つた外國車輸入阻止運動がはからずも日支事變に依つて急速に國內財政整備の必要に迫られたため俄かに輸入阻止運動より寧ろ輸入禁止運動へと變更し來り爲めに國産自動車に依るのと少數の限られたるデイトラーの活動に依る輸入車輛の動きが見られるのみとなつた。而して過渡期的残滓を清算又は清算しつゝあつた業者をしてこの敏速な變動に對處する何等の施しやうもないまでに至らしめたことは昭和十二年度に於ける車輛界混亂の最大原因として指摘され得るものであらう。

省は明治三十八年本邦に初めて自動車がある姿を現して以來(その前に蒸氣自動車のデビューがあつたが茲ではガソリン自動車を謂ふ)本邦の斯界は全く輸入製品の獨壇場といつても過言ではない程過去數十年に亘つて自動車と云へば外國製を聯想せしめるに充分であつた、この事實は永年に亘つて國産自

動車工業の發達を阻害する大きな妨となつてゐたことは争はれないこと昭和十一年政府をして自動車製造事業法を設定するのやむ得ない理由をも成したものである。

今假りに自動車製造事業法設定までを三つに區劃すると、大正三年の歐洲大戦勃發期までを第一期、それよりかの關東大震災即ち大正十二年までを第二期、而して自動車製造事業法設定までを第三期と稱し得よう。更にそれより第四期への再出發時代におかれてゐるのである。換言すれば現在は過去の第一期より第三期までの輸入車時代より本年以後の國産車時代へ轉換せんとする分水嶺をなす時代に在ると云つた方が適當であらう。

即ち第一期時代にあつては大倉財團の自動車輸入販賣機關として日本自動車株式會社の

誕生があり、第二期にあつたは三井をバックとする梁瀨商會(現在の梁瀨自動車株式會社)フォード自動車の一手輸入元であつたセイル・フレザー商會の二社が據頭し、其他東京瓦斯電氣工業の自動車部設置、現日本内燃機株式會社常務取締役時田鐵司等の白揚社の自動車製造等があつたが資本的には微々たるもので少くとも第二期までは日本自動車、梁瀨商會、セイル・フレザー三社に依つて代表され且つ對立してゐたものである。

これが第三期に入つて、即ち關東大震災の結果復興事業促進の爲め輸入税免除の特典を與へられたのを機會に本邦自動車は急激に増加を見たがその後再び輸入税を賦課されることによつて、日本フォード、日本ゼネラル・モーターズの施設等があり前記の三分野を變動せしめた。一方陸軍省に於ては軍事上の必要から國內自動車工業の獨立を奨励するため軍用自動車保護法を新設したが、この結果東京瓦斯電氣工業會社に於けるIGE自動車製造を促進し折柄造船界の不況に際會した石川島造船所のウツズブレイの國産化、田、青山、竹内三氏に依るダット自動車製造株式會社(實用自動車株式會社の後身)の創設となつたが質的にはともかく量的には何れも外國製車の遙か後方に置かれるはかばかなく従つて

車 輛

資本的にも特質するほどではなかつた。茲に「示すと次の如くなつて居る。」
大正十年以後に於ける外國車輛の輸入状況を

外國車輸入統計

| 種別 | 年次 | 自動車 | | シャシー | | 部分品金額(円) |
|----|------|------|---------|------|-------|----------|
| | | 輛數 | 金額(円) | 輛數 | 金額(円) | |
| | 十一年 | 五三 | 二、三六、五 | | | 五、〇三、六 |
| | 十二年 | 一、二八 | 四、五、二 | | | 八、〇三、〇 |
| | 十三年 | 一、〇三 | 八、五、八 | | | 三、五、三 |
| | 十四年 | 一、三三 | 四、〇、〇 | | | 四、〇、〇 |
| | 昭和一年 | 二、八一 | 五、三、〇 | | | 一、〇、〇 |
| | 二年 | 三、八八 | 六、〇、〇 | | | 一、〇、〇 |
| | 三年 | 四、八三 | 七、一〇、〇 | | | 一、〇、〇 |
| | 四年 | 五、〇八 | 八、〇、〇 | | | 一、〇、〇 |
| | 五年 | 六、九二 | 九、八、九 | | | 一、〇、〇 |
| | 六年 | 一、八七 | 一、二、〇、〇 | | | 一、〇、〇 |
| | 七年 | 九七 | 一、八、三 | | | 一、〇、〇 |
| | 八年 | 四二 | 一、八、九 | | | 一、〇、〇 |
| | 九年 | 九七 | 一、七、七 | | | 一、〇、〇 |
| | 十年 | 三三 | 一、一〇、〇 | | | 一、〇、〇 |
| | 十一年 | 一、一七 | 一、一、一 | | | 一、〇、〇 |

これに對し國産自動車生産台數は左表の如くで如何に國産自動車工業に劣勢に置かれてあつたかを知るものである。

自動車生産統計

| 年次 | 輛數 |
|------|----|
| 大正八年 | 二二 |
| 九年 | 四九 |
| 十年 | 二八 |
| 十一年 | 五 |
| 十二年 | 二六 |

右の二表に依つて如何にこれまで輸入車輛が國産自動車工業(小型自動車工業を除く)の進展を阻止して居るか窺はれやう、而もこの生産年表に現はれた自動車生産台數中に昭和十一年度分を除いてフォード、シボレ1級の大衆車は一台も無いのである、昭和十一年に至つて豊田自動鐵機製作所に於いて約四千台の大衆車を生産したことが直接大衆に觸れた車輛で他は全て鐵道省の省營バス及びトラック、軍用自動車、其他特殊用途に向けられた車輛であつた、かかる段階を経て今や第四期發展へと移行しつゝあつた矢先きに於ける輸入禁止運動の展開を見たもので、今後の推移こそ大いに注目するべきである。

自動車速度記録

| 年次 | 年次 | 時速(軒) | 保 持 者 |
|------|------|-------|---------------|
| 明治二七 | 一九〇五 | 二〇・五 | ボ コ ツ |
| 同 二八 | 一九〇六 | 六三・二 | シヤスル・ローバ・ジャント |
| 同 二九 | 一九〇七 | 一〇六・〇 | ジュナ・ツ テイ |
| 同 三〇 | 一九〇八 | 一一四・二 | アウシエ・レ・モリス |
| 同 三一 | 一九〇九 | 一四七・一 | フ オ |
| 同 三二 | 一九一〇 | 一四八・六 | パンダー・ビルト |
| 同 三三 | 一九一〇 | 一七六・七 | ベ ラ |
| 同 三四 | 一九一〇 | 二〇五・四 | 同 |
| 同 三五 | 一九一〇 | 二二八・一 | 同 |
| 同 三六 | 一九一〇 | 四三七・九 | 同 |
| 同 三七 | 一九一〇 | 四八四・八 | マ ル |
| 同 三八 | 一九一〇 | | コン・キャンベル |
| 同 三九 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四〇 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四一 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四二 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四三 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四四 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四五 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四六 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四七 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四八 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 四九 | 一九一〇 | | 同 |
| 同 五〇 | 一九一〇 | | 同 |

道府縣別自動車臺數

| 道府縣 | 乘 用 | | | 貨 物 | | | 合 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 自家用 | 營業用 | 合計 | 自家用 | 營業用 | 合計 | |
| 年 次 | 一九〇五 | 一九〇六 | 一九〇七 | 一九〇五 | 一九〇六 | 一九〇七 | 一九〇七 |
| 東 北 區 | 三 | 四 | 五 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 福 山 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 山 形 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 秋 田 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 宮 城 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 岩 手 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 青 森 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 北 海 道 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 廳 府 縣 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |
| 合 計 | 一 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 |

(昭和十二年十二月末日)

世界國別自動車保有數

一九三九年首現在
 「×」印はアメリカン・オートモビル海外版に據る
 「?」印は貨物車の臺數に包含す
 「?」印は不明

◇アジア洲 (主たる國の保有數。但し計には全アジア洲の保有數を示す)

| 國名 | 乗用、貨物、 バスの合計 | 乗用車 | 貨物車 | バス | モーター サイクル |
|-------------------------------------|-----------------|------------|-----------|----|--------------|
| アラビヤ | 二、七二五 | 一、六九六 | 九八〇 | ? | ? |
| 支那 | 四四、七五〇 | 三三、七五〇 | 一三、五〇〇 | ? | ? |
| 香港 | 四、六六五 | 三、六一一 | 一、〇五四 | ? | ? |
| 印度 | 一七八、一二四 | 一二七、四七六 | 一〇、三三三 | ? | ? |
| ヒリッピン | 五〇、〇〇〇 | 三二、五〇〇 | 一七、五〇〇 | ? | ? |
| 泰國 | 一〇、八五〇 | 五、九〇〇 | 四、九五〇 | ? | ? |
| トルコ | 九、四八四 | 三、四四三 | 五、一三七 | ? | ? |
| アジヤ計 | 六六六、五五〇 | 四一三、三六八 | 一七四、三九七 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 六六六、七一九 | 四〇一、九六二 | 一八一、九四四 | ? | ? |
| ヨーロッパ洲 (主たる國の保有數。但し計には全歐洲の保有數を示す) | | | | | |
| ベルギー | 三三、九〇九 | 一八、三三三 | 七、三二六 | ? | ? |
| デンマーク | 一五、〇七五 | 一〇、二〇一 | 四、八七四 | ? | ? |
| フランス | 二、二九〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | ? | ? |
| フィンランド | 四七、七三三 | 三二、八五〇 | 一四、八八三 | ? | ? |
| ドイツ | 一、三〇四、四九六 | 一、一〇四、六〇八 | 一九、八八八 | ? | ? |
| イギリス | 二、四四二、一九四 | 一、九二六、三三六 | 五一五、八五八 | ? | ? |
| ポーランド | 四、九四八 | 三、九七六 | 一、〇七二 | ? | ? |
| ハンガリー | 三三、〇五〇 | 一七、二五〇 | 一〇、一四四 | ? | ? |
| イタリア | 三九九、三七五 | 三〇三、六〇〇 | 八五、八七五 | ? | ? |
| ポルトガル | 四八、三三〇 | 三三、四〇〇 | 一四、九三〇 | ? | ? |
| ラトヴィア | 六、八五〇 | 三、五〇〇 | 三、三五〇 | ? | ? |
| ルーマニア | 二七、七五〇 | 一〇、五〇〇 | 一七、二五〇 | ? | ? |
| スペイン | 一三三、〇〇〇 | ? | ? | ? | ? |
| 歐洲計 | 九、〇六五、四七五 | 六、三〇一、二八六 | 二、四九三、二四一 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 八、四五五、五七七 | 五、八四四、五九六 | 二、三三七、六四三 | ? | ? |
| アメリカ洲 (主たる國の保有數。但し計には全アメリカ洲の保有數を示す) | | | | | |
| ブラジル | 一、四〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | ? | ? |
| カナダ | 一、三八一、一〇三 | 一、一六一、〇六二 | 二二、〇四一 | ? | ? |
| メキシコ | 九六、四七〇 | 七五、一七〇 | 二一、三〇〇 | ? | ? |
| 北米合衆國 | 二九、二一一、六五二 | 二五、〇八一、三三三 | 四、〇五八、三一九 | ? | ? |
| ウルガイ | 三二、八九〇 | 二二、七五〇 | 一〇、一四〇 | ? | ? |
| 米國計 | 三一、四二六、三三八 | 二六、八二八、二〇六 | 四、五九八、一四三 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 三一、七五五、四六〇 | 二七、一三一、一四八 | 四、五二九、五七四 | ? | ? |
| アフリカ洲 (主たる國の保有數。但し計には全アフリカ洲の保有數を示す) | | | | | |
| エチオピア | 三三、八二五 | 二九、五三三 | 四、二九二 | ? | ? |
| マダガスカル | 七、四四四 | 五、二二四 | 二、二二〇 | ? | ? |
| モロッコ | 六一、四六八 | 四六、三六三 | 一五、一〇五 | ? | ? |
| アフリカ計 | 六五五、七五五 | 五二一、六九六 | 一三三、〇五九 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 六一九、八六七 | 四九四、五三七 | 一二二、五〇五 | ? | ? |
| 大洋洲 (主たる國の保有數。但し計には全大洋洲の保有數を示す) | | | | | |
| 豪洲 | 七九八、七五〇 | 五七八、〇〇〇 | 二二〇、七五〇 | ? | ? |
| ハワイ | 四〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | ? | ? |
| サモア | 三三八 | 一四九 | 一八九 | ? | ? |
| ニュウギニア | 六〇〇 | 三七五 | 二二五 | ? | ? |
| 太平洋計 | 一、二八、六三七 | 八四〇、二五九 | 二八六、七九七 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 一、〇五二、三一一 | 七八六、八八三 | 二六三、五三二 | ? | ? |

| 國名 | 乗用、貨物、 バスの合計 | 乗用車 | 貨物車 | バス | モーター サイクル |
|-------------------------------------|-----------------|------------|-----------|----|--------------|
| ボルトン | 四八、三三〇 | 三三、四〇〇 | 一四、九三〇 | ? | ? |
| ラトヴィア | 六、八五〇 | 三、五〇〇 | 三、三五〇 | ? | ? |
| ルーマニア | 二七、七五〇 | 一〇、五〇〇 | 一七、二五〇 | ? | ? |
| スเปน | 一三三、〇〇〇 | ? | ? | ? | ? |
| 歐洲計 | 九、〇六五、四七五 | 六、三〇一、二八六 | 二、四九三、二四一 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 八、四五五、五七七 | 五、八四四、五九六 | 二、三三七、六四三 | ? | ? |
| アメリカ洲 (主たる國の保有數。但し計には全アメリカ洲の保有數を示す) | | | | | |
| ブラジル | 一、四〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | ? | ? |
| カナダ | 一、三八一、一〇三 | 一、一六一、〇六二 | 二二、〇四一 | ? | ? |
| メキシコ | 九六、四七〇 | 七五、一七〇 | 二一、三〇〇 | ? | ? |
| 北米合衆國 | 二九、二一一、六五二 | 二五、〇八一、三三三 | 四、〇五八、三一九 | ? | ? |
| ウルガイ | 三二、八九〇 | 二二、七五〇 | 一〇、一四〇 | ? | ? |
| 米國計 | 三一、四二六、三三八 | 二六、八二八、二〇六 | 四、五九八、一四三 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 三一、七五五、四六〇 | 二七、一三一、一四八 | 四、五二九、五七四 | ? | ? |
| アフリカ洲 (主たる國の保有數。但し計には全アフリカ洲の保有數を示す) | | | | | |
| エチオピア | 三三、八二五 | 二九、五三三 | 四、二九二 | ? | ? |
| マダガスカル | 七、四四四 | 五、二二四 | 二、二二〇 | ? | ? |
| モロッコ | 六一、四六八 | 四六、三六三 | 一五、一〇五 | ? | ? |
| アフリカ計 | 六五五、七五五 | 五二一、六九六 | 一三三、〇五九 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 六一九、八六七 | 四九四、五三七 | 一二二、五〇五 | ? | ? |
| 大洋洲 (主たる國の保有數。但し計には全大洋洲の保有數を示す) | | | | | |
| 豪洲 | 七九八、七五〇 | 五七八、〇〇〇 | 二二〇、七五〇 | ? | ? |
| ハワイ | 四〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | ? | ? |
| サモア | 三三八 | 一四九 | 一八九 | ? | ? |
| ニュウギニア | 六〇〇 | 三七五 | 二二五 | ? | ? |
| 太平洋計 | 一、二八、六三七 | 八四〇、二五九 | 二八六、七九七 | ? | ? |
| 一九三八年計 | 一、〇五二、三一一 | 七八六、八八三 | 二六三、五三二 | ? | ? |

牽引抵抗 (一噸)

| 道路種類 | 荷馬車 | | 貨物自動車 | | 乗用自動車 | |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 鐵輪帶 | ソリツド輪帶 | 二六料(時) | 二四料(時) | 二六料(時) | 二四料(時) |
| 砂利道 | 元・七 | 一・四 | 一・七 | 一・八 | 一・七 | 一・八 |
| 良普通 | 四・六 | 二・六 | 二・六 | 二・八 | 二・六 | 二・八 |
| 平均 | 四・四 | 二・七 | 二・七 | 二・九 | 二・七 | 二・九 |
| 青 | 三・七 | 一・〇 | 一・〇 | 一・一 | 一・〇 | 一・一 |
| 青マカダム | 三・四 | 一・〇 | 一・〇 | 一・一 | 一・〇 | 一・一 |
| 煉瓦 | 三・三 | 一・〇 | 一・〇 | 一・一 | 一・〇 | 一・一 |
| 木塊 | 三・三 | 一・〇 | 一・〇 | 一・一 | 一・〇 | 一・一 |
| 石塊 | 二・六 | 一・四 | 一・四 | 一・五 | 一・四 | 一・五 |
| コンクリート | 二・六 | 一・四 | 一・四 | 一・五 | 一・四 | 一・五 |

接路面と壓力強度

道路取締令規定(輪帶幅九糎)及び在來地方規定(六糎)と總重量六・三五噸の貨物自動車に就てコンクリート及び二青舗装路面に於ける接路面積と壓力強度とを求めれば次の如し。

| 路面種類 | 車輪 | 輪重 (一) | 輪半径 (糎) | 路面との接路面積 (平方糎) | | 壓力強度 (一平方糎) |
|--------|-------|--------|---------|----------------|----------|-------------|
| | | | | 長 (糎) | 面積 (平方糎) | |
| 青舗装 | 荷馬車 | 三・六 | 一・五 | 一・四 | 一・四 | 一・八 |
| | 取締令規定 | 三・八 | 一・五 | 一・四 | 一・四 | 一・八 |
| 在來地方規定 | 荷馬車 | 三・七 | 一・五 | 一・四 | 一・四 | 一・八 |
| | 貨物自動車 | 一・〇 | 一・五 | 一・四 | 一・四 | 一・八 |

コンクリート舗装

マ輪帶の及ぼす壓力度は極めて大にして、殊に在來規定車輛はコンクリート舗装に於て一七平方糎に達し、衝撃作用を合すれば更に大となるべく路面破壊作用の大なるを知る。
 瀝青舗装に於ては貨物自動車二・五八平方糎に對し鐵輪帶の取締令及在來地方規定の車輛は各一・八・六五及三・四〇平方糎に當り前者の一・五倍及二倍に當る。
 瀝青舗装はその路面温度により性質を異にするが故に、温度の異なる場合に在來地方規定の荷馬車の後輪が及ぼす壓力度を求めれば第二表の

衝擊示數と路面凹凸係との關係

自動車走行中の彈機の撓みから求めた衝擊示數の實測値は次の如し

各路面の衝擊示數

| 路面種類 | 貨物自動車 | | 乗用自動車 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 一六料(時) | 二四料(時) | 一六料(時) | 二四料(時) |
| 砂利道 | 〇・二七 | 〇・三九 | 〇・二七 | 〇・三九 |
| 良普通 | 〇・二〇 | 〇・六一 | 〇・二〇 | 〇・六一 |
| 青 | 〇・八三 | 〇・二二 | 〇・八三 | 〇・二二 |
| 青マカダム | 〇・八五 | 〇・二六 | 〇・八五 | 〇・二六 |
| 煉瓦 | 〇・八五 | 〇・二六 | 〇・八五 | 〇・二六 |
| 木塊 | 〇・八五 | 〇・二六 | 〇・八五 | 〇・二六 |
| 石塊 | 〇・三三 | 〇・四六 | 〇・三三 | 〇・四六 |
| コンクリート | 〇・三三 | 〇・四六 | 〇・三三 | 〇・四六 |

ガソリン消費量

自動車が各種路面を進行する際のガソリン消費量は路面構造の道輪

費に及ぼす影響を直接に表はし、自動車に對するその他の經費も之と相対的關係を有するものと考へられる。

ガソリンの化學的勢力が路面抵抗に打つ克つ有効働に費さるゝ割合は貨物自動車に於ては舗装の場合平均四・六四%、砂利道の場合平均七・二七%、乗用自動車に於ては舗装の場合平均四・六六%、砂利道の場合平均五・七九%に過ぎずして機關冷却用水、廢擦放出瓦斯に消費さるゝ割合多く、従つて路面構造の影響を受ける事である。更に自動

車は熱効率と同様に進行に要する所要馬力に應じて機械能率も異にするが故に、自動車機關の同一基準に於て路面状態を較し得ざるも、今實際に運轉せる場合の結果より自動車ガソリン一立當りの運轉量趨を求め、路面種別に應じ其平均値を擧ぐれば次の如し。

| 道路種別 | 貨物自動車 | | | 乗用自動車 | | |
|----------|--------------|------------------|--------|--------------|------------------|--------------|
| | 路面凹凸係數 (糶一軒) | ガソリン經濟効率 (六軒(時)) | 二四軒(時) | 路面凹凸係數 (糶一軒) | ガソリン經濟効率 (六軒(時)) | 二四軒(時) 三軒(時) |
| 砂利道 | 113.00 | 11.35 | 11.59 | 133.00 | 9.05 | 6.55 |
| 瀝青 | 142.5 | 14.25 | 14.31 | 137.00 | 11.7 | 7.85 |
| 瀝青マカダム舗装 | 142.5 | 14.25 | 14.31 | 137.00 | 11.7 | 7.85 |
| 木塊舗装 | 150.0 | 15.0 | 15.0 | 137.00 | 11.7 | 7.85 |
| コンクリート舗装 | 150.0 | 15.0 | 15.0 | 137.00 | 11.7 | 7.85 |
| 板石舗装 | 150.0 | 15.0 | 15.0 | 137.00 | 11.7 | 7.85 |

自動車の輪帶費に及ぼす路面の影響は極めて顯著で、ガソリン消費量に及ぼす影響と共に路面の經濟價值を表はす主要素である。輪帶費は路面の種別、状態、車輛の種類、重量、運轉法及輪帶の材質

等により異なるから路面種別による影響を求むること極めて困難にして本邦に於ては舗装普及未だ充分ならず各種の路面に亘りて行へる調査がないから、今各主要都市の乗合自動車につき舗装普及率との關を求むれば次の如し。

| 年 | 度 (昭和) | | 摘要 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|
| | 一 | 二 | |
| 東京市營 | 一 | 二 | 三 |
| 走 行 一臺一軒當輪帶費 (糶) | 9.8 | 8.4 | 10.7 |
| 同上(各年度の輪帶費を昭和七年度と同一と假定せる場合) | 2.9 | 2.3 | 2.1 |
| 鋪 裝 普 及 率 | 10.0% | 11.0% | 6.8% |
| 大坂市營 | 一 | 二 | 三 |
| 走 行 一臺一軒當輪帶費 (糶) | 11.0 | 11.0 | 11.0 |
| 同上(各年度の輪帶費を昭和七年度と同一と假定せる場合) | 3.5 | 3.5 | 3.5 |
| 鋪 裝 普 及 率 | 13.0% | 13.0% | 13.0% |
| 京都市營 | 一 | 二 | 三 |
| 走 行 一臺一軒當輪帶費 (糶) | 11.0 | 11.0 | 11.0 |
| 同上(各年度の輪帶費を昭和七年度と同一と假定せる場合) | 3.5 | 3.5 | 3.5 |
| 鋪 裝 普 及 率 | 13.0% | 13.0% | 13.0% |

交通車輛に依る路面振動

大坂市で森式振動計(垂直倍率一〇水平動倍率五)を用ひ各種路面に於てソリッド・タイヤ(重量四・八七噸)及空氣人タイヤ(重量三・七五噸)貨物自動車の一種が走行する場合、路面振動を測定した結果振動の水平動は上下動に比して著しく小であるから上下動に就いてのみについて記述すれば左の如くである。

速度の増大に伴ひ、路面振動は著しく大となり重量大なるものはその影響特に著しく表はれる。然し砂利道に於ては速度の増大に伴ひパウンドしつゝ走行するから、影響大となる部分と然らざる部分とありて一定速度以上の場合には地點により却つて振動減するものあり、第八圖は二五軒(時)が最大値を示す例である。

第五圖に示すが如く砂利道に於て異なる速度の場合の結果によればソリッド・タイヤが重量大なる爲めに著しく振動大であつて、速度の大なるに従ひ特にその影響大である。

(四) 自動車と距つる距離の影響
第十圖に示すが如く、アスファルト舗装に於ける試験結果は自動車との距離大なるに従ひ振動著しく小となり、七・五米を距つれば殆ど認めざるに至る。

噪音問題

(一) 振動に及ぼす路面種別の影響
砂利道、アスファルト舗装、木塊舗装に於て第五圖乃至七圖に示すが如く二・六米を距つる路面の振動はアスファルト舗装に於ては車輛と五・〇米木塊、舗装では同二・六米を距つる路面の振動は殆ど表れず前者に於て同距離二・六米の振動は速度は二五軒以上に於て幾分大となるも砂利道に比すれば遙に小である。

大坂市に於て同市電氣局高速鐵道建設部長清水健氏の調査の結果は次の如し。
直前を電車の通過せざる場合(時) 直前を電車の通過する場合(時)
場 所 場 所
電車交叉點に面する繁華な處 四一七軒 六一七軒

百貨店前
 郊外電車の市内の起點附近
 電車道に面せざる雜閑地
 一般市街地

五—〇〇
 四—六〇
 三—〇〇
 二—〇〇

自動車警報器 五—〇〇時
 モーター船(河川通り) 五—〇〇時
 其他建築用のリベット工事等は七〇時以上になる場合が少くない。

街路噪音の主なる音源

街路噪音の主なる音源は大體市内電車、省線電車其他、電氣鐵道、自動自轉車、乗合及貨物自動車である。乗用自動車は車輛の走行自身の音は比較的著しくないが警報器を使用する場合は大なる噪音の發生源となる。市内に於ての晝間の測定に依れば此の如し。

種 類

平均直徑(木) 一粒の平均體積(立方米)
 塵埃度(粉數) 七米平方中の塵埃の體積(立方米)

街路の平均 一〇・六
 郊外砂利道、交通なき場合 一・八七
 自動車通過直後 四・五
 之によれば砂利道の塵埃は其の粒徑は極めて大にして舗裝の一八倍に當りその塵埃量は舗裝に比しく大なるを知る。

市内電車 五—七時
 乗合自動車及貨物自動車 五—七時
 乗合自動車(警報器を使用せず) 三—六時

オートバイ 四—七時
 四—六時
 三—六時

四—七時
 四—六時
 三—六時

自動車經費 一裏走行一軒當(圓)

| 種別 | 項目 | 變動費 | | | | | 固定費 | | | | | | | |
|-------|-----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | ガソリン費 | 雑費 | 輪帶費 | 修繕費 | 積立年金 | 小計 | 購入費 | 人件費 | 車庫費 | 税金 | 保險費 | 雜費 | 小計 |
| 貨物自動車 | 砂利道 | 0.010 | 0.0040 | 0.010 | 0.100 | 0.120 | 0.0100 | 0.010 | 0.0070 | 0.0020 | 0.0010 | 0.1000 | 0.1200 | 0.2200 |
| | 塗裝 | 0.016 | 0.007 | 0.013 | 0.0045 | 0.025 | 0.036 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1360 |
| 自働車 | 砂利道 | 0.019 | 0.0011 | 0.008 | 0.0025 | 0.021 | 0.0089 | — | — | — | — | — | 0.1100 | 0.1289 |
| | 塗裝 | 0.010 | 0.0000 | 0.002 | 0.0010 | 0.013 | 0.016 | — | — | — | — | — | 0.1100 | 0.1260 |
| 自動車 | 砂利道 | 0.011 | 0.0001 | 0.000 | 0.000 | 0.011 | 0.0070 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1070 |
| | 塗裝 | 0.011 | 0.0001 | 0.000 | 0.000 | 0.011 | 0.0070 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1070 |

| 種別 | 項目 | 變動費 | | | | | 固定費 | | | | | | | |
|-------|-----|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|-----|----|-----|--------|--------|
| | | ガソリン費 | 雑費 | 輪帶費 | 修繕費 | 積立年金 | 小計 | 購入費 | 人件費 | 車庫費 | 税金 | 保險費 | 雜費 | 小計 |
| 乗用自動車 | 砂利道 | 0.010 | 0.0001 | 0.000 | 0.000 | 0.010 | 0.0070 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1070 |
| | 塗裝 | 0.010 | 0.0000 | 0.000 | 0.000 | 0.010 | 0.0070 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1070 |
| 自働車 | 砂利道 | 0.011 | 0.0001 | 0.000 | 0.000 | 0.011 | 0.0070 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1070 |
| | 塗裝 | 0.011 | 0.0001 | 0.000 | 0.000 | 0.011 | 0.0070 | — | — | — | — | — | 0.1000 | 0.1070 |

自動車運賃費 (圓一軒一年) (全自動車臺數中 乗用車五〇%、乗合二〇%貨物三〇%と假定す)

| 路面種別 | 一車線一日(一五時間) | | | | | 自動車交通量(臺) | | | | |
|--------------|-------------|------|-------|-------|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 50 | 100 | 150 | 200 | 250 | 500 | 1000 | 1500 | 2000 | 2500 |
| 砂利道 | 三、六〇 | 七、二〇 | 一〇、八〇 | 一四、四〇 | 一八、〇〇 | 三六、〇〇 | 七十二、〇〇 | 一〇八、〇〇 | 一四四、〇〇 | 一八〇、〇〇 |
| 瀝青塗裝 | 三、七五 | 七、五〇 | 一一、二五 | 一五、〇〇 | 一八、七五 | 三七、五〇 | 七五、〇〇 | 一一二、五〇 | 一五〇、〇〇 | 一八七、五〇 |
| アスファルトコンクリート | 三、九〇 | 七、八〇 | 一一、七〇 | 一五、六〇 | 一九、五〇 | 三九、〇〇 | 七八、〇〇 | 一一七、〇〇 | 一五六、〇〇 | 一九五、〇〇 |
| シート・アスファルト | 二、九七 | 五、九四 | 八、九一 | 一二、八八 | 一五、八五 | 三一、七〇 | 六三、四〇 | 九五、一〇 | 一二六、八〇 | 一五八、五〇 |
| コンクリート | 二、九七 | 五、九四 | 八、九一 | 一二、八八 | 一五、八五 | 三一、七〇 | 六三、四〇 | 九五、一〇 | 一二六、八〇 | 一五八、五〇 |
| 木塊 | 三、〇二 | 六、〇四 | 九、〇六 | 一二、〇八 | 一五、一〇 | 三十、二〇 | 六十、四〇 | 九十、六〇 | 一二〇、八〇 | 一五〇、〇〇 |

道路運輸費

(圓一軒一年) (全自動車臺數中 乗用車五〇%、乗合二〇%、貨物三〇%と假定す) 一車線 一日(一五時間) 自動車交通量(臺)

| 路而種別 | 50 | 100 | 150 | 200 | 250 | 300 | 350 | 400 | 450 | 500 | 550 | 600 | 650 | 700 | 750 | 800 | 850 | 900 | 950 | 1,000 | 1,050 | 1,100 | 1,150 | 1,200 | 1,250 | 1,300 | 1,350 | 1,400 | 1,450 | 1,500 | 1,550 | 1,600 | 1,650 | 1,700 | 1,750 | 1,800 | 1,850 | 1,900 | 1,950 | 2,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一砂利道 | 3,881 | 7,500 | 11,119 | 14,738 | 18,357 | 21,976 | 25,595 | 29,214 | 32,833 | 36,452 | 40,071 | 43,690 | 47,309 | 50,928 | 54,547 | 58,166 | 61,785 | 65,404 | 69,023 | 72,642 | 76,261 | 79,880 | 83,499 | 87,118 | 90,737 | 94,356 | 97,975 | 101,594 | 105,213 | 108,832 | 112,451 | 116,070 | 119,689 | 123,308 | 126,927 | 130,546 | 134,165 | 137,784 | 141,403 | 145,022 | 148,641 | 152,260 | 155,879 | 159,498 | 163,117 | 166,736 | 170,355 | 173,974 | 177,593 | 181,212 | 184,831 | 188,450 | 192,069 | 195,688 | 199,307 | 202,926 | 206,545 | 210,164 | 213,783 | 217,402 | 221,021 | 224,640 | 228,259 | 231,878 | 235,497 | 239,116 | 242,735 | 246,354 | 249,973 | 253,592 | 257,211 | 260,830 | 264,449 | 268,068 | 271,687 | 275,306 | 278,925 | 282,544 | 286,163 | 289,782 | 293,401 | 297,020 | 300,639 | 304,258 | 307,877 | 311,496 | 315,115 | 318,734 | 322,353 | 325,972 | 329,591 | 333,210 | 336,829 | 340,448 | 344,067 | 347,686 | 351,305 | 354,924 | 358,543 | 362,162 | 365,781 | 369,400 | 373,019 | 376,638 | 380,257 | 383,876 | 387,495 | 391,114 | 394,733 | 398,352 | 401,971 | 405,590 | 409,209 | 412,828 | 416,447 | 420,066 | 423,685 | 427,304 | 430,923 | 434,542 | 438,161 | 441,780 | 445,400 | 449,019 | 452,638 | 456,257 | 459,876 | 463,495 | 467,114 | 470,733 | 474,352 | 477,971 | 481,590 | 485,209 | 488,828 | 492,447 | 496,066 | 499,685 | 503,304 | 506,923 | 510,542 | 514,161 | 517,780 | 521,400 | 525,019 | 528,638 | 532,257 | 535,876 | 539,495 | 543,114 | 546,733 | 550,352 | 553,971 | 557,590 | 561,209 | 564,828 | 568,447 | 572,066 | 575,685 | 579,304 | 582,923 | 586,542 | 590,161 | 593,780 | 597,400 | 601,019 | 604,638 | 608,257 | 611,876 | 615,495 | 619,114 | 622,733 | 626,352 | 629,971 | 633,590 | 637,209 | 640,828 | 644,447 | 648,066 | 651,685 | 655,304 | 658,923 | 662,542 | 666,161 | 669,780 | 673,400 | 677,019 | 680,638 | 684,257 | 687,876 | 691,495 | 695,114 | 698,733 | 702,352 | 705,971 | 709,590 | 713,209 | 716,828 | 720,447 | 724,066 | 727,685 | 731,304 | 734,923 | 738,542 | 742,161 | 745,780 | 749,400 | 753,019 | 756,638 | 760,257 | 763,876 | 767,495 | 771,114 | 774,733 | 778,352 | 781,971 | 785,590 | 789,209 | 792,828 | 796,447 | 800,066 | 803,685 | 807,304 | 810,923 | 814,542 | 818,161 | 821,780 | 825,400 | 829,019 | 832,638 | 836,257 | 839,876 | 843,495 | 847,114 | 850,733 | 854,352 | 857,971 | 861,590 | 865,209 | 868,828 | 872,447 | 876,066 | 879,685 | 883,304 | 886,923 | 890,542 | 894,161 | 897,780 | 901,400 | 905,019 | 908,638 | 912,257 | 915,876 | 919,495 | 923,114 | 926,733 | 930,352 | 933,971 | 937,590 | 941,209 | 944,828 | 948,447 | 952,066 | 955,685 | 959,304 | 962,923 | 966,542 | 970,161 | 973,780 | 977,400 | 981,019 | 984,638 | 988,257 | 991,876 | 995,495 | 999,114 | 1,002,733 | 1,006,352 | 1,009,971 | 1,013,590 | 1,017,209 | 1,020,828 | 1,024,447 | 1,028,066 | 1,031,685 | 1,035,304 | 1,038,923 | 1,042,542 | 1,046,161 | 1,049,780 | 1,053,400 | 1,057,019 | 1,060,638 | 1,064,257 | 1,067,876 | 1,071,495 | 1,075,114 | 1,078,733 | 1,082,352 | 1,085,971 | 1,089,590 | 1,093,209 | 1,096,828 | 1,100,447 | 1,104,066 | 1,107,685 | 1,111,304 | 1,114,923 | 1,118,542 | 1,122,161 | 1,125,780 | 1,129,400 | 1,133,019 | 1,136,638 | 1,140,257 | 1,143,876 | 1,147,495 | 1,151,114 | 1,154,733 | 1,158,352 | 1,161,971 | 1,165,590 | 1,169,209 | 1,172,828 | 1,176,447 | 1,180,066 | 1,183,685 | 1,187,304 | 1,190,923 | 1,194,542 | 1,198,161 | 1,201,780 | 1,205,400 | 1,209,019 | 1,212,638 | 1,216,257 | 1,219,876 | 1,223,495 | 1,227,114 | 1,230,733 | 1,234,352 | 1,237,971 | 1,241,590 | 1,245,209 | 1,248,828 | 1,252,447 | 1,256,066 | 1,259,685 | 1,263,304 | 1,266,923 | 1,270,542 | 1,274,161 | 1,277,780 | 1,281,400 | 1,285,019 | 1,288,638 | 1,292,257 | 1,295,876 | 1,299,495 | 1,303,114 | 1,306,733 | 1,310,352 | 1,313,971 | 1,317,590 | 1,321,209 | 1,324,828 | 1,328,447 | 1,332,066 | 1,335,685 | 1,339,304 | 1,342,923 | 1,346,542 | 1,350,161 | 1,353,780 | 1,357,400 | 1,361,019 | 1,364,638 | 1,368,257 | 1,371,876 | 1,375,495 | 1,379,114 | 1,382,733 | 1,386,352 | 1,389,971 | 1,393,590 | 1,397,209 | 1,400,828 | 1,404,447 | 1,408,066 | 1,411,685 | 1,415,304 | 1,418,923 | 1,422,542 | 1,426,161 | 1,429,780 | 1,433,400 | 1,437,019 | 1,440,638 | 1,444,257 | 1,447,876 | 1,451,495 | 1,455,114 | 1,458,733 | 1,462,352 | 1,465,971 | 1,469,590 | 1,473,209 | 1,476,828 | 1,480,447 | 1,484,066 | 1,487,685 | 1,491,304 | 1,494,923 | 1,498,542 | 1,502,161 | 1,505,780 | 1,509,400 | 1,513,019 | 1,516,638 | 1,520,257 | 1,523,876 | 1,527,495 | 1,531,114 | 1,534,733 | 1,538,352 | 1,541,971 | 1,545,590 | 1,549,209 | 1,552,828 | 1,556,447 | 1,560,066 | 1,563,685 | 1,567,304 | 1,570,923 | 1,574,542 | 1,578,161 | 1,581,780 | 1,585,400 | 1,589,019 | 1,592,638 | 1,596,257 | 1,599,876 | 1,603,495 | 1,607,114 | 1,610,733 | 1,614,352 | 1,617,971 | 1,621,590 | 1,625,209 | 1,628,828 | 1,632,447 | 1,636,066 | 1,639,685 | 1,643,304 | 1,646,923 | 1,650,542 | 1,654,161 | 1,657,780 | 1,661,400 | 1,665,019 | 1,668,638 | 1,672,257 | 1,675,876 | 1,679,495 | 1,683,114 | 1,686,733 | 1,690,352 | 1,693,971 | 1,697,590 | 1,701,209 | 1,704,828 | 1,708,447 | 1,712,066 | 1,715,685 | 1,719,304 | 1,722,923 | 1,726,542 | 1,730,161 | 1,733,780 | 1,737,400 | 1,741,019 | 1,744,638 | 1,748,257 | 1,751,876 | 1,755,495 | 1,759,114 | 1,762,733 | 1,766,352 | 1,769,971 | 1,773,590 | 1,777,209 | 1,780,828 | 1,784,447 | 1,788,066 | 1,791,685 | 1,795,304 | 1,798,923 | 1,802,542 | 1,806,161 | 1,809,780 | 1,813,400 | 1,817,019 | 1,820,638 | 1,824,257 | 1,827,876 | 1,831,495 | 1,835,114 | 1,838,733 | 1,842,352 | 1,845,971 | 1,849,590 | 1,853,209 | 1,856,828 | 1,860,447 | 1,864,066 | 1,867,685 | 1,871,304 | 1,874,923 | 1,878,542 | 1,882,161 | 1,885,780 | 1,889,400 | 1,893,019 | 1,896,638 | 1,900,257 | 1,903,876 | 1,907,495 | 1,911,114 | 1,914,733 | 1,918,352 | 1,921,971 | 1,925,590 | 1,929,209 | 1,932,828 | 1,936,447 | 1,940,066 | 1,943,685 | 1,947,304 | 1,950,923 | 1,954,542 | 1,958,161 | 1,961,780 | 1,965,400 | 1,969,019 | 1,972,638 | 1,976,257 | 1,979,876 | 1,983,495 | 1,987,114 | 1,990,733 | 1,994,352 | 1,997,971 | 2,001,590 | 2,005,209 | 2,008,828 | 2,012,447 | 2,016,066 | 2,019,685 | 2,023,304 | 2,026,923 | 2,030,542 | 2,034,161 | 2,037,780 | 2,041,400 | 2,045,019 | 2,048,638 | 2,052,257 | 2,055,876 | 2,059,495 | 2,063,114 | 2,066,733 | 2,070,352 | 2,073,971 | 2,077,590 | 2,081,209 | 2,084,828 | 2,088,447 | 2,092,066 | 2,095,685 | 2,099,304 | 2,102,923 | 2,106,542 | 2,110,161 | 2,113,780 | 2,117,400 | 2,121,019 | 2,124,638 | 2,128,257 | 2,131,876 | 2,135,495 | 2,139,114 | 2,142,733 | 2,146,352 | 2,149,971 | 2,153,590 | 2,157,209 | 2,160,828 | 2,164,447 | 2,168,066 | 2,171,685 | 2,175,304 | 2,178,923 | 2,182,542 | 2,186,161 | 2,189,780 | 2,193,400 | 2,197,019 | 2,200,638 | 2,204,257 | 2,207,876 | 2,211,495 | 2,215,114 | 2,218,733 | 2,222,352 | 2,225,971 | 2,229,590 | 2,233,209 | 2,236,828 | 2,240,447 | 2,244,066 | 2,247,685 | 2,251,304 | 2,254,923 | 2,258,542 | 2,262,161 | 2,265,780 | 2,269,400 | 2,273,019 | 2,276,638 | 2,280,257 | 2,283,876 | 2,287,495 | 2,291,114 | 2,294,733 | 2,298,352 | 2,301,971 | 2,305,590 | 2,309,209 | 2,312,828 | 2,316,447 | 2,320,066 | 2,323,685 | 2,327,304 | 2,330,923 | 2,334,542 | 2,338,161 | 2,341,780 | 2,345,400 | 2,349,019 | 2,352,638 | 2,356,257 | 2,359,876 | 2,363,495 | 2,367,114 | 2,370,733 | 2,374,352 | 2,377,971 | 2,381,590 | 2,385,209 | 2,388,828 | 2,392,447 | 2,396,066 | 2,399,685 | 2,403,304 | 2,406,923 | 2,410,542 | 2,414,161 | 2,417,780 | 2,421,400 | 2,425,019 | 2,428,638 | 2,432,257 | 2,435,876 | 2,439,495 | 2,443,114 | 2,446,733 | 2,450,352 | 2,453,971 | 2,457,590 | 2,461,209 | 2,464,828 | 2,468,447 | 2,472,066 | 2,475,685 | 2,479,304 | 2,482,923 | 2,486,542 | 2,490,161 | 2,493,780 | 2,497,400 | 2,501,019 | 2,504,638 | 2,508,257 | 2,511,876 | 2,515,495 | 2,519,114 | 2,522,733 | 2,526,352 | 2,529,971 | 2,533,590 | 2,537,209 | 2,540,828 | 2,544,447 | 2,548,066 | 2,551,685 | 2,555,304 | 2,558,923 | 2,562,542 | 2,566,161 | 2,569,780 | 2,573,400 | 2,577,019 | 2,580,638 | 2,584,257 | 2,587,876 | 2,591,495 | 2,595,114 | 2,598,733 | 2,602,352 | 2,605,971 | 2,609,590 | 2,613,209 | 2,616,828 | 2,620,447 | 2,624,066 | 2,627,685 | 2,631,304 | 2,634,923 | 2,638,542 | 2,642,161 | 2,645,780 | 2,649,400 | 2,653,019 | 2,656,638 | 2,660,257 | 2,663,876 | 2,667,495 | 2,671,114 | 2,674,733 | 2,678,352 | 2,681,971 | 2,685,590 | 2,689,209 | 2,692,828 | 2,696,447 | 2,700,066 | 2,703,685 | 2,707,304 | 2,710,923 | 2,714,542 | 2,718,161 | 2,721,780 | 2,725,400 | 2,729,019 | 2,732,638 | 2,736,257 | 2,739,876 | 2,743,495 | 2,747,114 | 2,750,733 | 2,754,352 | 2,757,971 | 2,761,590 | 2,765,209 | 2,768,828 | 2,772,447 | 2,776,066 | 2,779,685 | 2,783,304 | 2,786,923 | 2,790,542 | 2,794,161 | 2,797,780 | 2,801,400 | 2,805,019 | 2,808,638 | 2,812,257 | 2,815,876 | 2,819,495 | 2,823,114 | 2,826,733 | 2,830,352 | 2,833,971 | 2,837,590 | 2,841,209 | 2,844,828 | 2,848,447 | 2,852,066 | 2,855,685 | 2,859,304 | 2,862,923 | 2,866,542 | 2,870,161 | 2,873,780 | 2,877,400 | 2,881,019 | 2,884,638 | 2,888,257 | 2,891,876 | 2,895,495 | 2,899,114 | 2,902,733 | 2,906,352 | 2,909,971 | 2,913,590 | 2,917,209 | 2,920,828 | 2,924,447 | 2,928,066 | 2,931,685 | 2,935,304 | 2,938,923 | 2,942,542 | 2,946,161 | 2,949,780 | 2,953,400 | 2,957,019 | 2,960,638 | 2,964,257 |

代用燃料自動車

に通知すること

(二) 道府縣は前項に依る内燃機用變性アルコールの割當數量を參照しアルコール自動車臺數を定むること

(三) アルコール自動車に轉換せしむべき自動車は差當り左に依り選定すること

(一) 揮發油の割當を受け居る貨物自動車にして代燃裝置を以てしては使用困難なる用途に使用せらるゝもの

(二) 其の他特に指示したる自動車

(四) 道府縣は選定したるアルコール自動車に付登記様式一により燃料局に報告すること

(五) アルコール自動車は機關の改造を行はざること

(六) アルコール自動車には其の運転臺前面のガラスにアルコール自動車なることを明示し得べき標識(登記様式に依る)を貼附せしむること

内燃機用變性アルコールの配給

(一) 内燃機用變性アルコールの配給は切符制とし現在の揮發油販賣機關(石油共販株式會社、地方石油販賣株式會社及個々の賣者)をして内燃機用變性アルコールの配給及販賣に當らしむること

の限に在らざること

(九) 購買券の交付を受けんとする者は交付申請書を其のアルコール自動車の主たる使用地の道府縣に提出すること

(五) に依る團體は交付申請書を其の主たる事務所所在地の道府縣に提出すること

前二項の購買券交付申請書には左に掲ぐる事項を記載すること

(一) 使用せんとする内燃機用變性アルコールの數量

(二) 使用せんとするアルコール自動車の種類及番號

(三) 使用豫定期間

(四) 交付を受けんとする購買券の種類及枚數

(五) 前回購買券の交付を受けたる年月日並に其の種類及枚數

第二項の團體が交付申請書を提出する場合に於ては前項1乃至3の事項は團體を組織する者之を記載し日團體を組織する者の氏名名稱及住所を記載したる書面を添附すること

(十) 購買券の交付を受けたる者(五)に依り團體が購買券の交付を受けたる場

代用燃料自動車

(二) 道府縣はアルコール自動車所有者に對し内燃機用變性アルコール購買券

(切符)を交付すること

(三) アルコール自動車に對しては揮發油の割當は原則として行はざること

四、内燃機用變性アルコール購買券

(一) 内燃機用變性アルコールの販賣業

は購買券と引換ふるに非ざれば内燃機用變性アルコール自動車所有者又は

(五) に依り道府縣の指定したる團體に譲渡することを得ざること但し燃料局に指示ありたる場合は此の限に在らざること

(二) 内燃機用變性アルコールの販賣業者其の所有する内燃機用變性アルコールの販賣業者其の所有する内燃機用變性アルコールを使用せんとするときは使用數量に相當する購買券に當該販賣場の名稱及使用年月日を示す消印を捺捺すること

(三) 購買券は毎月燃料局の定むる數量の限度内に於て道府縣之を發行すること

(四) 購買券は一ガロン券、五ガロン券、一リットル券、五リットル券、十リットル券、百リットル券の六種とすること

(三) 購買券は毎月燃料局の定むる數量の限度内に於て道府縣之を發行すること

(四) 購買券は一ガロン券、五ガロン券、一リットル券、五リットル券、十リットル券、百リットル券の六種とすること

合に在りては當該團體より購買券の配布を受けたる者は漏れなく購買券に氏名稱及住所を記入の上捺印すること

(十一) 内燃機用變性アルコールの販賣業者は内燃機用變性アルコールと引換へたる購買券に引換後漏れなく當該販賣場の名稱及引換の年月日を示す消印を捺捺すること

(十二) 内燃機用變性アルコールの販賣業者は消印を押捺したる購買券を故なく他人に引渡し又は破棄することを得ざること

(十三) 内燃機用變性アルコールの販賣業者は販賣場毎に其の開設後一週間以内左に掲げる事項を販賣場所在地の道府縣に届出づること

其の販賣場を廢止し又は届出でたる事項に變更ありたるとき又同じ

(一) 販賣業者の氏名稱及住所

(二) 販賣場の名稱及位置

(十四) 内燃機用變性アルコールの販賣業者は販賣場毎に帳簿を備へ左に掲げる事項を記載すること

(一) 受入れたる内燃機用變性アルコールの受入年月日並に其の引渡人の氏

名稱及住所

(二) 譲渡したる内燃機用變性アルコールの數量、譲渡の年月日並に其の譲受人の氏名稱及住所は之を記載することを要せざること

(十五) 内燃機用變性アルコールの販賣業者は販賣場毎に左に掲ぐる事項を記載した報告書を毎月十五日迄に道府縣に提出すること

(一) 前月中に受入れたる内燃機用變性アルコールの數量受入年月日並に其の引渡人の氏名稱及住所

(二) 前月中に譲渡したる内燃機用變性アルコールの數量及譲渡の年月日並に其の譲受人の氏名稱及住所

(三) 前月中に使用したる内燃機用變性アルコールの數量及使用の年月日

(四) 前月中に消印を押捺したる購買券の種類及枚數

購買券は登記様式三に依ること

(五) 道府縣必要と認むるときは其の指定したる團體に購買券を交付することを得ること

前項の場合に於て道府縣必要と認むるときは當該團體に對し購買券の配布に關し必要なる命令を爲すことを得ること

(六) 購買券の有効期間は其の交付の日より其の日の屬する月の翌々月の末日迄とする

(七) 購買券は之を他人に譲渡し又は他人より譲受けることを得ること但し

(五) に依り購買券の交付を受けたる團體當該購買券を其の團體を組織する者に配布する場合及特別の事情に依り道府縣の許可を受けたる場合は此の限に在らざること

(八) 購買券と引換へに譲受けたる内燃機用變性アルコールは之を他人に譲渡し又は他人より譲受けることを得ざること但し(五) に依り購買券の交付を受けたる團體當該購買券と引換へに譲受けたる内燃機用變性アルコールを其の團體を組織する者に配給する場合及特別の事情に依り道府縣の許可を受けたる場合は此

名稱及住所

(二) 譲渡したる内燃機用變性アルコールの數量、譲渡の年月日並に其の譲受人の氏名稱及住所

(三) 使用したる内燃機用變性アルコールの數量及使用年月日

(四) 消印を押捺したる購買券の種類及枚數

購買券と引換へ譲渡したる場合に於ては前項2の譲受人の氏名稱及住所は之を記載することを要せざること

(十五) 内燃機用變性アルコールの販賣業者は販賣場毎に左に掲ぐる事項を記載した報告書を毎月十五日迄に道府縣に提出すること

(一) 前月中に受入れたる内燃機用變性アルコールの數量受入年月日並に其の引渡人の氏名稱及住所

(二) 前月中に譲渡したる内燃機用變性アルコールの數量及譲渡の年月日並に其の譲受人の氏名稱及住所

(三) 前月中に使用したる内燃機用變性アルコールの數量及使用の年月日

(四) 前月中に消印を押捺したる購買券の種類及枚數

代用燃料自動車

購買券と引換添したる場合に於ては前項2の譲受人の氏名名稱及住所は之に記載することを要せざること

五、本件實施の時期

- (一)内燃機關用變性アルコールの配給は昭和十七年一月より開始すること
(二)内燃機關用變性アルコールの使用は昭和十七年二月一日より實施すること
(三)本要綱中(四)(五)は昭和十七年三月一日より之を實施すること

別紙様式(一)

アルコール自動車選定報告書

營業用普通車、家用特殊車、官公署小型の用途、所有者、住所備考

備考

- 一、醫家用車、患者運搬者、靈柩車、救急車、消防車、新聞通信車、郵便車、練習車、特殊品運搬車(運搬品目明記)其他の別は用途の欄に記入すること
二、備考欄に車輛所有者別に使用總車輛數

昭和十六年十月 商工省告示第八百八十三號 石油代用燃料使用裝置統制規則の規定に依り種類等指定の件)中左の通改正す

商工大臣 岸 信介

一、壓縮瓦斯使用裝置の部の(二)小型四輪乗用自動車又貨物自動車中『組合標準A型壓縮瓦斯使用裝置』を『高機式小型壓縮瓦斯使用裝置』に、一液化瓦斯使用裝置の部の(二)小型四輪乗用自動車及貨物自動車中『組合標準A型液化瓦斯使用裝置』を『高機式小型液化瓦斯使用裝置』に改む
商工省告示第八百九十二號
昭和十六年十月 商工省告示第八百八十三號 石油代用燃料使用裝置統制規則の規定に依り種類等指定の件)中左の通改正す
昭和十七年八月十八日

商工大臣 岸 信介

一、瓦斯發生裝置の部の(五)小型三輪自動車中『中央式双立A型木炭瓦斯發生裝置』を、『日燃式双立三輪車用木炭瓦斯發生裝置』に、『東亞式D型木炭瓦斯發生裝置』を、『日燃式三輪車用木炭瓦斯發生裝置』に、(六)小型四輪乗用自動車中『津出式 乗用車型木炭 瓦斯發生裝置

代用燃料自動車

(揮發油車輛、アルコール車輛、其他の代燃種別車數)を記載し、家用の場合には職業を附記すること (以下別紙略)

燃使用裝置獎勵金額

商工省では昭和十七年四月一日商工省告示第三百四十八號を以て石油代用燃料使用裝置獎勵金交付規則第三條の規定に依り昭和十七年度に於ける獎勵金の額を左の如く定めた
營業用自動車に設置したる場合
石油代用燃料使用裝置一基に付 三百圓
營業用小型自動車に設置したる場合
石油代用燃料使用裝置一基に付 百圓
營業用機關車又は氣動車に設置したる場合
石油代用燃料使用裝置一基に付 三百圓

代燃使用裝置規則改正

商工省は十七年四月十日附にて告示第三百八十五號に依り昭和十六年十月商工省告示第八百八十三號(石油代用燃料使用裝置統制規則)の規程に依り種類等指定の件)中左の通り改正實施した
一、壓縮瓦斯使用裝置の部の(一)乗合自動車

置』を『日燃式小型乗用車用木炭瓦斯發生裝置』に改む

代燃化促進全國

主任官會議

代用燃料自動車化促進に關する全國主任官會議は四月十五、十六の兩日に亘つて特許局に於て開催されたが、同主任官會議の指示事項は十七年度の代燃化方針、代燃資源の開發促進、アルコール單體使用、石油配給と代燃車の關係等にして大要左の如くであつた
一、昭和十七年度設置方針に關する件

大東亞戰爭の赫々たる戦勝に依り、南方石油資源確保の見透しつきたりと雖も之が普及及開發には擔當の時日を要し、且輸送も相當困難を豫想せらるる處、他方車需は更に増大するを以て民需に付ては大なるものを期待し得ざる實情なり従つて石油の需給狀況は昨年度よりも一層窮屈となる見込なるを以て政府に於ても本年度に於て代燃化を愈々強化する方針を決定し、當局に於てはバス及びトラックに重點を置き之が完遂に邁進する覺悟なるを以て、地方に於ても南方石油資源に關する樂觀の一掃に努力され

四

車、貨物自動車及乗用自動車中『京成式壓縮瓦斯使用裝置 同』の次に『高機式壓縮瓦斯使用裝置 同』を、一 液化瓦斯使用裝置の部の(一)乗合自動車、貨物自動車又乗用自動車中『東工式液化瓦斯使用裝置 同』の次に『高機式液化瓦斯使用裝置 同』を加ふ

代燃使用裝置種類

指定改正

商工省告示第四百五十七號
昭和十六年十月 商工省告示第八百八十三號 (石油代用燃料使用裝置統制規定に依り種類等指定の件)中左の通改正す
昭和十七年四月二十四日

商工大臣 岸 信介

一、壓縮瓦斯使用裝置の部の(二)小型四輪乗用自動車及貨物自動車中『組合標準B型壓縮瓦斯使用裝置』を『高機式小型壓縮瓦斯使用裝置』に、一液化瓦斯使用裝置の部の(二)小型四輪乗用自動車及貨物自動車中『組合標準A型液化瓦斯使用裝置』を『高機式小型液化瓦斯使用裝置』に改む
商工省告示第八百九十二號

代燃裝置の普及徹底に遺憾なきを期せられたい

二、代用燃料資源の開發促進に關する件

代用燃料車の普及に伴ひ代用燃料の消費量も激増し來り、各種代用燃料の生産には一定の限界あり、且つ輸送逼迫の事情もありて往々燃料需給の円滑を缺く状態なるに付き當局としては折角關係官廳及び業者と協議して極力之が増産及び輸送の円滑を圖り居れり、地方に於かれても地方特殊の事情に應じ既開發代用燃料資源の生産及び輸送の確保は勿論、未開發代燃料の資源特に亞炭コーライト、天然ガスの開發促進及びこれが輸送に關し特殊の御配慮相煩したく
三、アルコールの單體使用に關する件
アルコールに關しては揮發油及アルコール混用法により揮發油に對しアルコール二〇パーセントの混入を實施中なるも、今後之を繼續する外、これに要する以外のアルコール單體にて使用せしむることとなり、二月より十七府縣にて實施せられ漸次他府縣にも實施する豫定なるもその實施に際しては、アルコールの配給及アルコール自動車の指導に付特に留意相成度き

四、石油配給と代燃車との關係に關する件

代用燃料自動車

石油の配給は代用燃料使用装置の全般的普及を前提とする暫定措置たる處その特配は却つて代燃化阻止し居る實情に鑑み此の際代燃化を積極的に促進し且輸送の總力を發揮する爲爾等左記に依りトラックに對し石油の配給をなすこと

(イ) 基準配給量は石油車と代燃車と同量のこと

(ロ) 石油の特配に戰時輸送強化期間中その状況を考慮し、代用燃料の保有量多きものにこれを配給する

代用燃料専門自動車

試作

商工省機械局では我が國の燃料事情から代用燃料の専門エンジンを作り、代燃専門自動車を一般民需に供給せんとすの建前から、十六年九月自動車技術委員内に代燃専門自動車委員會を設置し數次に亘る協議の結果

- 一、日産自動車株式會社に於ては
コーライト、無煙炭、木炭
- 一、トヨタ自動車工業株式會社に在りては
無煙炭、コーライト、有煙炭
- 一、ヂーゼル自動車工業株式會社に在りては
コーライト、無煙炭、瓦斯

の夫々専門エンジンの仕様書を作製試作に着手中のところ漸く昭和十七年四月第一次試作を終り、四月二十三日より二十六日までの四日間に亘り、東京―大宮―高崎―伊香保―碓氷峠―輕井澤―上田―上山田―別所―和田峠―下諏訪―甲府―夏目―川澤橋―御坂峠―碓氷峠―八王子―新宿間に於て石炭貨物自動車トヨタ二輪、ニッサン二輪、いすゞ二輪、これに代用燃料を使用せる自動車も参加して、遂行、登坂、牽引の各性能テストを行つたが、尙ほ改良の餘地ありとして第二次試作をすゝめてゐるが、尙小型車にも同様代燃専門自動の研究がなされた

日燃機大陸進出

日本燃料機合同株式會社では十七年夏荒木常務を中支方面に派遣し、同地方への進出計畫を樹て上海へ出張所を設置すべく準備をすゝめて十月初旬に至り、興亞院華中連絡部に於いて日燃機の代燃機進出を正式に許容することに決定、大體左記條件に依るべき旨通告した、既に日燃の中支進出は上海に出張所を設置すると共に、現地の代燃委員會に委員を出し、日燃機を中支に適合する規格統一をすることとなつてゐるが條件の内容は次の通り

である

- 一、日燃機を中支へ進出せしめ出張所を設置せしめるものとす
- 二、日燃は中支代燃協會に加入せしめ同技術委員會に於ける規格統一を促進せしめるものとす
- 三、規格統一に關しては日燃機を中支の實情に即する如く改良研究するものとす
- 四、販賣価格は嚴密なる原價計算に依り極力低下せしむる如く措置するものとす

發生爐生産配給確立

發生爐生産増強とこれが配給部門の確立は代用燃料車轉換の高度目標を完遂する上へにおいての二要諦であり關係動では鋭意對策の検討を行つてゐるが十七年十月販賣部門の機構整備確立の方面と連繫具體案を考究中であるが、機構整備方針としては現在各府縣ごとに設立をみてゐる日燃機合同會社傘下三十餘社を打つて一九となし「日本燃料機販賣統制會社」(假稱)を設立せんとするので從來傳へられてゐた日燃機合同會社が各府縣販賣會社の買収による同社への吸収案は結局棄する方針とみられるが、みぎは日燃機合同會社の現状すなはち發生爐そのもの、技術水準

からみて同社にただちに販賣部門を全面的に委ねることは必要以上の負擔となかつ生産と販賣を分離することによつてのみ發生爐の機能高揚に資せしとするものである、

即ち發生爐の機能高揚はこれが取付技術の如何によつて決定せられるものである、この點他の製品に見ることく販賣業者の責任は單に賣却によつて解消せらるべき筋合のものではなく、寧ろ販賣後における不斷の保證サービスに責任の大半が存するものであり、この見地からするも販賣部門を生産會社に兼業させる場合は製品の技術向上、品質改良への専念は期待できず、かつ自家製品の自家販賣は勢ひ粗製濫賣に流れ易く販賣部門と生産部門との分離によつて生産者の技術高揚を促進するとともに販賣者に對しては、専ら取付技術の向上を擔當させ代燃機の機能高揚に萬遺憾なきを期さんとするものである

各國の代燃界

- ◇ブラジル
七月十九日 リオ・デ・ジャネイロ發O・F
I 七月の自動車は、公用、私用を問はず、その運行を停止すべく、陸軍省―五十五―

代用燃料自動車

海軍省―五十一、空軍―十九、警察―二十三、合計百四十八臺のみ例外として公認される。營業用自動車運轉手については、大統領令を以て、雇主に對して雇傭、減休を禁止すると同時に他方同じく大統領令を以て關係當局に對し木炭ガスの生産を強化すべき旨を發令したと傳へられる

(外務省通商日報 昭和一七・七・二八)

◇ドイツ
自動車燃料を更に節約する爲に、ドイツに於ける自動車民間使用者は、その自動車を馬力の少い車に變更し、或は自動車を、而も出來得る場合には最小の馬力のものを選ぶやうにされて居るす必要な自動車使用は、違反者の嚴重な告發に依つて防止される

◇イタリヤ
イタリヤに於けるメタン瓦斯の使用増加はドイツ新聞紙に於ける最近の論文中で取扱はれて居る。生産高は一九三五年以來倍加されたと云はれ、昨年の數字は生産計畫を遙かに超過して居る。瓦斯の使用は更に増大する爲に、國家支配の會社が作られ配給送油管線網が計畫された

◇フランス
フランスに於ける瓦斯發生機の製造に對し

ては、最早それ以上免許證は發行されない。數ヶ月前に發生機瓦斯局を最高五〇、〇〇〇臺の製造に對する免許證を發行し、此の製造計畫の一部は既に完了した。木炭を使用する瓦斯發生機は六月一日以後は使用し得ないと云ふ最近の命令の爲に、製造業者は、その瓦斯發生機か他の固形燃料で動くやうに改良され得ない限り、難境に立つてあらう。木炭發生機に對する此の禁止理由は、此の燃料の供給が豫期よりも遙かに低かつたからである

燃料

概説我が國は從來の領域に豊富なる石油資源を確保して居なかつたために、軍部も民間も共に苦い經驗を嘗めて來た、更に滿洲事變以來支那事變に至り、高度國防國家の建設並に東亞共榮圈の確立を實行するに當りて石油資源の不足に益々逼迫し其の確保は全く緊急の實行問題となつて來た

然るに大東亞戰爭は東亞の共榮自衛のため止むを得ず、昭和十六年十二月八日畏くもその宣戰の大詔が發せられた此の大東亞戰爭に於ける皇軍の赫々たる戰果に依つて我國は急轉步的に南方油田の石油資源を確保し、ここに全く新しい燃料國策樹立の時機に到達した、南方の石油資源を中心とした新しい燃料國策は從來の我國石油資源不足の貧乏性の餘り急速なる資源確保に醉ふことなく近々將來と遠き將來に對する方針を定むべきである、南方の石油資源は大東亞戰爭前に就て凡そ二千萬噸の年産額であるが、然しこれ

は世界の石油産額に對する僅々三〇に過ぎざる油量であることに注意すべきである、顯くば南方石油田開發に際し、其の構想と機構とを充分に練り、大東亞戰爭の理念に沿ふ資源開發を實行すべきである、幸ひ我が政府當局は國內石油資源の確保を期するは勿論、大東亞共榮圈の石油確保に凡ゆる施策を講じつゝ、ある、邦家の爲め共榮圈の爲め洵に慶賀に堪えない次第である

世界の石油界

第二次世界大戰と大東亞戰爭に依り世界に於ける石油界は極度に變動が齎された、即ち我が國の英領ビルマ、馬來領東印度、舊ホルネオ諸島等の占領とドイツ軍に依る歐洲の石油産出地帯の占領などがあり、世界の六三・五の石油を産出するアメリカが石油に悩んでゐるとは一考せられなかつたことだが、近著の諸情報に依れば事實として傳へられて

ある、餘りにも皮肉な現象だが、こう云ふ世界情勢となれば持てる國も、持たざる國も悩みは同じばかりか、持てる國程其の悩みは却つて深刻なものがあるのも當然であらう、米國があり餘る石油に悩むのは今に始つた事ではなく、去年の夏に既に其の現象が現はれて居り持つものは持たざる者よりも餘計は消費が伴ふのである

原油産額に就てみれば一九四一年の總計を窺知することは未だ至難であり、一九四〇年のそれに依ると前年より六九、二二七、一五二パーレルの増産をみ、即ち從來の最高記録である、西半球に於ける生産及消費の増加だけが、全世界の石油業を新頂點に押し上げた原因となつたのである、之れに反し石油消費量はV・R・ガルフイアスR・Vウエツトセル及J・Wリストリー調査になる一九四〇年の各國石油及び代用燃料の消費量は次の如くである

世界各國に於ける一九四〇年度石油及び用燃料の消費量は、軍需消費量を含むないで二、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇パーレル即ち一九三九年度より約二一、〇〇〇、〇〇〇パーレル減と推定される
交戦國及び戦争の影響を蒙る諸國の消費統

計は入手し得ないので、その近似的な概数を求める爲めドイツに依る占領或は戦争の影響を蒙つた時以後の之等の諸國の民需消費量の率を八〇%に減じて推定された

一九四〇年度に於ける合衆國に於ける總消費量は前年に比し九四、〇〇〇、〇〇〇バレルを増加したが、一に於て戦争の直接的影響を蒙つた諸國之等のうち或國は昨年後期に占期せられたのであるが一に於ては二二六、〇〇〇、〇〇〇バレルを減少したその他の諸國に於ける消費量は一一、〇〇〇、〇〇〇バレルを増加し、その結果全世界に於ける民需消費量は全體として約三、二二〇、〇〇〇バレルと推定されるのである

戦前及び戦争中に於ける合衆國以外の諸國の軍需回石油消費量に關する信憑すべき報告を入手することは出来ないが、一九四〇年度に於ける之等各國の軍需回消費量或貯蔵への追加量は約二二一、〇〇〇、〇〇〇バレル即ち一九三九年度より約三五、〇〇〇、〇〇〇バレル増と推定される、之等諸國の平時に於ける軍需回消費量は以前に於ては約四七、五〇〇、〇〇〇バレルと推定されてゐたのである

世界原油産額

アメリカ合衆國鑛山局調査(單位千バレル)

| 北アメリカ(C) | | 南アメリカ | |
|----------|----------------|-------------|----------------|
| カナダ | 一九四〇年 八、九五五 | アルゼンティナ | 一九三九年 七、八三八 |
| メキシコ | 四〇、三五〇 | ボリヴァイア | 四、七七九 |
| トリニダット | 二〇、二一九 | エクアドル | 一九、二七〇 |
| 合衆國 | 一、三五一、八四七 | ペルー | 二、二四六、九六二 |
| 其他北アメリカ | 一、四二一、三七一 | ヴェネツエラ | 八四 |
| 合計 | 一、四二一、三七一 | 合計 | 一、三三四、九三三 |
| | | アルゼンティナ | 一八、四八六 |
| | | ボリヴァイア | 二一、〇二〇 |
| | | エクアドル | 二二、〇三七 |
| | | ペルー | 二二、三三三 |
| | | ヴェネツエラ | 二二、五〇八 |
| | | 合計 | 二〇五、九五六 |
| | | ヨロツバ | 二六二、五五五 |
| | | アルバニア | 九三四 |
| | | オーストリア | 六九三 |
| | | チエツコ・スロヴァキア | 一一〇 |
| | | フランス | 二二〇 |
| | | ドイツ | 五〇〇 |
| | | ハンガリア | 四、四八七 |
| | | 合計 | 一、〇五五 |

| | | | |
|------------|---------|-----------------------------------|-----------|
| イタリヤ | 五七 | ポロツバ | 九一 |
| ポーランド | 三八九一 | アルバニア | 六五九 |
| ルーマニア | 四三、二三一 | オーストリア | 七一八 |
| ロシア(D) | 二二二、九〇九 | チエツコ・スロヴァキア | 一一九 |
| 其他ヨロツバ | 九 | フランス | 四九六 |
| 合計 | 二六九、三七九 | ドイツ | 五四四 |
| アジア | 二七〇、二八三 | ハンガリア | 七五五 |
| パレン諸島 | 七〇九五 | 合計 | 二〇一、五三二 |
| 英領印度 | 二、二五〇 | アフリカ | 二〇五、二八四 |
| ビルマ | 七、九七九 | エジプト | 六、〇五三 |
| イラン | 七八、五九二 | 其他アフリカ | 一 |
| イラツク | 二五、七二五 | 合計 | 六、〇五三 |
| 舊關領印度 | 六〇、八三〇 | オーストラリア | 一 |
| 樺太 | 四、〇〇〇 | 合計 | 五八〇 |
| サラワツク及ブルネイ | 七、〇四七 | 上記以外の諸國 | 二、〇七七、四七八 |
| サウデイ・アラビア | 五、三六五 | 合衆國を除いた合計 | 七九四、二五八 |
| 其他 | 二、六三六 | 註(A)推定數量、一九四〇年の産額はワイルド・ベトロレアム誌に依る | |

合計 二〇一、五三二

アフリカ 二〇五、二八四

エジプト 六、〇五三

其他アフリカ 一

合計 六、〇五三

オーストラリア 一

合計 五八〇

上記以外の諸國 二、〇七七、四七八

合衆國を除いた合計 七九四、二五八

註(A)推定數量、一九四〇年の産額はワイルド・ベトロレアム誌に依る

(B)修正數字(C)中央アメリカを含む

(D)樺太以外のロシア領アジアはヨロツバの中に含まる

本表産油額には天然揮發油・ベンゾール其他人造燃料を含まず

世界の石油製品消費量(B)

北アメリカ(C)

V・R・ガソリン、V・R・ウエットセル及J・W・リストリー調査(單位一〇〇〇バレル)

| 燃料 | 一九四〇年 | (D)一九三九年 | (E)一九三八年 | 一九三七年 | 一九三六年 |
|-------|-------|----------|----------|-------|-------|
| バルバドス | — | — | — | — | — |
| 合計 | 二二四 | 二二四 | 二二八 | 二二四 | 二二四 |

燃料

| | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| ベルムダ諸島 | 五〇、〇〇〇 | 一二九 | 一五八 | 一五〇 | (F) |
| カナダ | 三、六〇〇 | 五〇、八〇〇 | 四八、〇〇〇 | 四三、五〇〇 | (F) |
| キューバ | 三、六〇〇 | 三六、九〇〇 | 五、二〇〇 | 四、七五〇 | (F) |
| ドミニカ共和国 | | 三六一 | 三五五 | 三三八 | (F) |
| ガテマラ | | 五四二 | 五二八 | 五四三 | (F) |
| ハイチ島 | | 一一〇 | 一一〇 | 一四〇 | (F) |
| ホンチユラス | | 八三五 | 八二〇 | 五九〇 | (F) |
| ジャマイカ島 | 一、七〇〇 | 一七四〇 | 一、六二〇 | 一、五九〇 | (F) |
| マルチニク島 | | 一一五 | 一〇八 | (F) | |
| メキシコ | 一九〇〇〇 | 一八、六〇〇 | 一八、〇〇〇 | 一八、五九〇 | (F) |
| 舊領西印度 | 二〇、〇〇〇 | 二、一八〇 | 二、三三〇 | 一八、〇五〇 | (F) |
| ニウ・フオンドランド | | 一六六 | 一六〇 | 一五二 | (F) |
| ニカラゲワ | | 二二六 | 二二九 | 二一八 | (F) |
| パナマ運河地帯 | 三、二〇〇 | 一、一三〇 | 一、〇〇〇 | 一、七二〇 | (F) |
| ポルト・リコ | 一、九〇〇 | 一、八八〇 | 一、八八〇 | 一、七二〇 | (F) |
| サルヴァドル | | 一七〇 | 一七〇 | (F) | |
| トリニダッド | 五、〇〇〇 | 五、一一〇 | 四、七二〇 | 四、五二〇 | (F) |
| 合衆国(A) | 一、三三三、四〇〇 | 一、二三一、〇七六 | 一、一三七、一二三 | 一、〇九三、七五四 | (F) |
| 合計 | | 一、三三四、二一四 | 一、二四四、五六九 | 一、一八九、九三四 | (F) |
| 南アメリカ | | | | | (F) |
| アルヂエンテイナ | 三三、〇〇〇 | 三〇、九〇〇 | 二九、二〇〇 | 二四、七〇〇 | (F) |
| ボリヱイア | | 四二二 | 四〇〇 | 三六〇 | (F) |
| ブラジル | 九、五〇〇 | 八、七三〇 | 八、二〇〇 | 八、〇五〇 | (F) |
| 英領ギアナ | | 一三四 | 一三三 | 一二四 | (F) |

燃料

| | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| チロンピア | 五、四〇〇 | 五、二六〇 | 五、〇四〇 | 三、二九〇 | |
| コロンビア | 三、五〇〇 | 三、三七七 | 二、九七五 | (F) | |
| エクアドル | | 四一〇 | 三九二 | (F) | |
| ペルグワイ | 三、三〇〇 | 二、五三〇 | 二、七三〇 | (F) | |
| ウルグワイ | 三、三〇〇 | 二、六九〇 | 二、四八〇 | (F) | |
| ヴェヅエラ | 九、〇〇〇 | 九、五三〇 | 八、九二五 | (F) | |
| 合計 | | 六三、九七三 | 六〇、四七四 | 五五、〇三四 | (F) |
| ヨロツバ | | | | | (F) |
| オーストリア | | (G) | (G) | (G) | (F) |
| ベルギー | 三、三〇〇 | 五、八一〇 | 五、五八〇 | 六、七二〇 | (F) |
| ブルガリア | | 八〇五 | 七八五 | 七五〇 | (G) |
| チイプラス島 | (G) | 二〇七 | 一八九 | 一九九 | (F) |
| チエッコスロヴァキア | | (G) | (G) | (G) | (F) |
| デンマーク | 二、九〇〇 | 六、一三〇 | 五、九一〇 | 六、〇五〇 | (F) |
| エストニア | | 三六六 | 三五〇 | 三三〇 | (F) |
| フィンランド | 九、〇〇〇 | 二、二六〇 | 一、九二〇 | 一、八九〇 | (F) |
| フランス | 二、一〇〇 | 四、五〇〇 | 五、〇〇〇 | 五、〇九〇 | (F) |
| ドイツ | 三、五〇〇 | 五、四〇〇 | 五、六〇〇 | 四、五三〇 | (F) |
| ギリシャ | 三、〇〇〇 | 二、八一五 | 二、五六五 | 二、三八〇 | (F) |
| ハンガリア | 一、八〇〇 | 二、〇九〇 | 一、八六〇 | 一、九三〇 | (F) |
| アイスランド | | 二二〇 | 二〇三 | 一九〇 | (F) |
| エーランド | 二、一〇〇 | 二、四三〇 | 二、三三〇 | 二、二六〇 | (F) |
| イタリア | 一〇、五〇〇 | 二、八〇〇 | 二、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | (F) |
| ラトヴィア | | 四三三 | 四二〇 | 四〇〇 | (F) |

五

燃料

| | | | | |
|----------|-------|-----|-----|---------|
| リトアニア | 三三七 | 三三〇 | 三四六 | 六 |
| マルタ島 | 三七一 | 三五八 | 三五一 | (F) |
| オランダ | 一、八〇〇 | 九五〇 | 四〇〇 | 九〇四 |
| ノールウェー | 二、二〇〇 | 五八〇 | 八〇〇 | 三、七二〇 |
| ポーランド | (G) | 三三〇 | 八〇〇 | 三、七三〇 |
| ポルトガル | 一、五〇〇 | 三三〇 | 五〇〇 | 一、三六〇 |
| ルーマニア | 一、四〇〇 | 二二〇 | 六二〇 | 一、四八二 |
| スペイン | 一、四〇〇 | 二二〇 | 五〇〇 | 一、四九〇 |
| スウェーデン | 四、五〇〇 | 九〇〇 | 九〇〇 | 四、九三〇 |
| スイス | 一、九〇〇 | 三三〇 | 二七〇 | 三、一九〇 |
| シヤ | 一、八〇〇 | 五〇〇 | 二〇〇 | 一、四七五 |
| イギリス | 五、〇〇〇 | 九六五 | 九〇〇 | 七、九七〇 |
| ユーゴスラヴィア | 一、〇〇〇 | 九八二 | 九三〇 | (F) |
| 合計 | 四、五七 | 八五九 | 三九六 | 四〇五、六六〇 |
| アフリカ | | | | |
| アルジェリア | 一、一〇〇 | 二六八 | 二三八 | 一、九二〇 |
| 白領コング | 六、〇〇〇 | 〇五〇 | 七三〇 | (F) |
| エチオピア | 九、〇〇〇 | 四一〇 | 二四〇 | 一、二四〇 |
| 佛領モロッコ | 三、二〇〇 | 三九〇 | 五二〇 | (F) |
| 佛領西アフリカ | | 五五五 | 三六五 | |
| 黄金海岸 | | 五五五 | 三六五 | |
| 伊領東アフリカ | | 五四一 | 三八〇 | |
| ケンヤ及ウガンダ | | 〇〇五 | 九八〇 | |
| マダガスカル | | 一四四 | 一三七 | |

燃料

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| ニヂェリア | 二四三 | 三三三 | 三〇七 | |
| 葡領東アフリカ | 一五五 | 一四七 | 一一三 | (F) |
| シエラ・レオネ | 二四三 | 二四〇 | (F) | |
| 南ローデシア | 三八四 | 三五九 | 三四四 | |
| タンガニカ | 二〇三 | 一九五 | 一九二 | |
| チュニス | 九七八 | 九四七 | 八九二 | |
| 南アフリカ | 七三〇 | 九五〇 | 七四〇 | |
| 合計 | 二、八〇 | 二、九六 | 二、四〇 | 一、四一七 |
| アジヤ | | | | |
| 英領インド | 一、六二〇 | 一、六〇五 | 一、五〇〇 | 一、五〇七 |
| 露英領マレー | 五、〇〇〇 | 四、二五〇 | 四、二〇〇 | 三、六九〇 |
| ビルマ | 一、六〇〇 | 一、五二五 | (H) | (H) |
| セロン島 | 三、〇〇〇 | 三、八〇〇 | 八八九 | (F) |
| 中華民国 | 四、〇〇〇 | 六、五〇〇 | 六〇〇 | 六、八五〇 |
| 香港 | 一、三〇〇 | 一、二〇〇 | 〇七五 | |
| 佛領印度支那 | 一、三〇〇 | 九〇〇 | 八二七 | (F) |
| イラン | 一、一五〇 | 一、〇〇〇 | 一、一五〇 | (F) |
| イラック | 三、二〇〇 | 三、八四〇 | 七四〇 | 三、四〇〇 |
| 葡領東印度 | 一、七五〇 | 一、三三〇 | 一、三〇〇 | 一、四八〇 |
| パレスチナ | 一、七〇〇 | 一、七〇〇 | 一、五〇〇 | (F) |
| フィリピン群島 | 四、四〇〇 | 三、六九〇 | 三、三〇〇 | 四、一九〇 |
| サラワク | 一、〇〇〇 | 八一四 | 八〇七 | |
| タイ | 一、〇〇〇 | 七〇〇 | 九三〇 | (F) |
| シリア | 一、〇〇〇 | 七三三 | 七〇八 | |

| | | | | | |
|---|--------|--------|--------|---------|--------|
| ト | 一、二〇〇 | 一、四五〇 | 一、二五〇 | 一、一五〇 | 三三、五九〇 |
| 其 | 二六、八〇〇 | 二五、四〇〇 | 二五、〇〇〇 | 三四、一〇〇 | 三五、五九〇 |
| 合 | — | 九七、〇六一 | 九三、七九一 | 一〇〇、六〇一 | 八五、三七〇 |
| 太 | | | | | |
| 洋 | | | | | |
| 洲 | | | | | |
| オーストラリア | 一六、〇〇〇 | 一一、六三〇 | 一七、五五〇 | 一三、八五〇 | 一三、二五〇 |
| フィジー諸島 | — | 一〇六 | 一〇三 | 九八 | (F) |
| ハワイ諸島 | 四、三〇〇 | 四、一四〇 | 四、〇〇〇 | 三、四七〇 | 三、二五〇 |
| ニウ・ジラランド | 五、三〇〇 | 四、八七〇 | 五、〇七五 | 四、二〇〇 | 四、五〇〇 |
| 合 | — | 二六、七四六 | 二六、七二八 | 二一、六一八 | 二一、〇二〇 |
| 上記以外の諸國 | 一九、一八五 | 二、四八〇 | 二、三五〇 | 二、二六〇 | 三九、一六〇 |
| 總計 | 一九、九九九 | 二、〇二〇 | 一九、九二二 | 一九、九一四 | 一、七九五 |
| 註(A) 合衆國の軍部用消費は除く | — | — | — | — | — |
| (B) 天然揮發油、ベゾール、動力用アルコール並に石炭及頁岩よりの礦物油等の燃料を含む | — | — | — | — | — |
| (C) 中央アメリカ含む | — | — | — | — | — |
| (D) 推定數量 | — | — | — | — | — |
| (E) 修正數字 | — | — | — | — | — |
| (F) 上記以外の諸國の項の中に含まる | — | — | — | — | — |
| (G) ドイツに含まる | — | — | — | — | — |
| (H) 英領インドに含まる | — | — | — | — | — |

最近五ヶ年間の世界原油産額

| | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 合 | 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
| 衆 | 一、〇九八、五五六 | 一、二九一、一六〇 | 一、二四四、五五五 | 一、二六四、六三〇 | 一、三三三、三三四 |
| 國 | — | — | — | — | — |
| 名 | — | — | — | — | — |

ワールド・ペトロレアム誌調査 (單位バレル)

| | | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ロシヤ | 一九九、六三五 | 三〇一、八五六 | 三〇九、一九三 | 三二六、七七〇 | 三二九、〇九六 |
| ヴェネツエラ | 一五五、七三〇 | 一八七、六七五 | 一八八、四三九 | 三〇五、六三三 | 二八四、六一一 |
| イラン | 六三、九七九 | 七六、一〇九 | 七六、三〇八 | 七六、一五三 | 七六、五九一 |
| 舊領東印度 | 四七、五二一 | 五〇、四六一 | 五〇、三〇七 | 六三、〇八七 | 五五、一七四 |
| スマトラ | 三〇、四九四 | 三三、四五五 | 三三、五八八 | 四一、五七〇 | 四〇、九六六 |
| ボルネオ | 一三、〇六八 | 一三、九六〇 | 一三、八二二 | 一三、一五五 | 一三、九七九 |
| ジャバ | 三、六二八 | 七、五三三 | 六、九五五 | 六、五八七 | 六、五三三 |
| モルッカ及其他 | 三、五八三 | 五、三七七 | 六、〇七三 | 八、一四四 | 七、三三三 |
| ルーマニア | 六三、五三三 | 五、三九九 | 四八、五六〇 | 四五、九三三 | 四五、三三二 |
| メキシコ | 四一、〇七九 | 四六、四五五 | 四六、五〇五 | 三九、四三二 | 四〇、四九七 |
| イラック | 二九、九三三 | 三〇、六三六 | 三三、四〇〇 | 三三、〇九一 | 三三、七五〇 |
| コロンビア | 一八、七五六 | 三〇、三九七 | 三〇、三九七 | 三三、〇六六 | 三三、〇六六 |
| トリニダード | 一三、三三七 | 一五、五〇三 | 一七、七六六 | 一九、二七〇 | 二〇、三二八 |
| アルゼンティナ | 一、四五七 | 一六、四五七 | 一七、〇七六 | 一八、七二九 | 二〇、八五五 |
| ペルー | 一七、五九三 | 一七、四五九 | 一五、九〇八 | 一三、七九二 | 一三、四六六 |
| パレン島 | 四、六四四 | 七、七六一 | 八、二九七 | 七、八八七 | 七、九三〇 |
| ビルマ | 七、五七二 | 七、八四七 | 七、四九九 | 七、八七三 | 七、九六九 |
| カナダ | 一、五〇七 | 三、九六九 | 六、九六五 | 七、八七七 | 八、九五四 |
| ブルネイ | 三、三九六 | 四、三九七 | 五、三六七 | 五、七六七 | 五、七九二 |
| ドバイ | 三、二五三 | 三、四九〇 | 四、三五一 | 五、三〇〇 | 五、三〇〇 |
| インド | 三、〇七六 | 三、四八三 | 三、八五〇 | 四、四八七 | 四、五三三 |
| オーストリア | 五、〇七三 | 三、二二一 | 三、七〇〇 | 六、九三三 | 七、八四四 |
| スロヴァキア及モラヴィア | 一、二六六 | 一、四七四 | 一、三三〇 | 一、二九〇 | 一、二八七 |
| ポーランド | 三、八六九 | 三、七九八 | 三、八六六 | 三、八八九 | 三、八八九 |

燃料

| | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 英領印度 | 一、九七六、三九 | 二、一六二、六五三 | 二、三〇〇、三〇九 | 二、三三三、四六七 |
| エクアドル | 一、四三三、四六七 | 二、一六二、四三六 | 二、三三七、二七 | 二、三二二、二一八 |
| スウデイ・アラビア | 一九、七七七 | 六四、六八 | 四九五、一五五 | 三、九三三、九〇四 |
| サラワツグ | 一、四七、八二二 | 一、六五五、美五 | 一、六四四、八二二 | 一、三三九、六四五 |
| エチプト | 一、二六三、六六六 | 一、一六三、二六七 | 一、美、一、三三 | 四、六〇五、七七七 |
| イタリヤ | 三、四九、四六六 | 四九三、九九三 | 五五三、六八〇 | 一、四八五、〇五七 |
| アルバニア | 二、九六九、三 | 三、八〇、三九三 | 四三三、五九七 | 一、七二六、五九四 |
| イタリヤ本土 | 一、三九、六五五 | 一一、七〇〇 | 一、六、〇〇〇 | 一、九三三、七三七 |
| フランス | 三、四四、〇〇〇 | 五〇七、〇六七 | 五、六、二四〇 | 九、一、三三〇 |
| ハンガリア | 一〇〇 | 一、三、九二〇 | 三、〇〇、八三九 | 八、五、二四八 |
| ポリヴァイア | 一、四四、四六六 | 一、三三、一三三 | 一、六、六三〇 | 一〇〇、八八五 |
| 其他 | 三、四四〇、一六六 | 三、五七、八四一 | 三、七四、一八四 | 三、三〇、六六六 |
| 合計 | 一、七七、七九、一五〇 | 三、四二、一七〇、二四 | 一、九三、六六九、五七 | 三、〇六、四四、五八 |

合衆國原油産額

(単位バレル)

| | | | | | |
|---------|------------|------------|------------|-------------|--------------|
| 國名 | 一九二六年 | 一九二七年 | 一九二八年 | 一九二九年 | 一九四〇年 |
| アルカンソ | 一〇、六七、四七五 | 一三、一八、〇〇〇 | 一八、五七、三三 | 二、三、四、九八 | 三、五、八七、七〇七 |
| カリフォルニア | 三、四、七、三三七 | 三、八、五、八八七 | 三、四、九、〇〇〇 | 三、四、三、八、五五 | 三、四、〇、四、三三 |
| コロラド | 一、八、三、七六〇 | 一、五、八、一 | 一、三、四、一、四四 | 一、四、〇、一、九 | 一、四、〇、一、五七七 |
| イリノイ | 四、四、九、〇〇〇 | 七、四、四、〇〇〇 | 三、三、〇、〇〇〇 | 九、七、七、二四一 | 一、四、四、四、八六七 |
| インディアナ | 九、三、〇〇〇 | 八、三、一、〇〇〇 | 九、七、八、〇〇〇 | 一、四、四、〇〇〇 | 四、九、九、七、六 |
| カンサス | 五、七、〇、四、四〇 | 九、一、一、五、四三 | 五、九、一、四、〇〇 | 五、九、一、二、六八〇 | 六、四、九、四、四、九 |
| ケンタッキ | 五、六、六、〇〇〇 | 五、四、六、五、〇〇 | 五、八、四、〇〇〇 | 五、六、三、〇〇〇 | 五、五、三、六、七 |
| ルイジアナ | 八、〇、七、〇、一〇 | 九、〇、七、七、〇〇 | 九、九、五、五、〇〇 | 九、三、九、四、七三 | 一〇、三、五、三、四、五 |

| | | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|-----------------|
| ミシガン | 一一、九七、七、〇六五 | 一六、四、一〇、七五 | 一九、一、一、九、三三 | 三三、一、六、六、四〇 | 一九、四、七、七、八八 |
| ミシッピ | — | — | — | 一〇、一、九、八 | 四、一、二、三、三八 |
| モンターナ | 五、七、九、六、六一 | 五、七、九、六、六一 | 四、八、三、九、七七 | 五、八、四、二、六 | 六、一、〇、〇、五 |
| ネブラスカ | — | — | — | — | 二、八、〇、〇、七 |
| ニウ・メキシコ | 二、六、四、七、四、五九 | 三、六、四、七、四、五九 | 三、七、〇、〇、八、五七 | 三、七、〇、〇、八、五七 | 三、七、〇、〇、八、五七 |
| ニウ・ヨーク | 四、六、二、六、〇〇〇 | 五、四、四、四、五〇〇 | 五、〇、四、五、〇〇〇 | 五、一、〇、五、〇〇〇 | 三、四、五、九、三 |
| オハイオ | 三、八、三、七、〇〇〇 | 三、四、九、九、〇〇〇 | 三、三、九、七、二〇〇 | 三、一、六、五、〇〇〇 | 三、一、六、五、〇〇〇 |
| オクラホマ | 三、〇〇、八、八、七、〇五 | 三、三、一、〇、六、八 | 一、六、九、三、七、一、九六 | 一、五、四、一、三、八、七 | 一、四、九、五、九、七、一、九 |
| ペンシルヴェニア | 一、七、〇、四、一、〇〇〇 | 一、九、一、七、三、五、〇〇 | 一、七、四、四、九、〇〇〇 | 一、七、三、四、〇、〇〇〇 | 一、八、六、三、三、四、四 |
| テキサス | 四、四、三、九、六、〇、四四 | 五、〇、一、九、七、二、四 | 四、七、〇、七、〇、三、五 | 四、八、五、三、九、九、九 | 四、八、七、六、七、五、三 |
| ウエスト・ヴァージニア | 三、八、一、四、〇、〇〇〇 | 三、八、一、四、〇、〇〇〇 | 三、七、四、一、七、七、〇 | 三、七、四、一、七、七、〇 | 三、四、四、一、三、三、〇 |
| ワイオミング | 一、四、一、六、八、八、三九 | 一、九、六、三、七、二、一 | 一、八、九、九、九、七、七 | 二、一、七、九、九、九、七 | 二、一、三、三、〇、〇、七 |
| 其他 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 一、〇、八、九、一、三、六、九 | 一、一、六、四、一、七、一〇 | 一、一、〇〇、八、八、三、九 | 一、一、五、五、七、三、五 | 一、一、三、九、一、三、七、二 |
| 平均日産 | 二、九、七、五、七〇 | 三、四、六、三、三、四 | 三、三、九、〇、一、九〇 | 三、四、〇、〇、五、〇 | 三、六、六、三、六、五 |

米國の石油逼迫

アメリカが太平洋岸地方に於ける需要に充分すべき充分なる石油供給を獲得すると云ふ問題に於て一つの障碍をなしてゐるのは石油製品の消費の漸増である、何故ならば同地方の石油の輸送は日年の數以上のものであるが、灣岸地方から東部諸港向の油槽

船又はバーチに依る移出量は、一般に據英輸送用に充當するため八〇隻の油槽船が配船されて居るため、船腹が甚しく不足してゐると信じられてゐるにも拘らず油槽船移運の直前の水準よりも稍々低下したとは雖も前年度に於て移出された以上の數量の石油が配給されてゐるのである、即ち一九四一年一月乃至八月の輸送量は前年同期の二八六、一四九、

〇〇〇バレルに比し二九五、二〇一、七二〇バレルであつたのハリフォルニア石油の東部向移出は輸送手段に問題があり重要な要素ではない、灣岸地方から東部海岸地方の石油の大量の繼續的な輸送量は、油槽船の減少にも拘らず、増加せる石油管線に依る配給量に増加され、又油槽車は輸入數量の増加並に東部地方諸州

が一九四〇年より以上の石油製品を... 漸増してゐる各種の手段に依つて漸増してゐる、かくて東部地方に於ける現在の消費量の...

東部地方の消費需要量は甚しく増大した、同地方に對して一九四〇年度に比し、多大の數量が輸送されてゐるに拘らず、同地方の全石油製品在庫數量は、前年の水準を九、〇〇〇、〇〇〇バレル、下廻つてゐる、東部の多數の工場は、日夜兼行で國防注文に活動して居り、軍用トラック及タンクの如き新消費機關は多量の石油を消費しつゝあり、商業用トラックは多忙であり、乗用車は人々に職業が多く與へられ、ば與へられるだけ職場と家庭との日々の連絡には益々多くを消費するの...

來更に激増するものと見られる、加之、冬期に於ける數ヶ月間は東部に一年に於ける最大の消費期であり、十二月の消費量は八月に比し煖房油の消費量は二〇乃至三〇%増加するの...

東部向送油管線輸送量も激増

送油管線に依る東部海岸諸製油所向原油の輸送量は次第に増加し、今後その増加率は更に高上するものと見られる、送油管線に依る東部向原油輸送量は、過去三ヶ月間の実績中八月には最高額に達した、此の系統に屬する九月は、八月に二六、五五七、〇〇〇バレルを輸送したが、之に比し五月には二五、八〇〇、〇〇〇バレル、一九四〇年の八月には僅かに一七、八三六、〇〇〇バレルであつた、かくて送油管線に依る輸送量の一平均數量は前の五七、〇〇〇バレルから現在の八五、六七〇バレルに増加した

この輸送量増加率は東部テキサスから大西洋岸向の大送油管線が建設されないとしても將來當然増加するであらう、少くも四五日以内に原油二五、〇〇〇バレルの日額に於ける増加があるものと豫想される、この増加量に依れば一年前の東部向送油管線輸送量を約倍加し、又約一二隻の現在最も効果的と考へられてゐる平均型油槽船の輸送能力に相當する

メキシコの石油輸出

激減

一九四一年前半のメキシコの石油輸出は六月には僅かに一、〇四六、〇〇〇バレルとなり、一九四一年度に於ける最低となつた、此の數字を五月の一、〇七三、〇〇〇バレル及び、第二次世界大戦勃發後に於いて輸出が最大であつた前年同月(一九四〇年六月)の二、五八六、〇〇〇バレルに比すれば、前者は二・五%、後者は六%の減少に當る、一九四一年前半の輸出合計は六、九六五、〇〇〇バレルであり、之れを前年同期一〇、二五五、〇〇〇バレルに比すれば、減少量は三、二九〇、〇〇〇バレル即ち三二%であるのみが、各月共幾ら前年同月に比

し減少を示して居る即ち左の如し

Table with 2 columns: 1940 (1940年) and 1941 (1941年) showing monthly barrel counts for fuel.

製品の積出は増加したのであるから此の減少はすべて原油輸出の減少から起つたのである一九四一年前半に於ける原油輸出は三、九三九、〇〇〇バレルでありそれを前年同期の七、五四五、〇〇〇バレルに比すれば減少量は三、六〇六、〇〇〇バレル、即ち四七・八%に當つて居る、他面製品輸出の合計は三、〇二六、〇〇〇バレルであり、之れを前年同期の二、七一〇、〇〇〇バレルに比すれば三二・六、〇〇〇バレル即ち一一・六%の増加に當つて居るその内譯左の如し

前年六ヶ月

Table comparing 1940 and 1941 for various oil products: 原油, 揮發油, 燈油, 瓦斯油, 燃料油, アスファルト.

出激減

一九四一年前半のコロンビアの石油輸出數量は之れを前年同期に比すれば約二〇%を減少した、之れを各月の數字について表示すれば左の通りである (單位千バレル)

Table showing monthly oil export quantities for Colombia in 1940 and 1941.

費規正

油槽船の不足はブラジル向石油製品の輸入數量を減少せしめ、各地に於て石油の消費規正が實施せらるゝに至つた、數ヶ市に於ては揮發油の販賣數量が制限され政府は需要に應じて揮發油を割當てる手段を研究中である、昨年以來發動機燃料として使用される揮發油に二八〇、〇〇〇バレルのアルコールが混入された、政府は瓦斯自動車の使用を助成しつゝあり、この種の多數の自動車がリオ・デジャネイロで使用されてゐる、政府はブラジル内の數ヶ所で抽税を實施してゐるが、未だパビアのロバト油田で僅かに少量の商業的産油を持つてゐるに過ぎない

ドイツのルーマニア石油増産計畫 (米誌報道)

ドイツ政府は破壊され或は衰退しつゝあるルーマニア石油事業を再建せんと熱中してゐる

が、石油事業の管理並に増産に關する詳細なる計畫の發表を行つてゐない、産油可能地域には一六五井が掘鑿せられることになつて居り、之に比し昨年度は一三五井であつた、又同計畫は未知の地方に七四井の掘鑿を要請してゐる、この七四井中二〇井は、最近設立せられヨーロッパの石油事業を管理するドイツ國策會社コンティネンタル石油會社の財政的援助並に資材の供給を得てルーマニア政府が掘鑿する豫定になつてゐる

ドイツの今後の計畫にはルーマニアの現存の私會社を、形式上の管理はルーマニア政府であるが實質上はドイツの支配下に置かれる少數の大企業組織に統合することが含まれてゐる、既に株券所有者の支配力はなくなつてゐるが、外國人の持株會社は強制的に沒收され政府機關に併合されるであらう

一九四一年上半期に於けるルーマニアの原油産額は昨年同期に比し一五乃至二〇%減と推定されてゐる、石油會社から政府への最近の報告に依れば、主なる困難は輸送状態の混亂にある、その報告は、輸送時間はローリング材料の缺乏及戦争の結果の障害に依り倍加してゐると語つてゐる、七月以降の産油額はロシアの空爆により障碍を蒙つてゐるのではな

いかと云はれてゐるロシアはコンスタンツァ及ブレスティの石油中心地を破壊したと主張してゐるが、ルーマニアはドイツはかゝるロシアの主張を否定してゐる

フランス石油會社増資

近頃のモニツール・デュ・ペトロール・ルーマンはフランス石油會社の増資に就いて左の記事を掲げて居る

『フランス石油會社は、一九四二年一月一日を以て新株四〇〇、〇〇〇株（一株の額面五〇〇フラン）を發行して同社の資本金を六億フロリンから八億フロリンに増資する事となつた、而して新株のうち一、七五四株はA株であり、三九八、二四六株はB株であり、フランス政府はA株一、七五四株及びB株一三八、二四六株を應募するのである此の増資額を代表するB株新株二六〇、〇〇〇株は、實際公共資本（フランス國以外）を代表するA株B株の株主に對して優先保留され民間株主は所有舊三株（A、Bの區別なし）毎に一株（端数を認定に入れる事なし）を應募する『減少されない権利』（應募株数は必ず割當られる意味）を持つて居る、その同じ株主はそれ以外に新株二六〇、〇〇〇株中『減少さ

れない権利』の行使に依つて吸收された殘餘を『減少され得る権利』（應募株数の全部が必ずしも割當られない意味）に依つて應募し得る『減少されない権利』で應募した株式一株に付き五五〇フラン及び『減少される権利』で應募した株式一株に付き一七五フランに應募の際に拂込まれる『減少される権利』に依つて割當られた株式一株に付き三七五フランは割當決定の際に拂込まれる

イラク原油の輸入中止が同社の商業的能力に對して奇酷な打撃を與へた事を考へるならば此の増資は一見以外に思はれるであらう然し實際は同社の意圖は、一方に於ては負債の一部を返済し、他面に於てフランス自國に於ける同社の探査作業を繼續する爲に、資本市場の有利な時機を利用せんとするにある

ボリヴィア沒收米國石油會社の時價支拂完了

米國政府の發表によれば本年一月二十七日リオ・デ・ジャネイロにおいてボリヴィア外相とスタンダード石油會社及びその子會社たるボリヴィア・スタンダード石油會社の代表との間に締結された協定に基き、ボリヴィア

政府は今回スタンダード石油會社に對し百七十二萬九千四百七十五弗の支拂を終つた、これは百五十萬弗の元金と一九三七年三月十三日以來の年三分の利子の合計であり、一九三

七年三月十三日以前にスタンダード石油會社及びボリヴィア・スタンダード石油會社のボリヴィア國內に所有せる營業權その他一切の權利及び財産の對價として支拂はれたもので

同時にこれ等會社がボリヴィア國內で探査の結果得た地圖及び調査資料等の買上げに對する支拂をも含んでゐる

一九三七、八、九年度舊蘭印の石油統計

會社別、油田別原油産額 (單位噸)

| 年別 | 中東部 | | | | | | | 合計 |
|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | ジャバ | スマタラ | アチエ | スマタラ | アチエ | スマタラ | アチエ | |
| 一九三七年 | 二五、七三二 | 九四、六一 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九三八年 | 二〇、二四九 | 七九、二二 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 |
| 一九三九年 | 一九、五五六 | 七九、五〇 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 | 一、七〇、一五三 |
| 一九四〇年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四一年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四二年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四三年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四四年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四五年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四六年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四七年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四八年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九四九年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九五〇年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |
| 一九五一年 | 七、七五八 | 二、一〇、四五五 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 | 一、六〇、三三七 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------|
| 一九二八年 | 一九二七年 | 一九二六年 | 一九二五年 | 一九二四年 | 一九二三年 | 一九二二年 | 一九二一年 | 一九二〇年 | 一九一九年 | 一九一八年 | 一九一七年 | 一九一六年 | 一九一五年 | 一九一四年 | 一九一三年 | 一九一二年 | 一九一一年 | 一九一〇年 | 一九〇九年 | 一九〇八年 | 一九〇七年 | 一九〇六年 | 一九〇五年 | 一九〇四年 | 一九〇三年 | 一九〇二年 | 一九〇一年 | 一九〇〇年 |
| 1,131,270 | 1,010,741 | 825,231 | 707,033 | 588,833 | 471,370 | 354,035 | 237,033 | 120,741 | 1,131,270 | 1,010,741 | 825,231 | 707,033 | 588,833 | 471,370 | 354,035 | 237,033 | 120,741 | 1,131,270 | 1,010,741 | 825,231 | 707,033 | 588,833 | 471,370 | 354,035 | 237,033 | 120,741 | 1,131,270 | |
| 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |

舊英領ボルネオ

油田

ミリ油田

一番最初にボルネオに勇敢なる敵前上陸したのは、英領ボルネオのサラワツクの北部にあるルトン港で、直に此のミリ油田を占領したのである。

ルトンは即ちミリ油田の原油製油地でもあり、輸出港でもあるルトンはボルネオ北岸南支那海に臨んで居る爲め、シンガポール、香港等にも早くから交通があつたので、従つて油田の発見も早く、一八五三年モントレーが其の存在を認めて居るのが最初のものとされて居る。

出油區域は延長五軒、巾一軒強、其の産油額はどうか一九二九年の七六〇、一六六噸を最高として其の後振はず漸次下り坂

となり、最近では一八八、一六九噸となつて居る。

産油層は大體一三六一一五五米と云ふから頗る浅いものと云ふ事が出来る、油の性質はボーメ二七・四、揮發油分二〇%灯油二〇%である。

この經營はサラワツク油田買社(ロイヤル・ダッチ・シェル系)が行つて居り、相當の調査も出来て居る筈であるが一向に其の成績を發表しないので詳細な事情は不明である其のルトンにある製油所は直ぐ隣りのセリア油田の石油も合せ處理して、日に二〇、〇〇〇バレルの處理高を有して居る無論之も逸早く皇軍の占領した事は新聞によつて傳へられて居る。

セリア油田

同じ英領でサラワツク王國の北にあるのがブルネイ土侯國であるが、其のブルネイの南部にあるのかセリア油田で、ミリの油田とは僅

か三十哩しか離れて居ない、ルトン港とは近々廿四哩であるから、産出する石油は鐵管によつて其處の製油所まで送られて居る。

この作業は系統はミリと同じロイヤル・ダッチ系だが、ブリティッシュ・マレイ石油會社が行つて居る、事業着手が一九二九年成功は一九三一年だが、産油を續けるやうになつたのは一九三二年四月からである、其の産油量は

| | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一九三六年 | 一九三七年 | 一九三八年 | 一九三九年 | 一九四〇年 |
| 455,850 | 575,697 | 707,000 | 757,000 | 818,482 |

深度は一六〇〇米で五百四十米邊に重質油の油槽があるが大體に性質は頗る輕質でボーメ四〇・四、揮發油四四%一・二・五%、燃料油三〇・五%一六八%である。

この油田の特徴としては鑛床が海底方面に偏在して居るので、海底掘鑿を盛に行つて

居る事である一九三四年に掘つた三十九號井は海岸から約二五〇米の沖に出て居り満潮時の水深は二米位である、又最近では海岸から斜掘も行はれて居たさうである

英領印度及ビルマの産油額

Table showing oil production in British India and Burma from 1917 to 1935. Columns include '年次' (Year), '英領印度及ビルマ' (British India and Burma), and '産油額' (Production amount).

(O.W.誌による單位千バレル)

されたが、これと同時に政府は外國から油槽船を購入する可能性について考慮し、四月二十一日これに關する計畫が樹立された、然るにこれと殆んど同時に米國がアルゼンチン所有の油槽船ヴィクトリア號を没收したとの報が入り政府に非常な衝撃を與へてゐる、即ちこれにより米國から油槽船を購入するなどは全く不可能視され従つてアルゼンチンのガソリン不足状況は一層深刻なものになると思はれる

チリ大統領に統制權

限附與

一、チリ國政府は、揮發油の不足補給のため一方スドアメリカナ社をして亞國油槽船一隻を備船せしめ右をヘルに廻航し、同國産油買付の措置を講じ、他方消費節約のため四月七日から切符制度を實施し、一般民需を切詰めつゝあつたが、右消費制限の徹底を目的とし、去る十日大統領に對し、揮發油を使用する各種機關の統制、及び勤務時間の統制の兩措置に關する權限附與法案を臨時議會に緊急提出した、同案は十二日下院、十三日上院を通過し、政府は十五

亞國のガソリン不足深刻

アルゼンチン政府はガソリンの輸入杜絶に鑑み過般國內にある約四十萬臺の自動車に對しガソリンの消費制當制を適用し各自動車に對してはその必要量に應じて配給切符が下附

Table showing gasoline shortage in South America from 1919 to 1935. Columns include '年次' (Year), '英領印度' (British India), and 'ビルマ' (Burma).

日これを發布、目下これが施行細則の制定中である

第一條 國家の利益に基き現下の非常事態存續中大統領は必要と認むる機關及び區域において内燃機關の使用に關し規定を設けこれが制限又は使用停止の措置を執ることを得

第二條 大統領は國家經濟に最も適する方法により官民の勤務時間を三十分の休業時を置く連續労働制とし右關する規則を定むることを得

二、在チ・アメリカ大使官は十七日左記要旨聲明を發表した

最近石油供給の減少は差別待遇に起因するものなるる如く誤解に基き思考する向があるが、右は全く事實無根である、石油問題にチリは他のアメリカ諸國と全然同一の立場にあるものであつて、タンカー輸送による石油のアメリカ大陸に對する現在供給量は昨年度消費量の三分の二の割當となつたが、軍需工業上の必要及び聯合軍並に大陸防衛上の必需に對しては特別の考慮が拂はれてをり、従つてチリ軍側においてはその必要量全部の供給を受けることとなつてゐる、揮發油その他の石油に對しては、油

我が石油界の動向

昭和十七年に於ける我が石油界に在りては大東亞戰下、皇軍の赫々たる戰果に依る南方石油資源の開發促進を圖ると共に、國入に於ける石油資源確保に當りても政府の採れる諸施策も亦いろいろな意味で劃期的なものがあつた、即ち採掘部門並に精製部門は勿論配給

帝國石油株式會社法

改正

帝國石油株式會社法制定並に改正の趣旨につき燃料當局は次の如く云つてゐる 石油は産業上並に國防上極めて重要な資源であり、その自給を確保することは現下の時局に鑑み、我が國最大の急務であることは申す迄もない、この目的のため政府に於ては内外石油資源の開發を圖ると共に、人造石油製造事業の振興を策し、又代用燃料の使用を普及せしめて燃料の合理化を圖る等各般の施策、施設を實施して自給確保の萬全を期しつゝあるのである 就中、石油資源の開發は石油問題解決の最も基本的な對策であると思料せらるゝのであつて、國內油田については曩に石油資源開發法を施行し、從來實施し來つた石油試掘獎勵制度擴大強化して國石油資源の合理的開發を圖ると共に、海外石油資源についても助成金を交付し、その事業を助成し來つたのである

かくの如く石油資源の開発促進に關しては政府に於ても各般の施設を講じ來つてゐるのであるが、石油資源開採事業はその事業の性質上相當困難を伴ふものであり、之を積極的に遂行するに、非常に多額の資金資材、優秀なる技術が必要とするのである。

ここに於て政府は内外石油資の積極的開發を促進するために、官半民の資本組織に依る資金一億圓の特殊會社を設立せしめ、之に對し五千萬圓を出資すると共に、配當補給、社債の元利支拂保證、租税の免除等の特別の保護助成を與へ、適當なる指導監督の下に石油資源の開發その他の事業を經營せしむることとし、昭和十六年三月第七十六回帝國議會の協賛を得て帝國石油株式會社を制定公布するに至つた次第である。

而して帝國石油株式會社は本法に依つて昭和十六年九月一日を以て成立し、着々その業務を開始したのである。しかるに今次大東亞戰爭の勃發に伴つて南方油田の開發經營といふことが刻下の急務となつたため政府に於てはこの情勢に鑑み、國內に於ける主要石油鑛業者を帝國石油株式會社に統合せしめ、以て石油鑛業の一元化を斷行し、南方進出の體制を整備せしむることとしたのであつて、之に

對照して本會社の機構を擴充整備すると共にその資金調達の円滑化を圖ることが必要となつたのである。仍て副總裁一人を二人に増員すると共に、政府出資の限度を撤廢し且つ帝國石油債券の發行を限度を擴張し、以て是等必要に備ふることとしたのである。之が今回の改正の趣旨である尙改正された規定は第三條第一項、第七條、第八條第二項及び第十二條第一項である。

帝國燃料興業株式會社

社法改正

人造石油製造事業は昭和十三年事業法並に帝國燃料興業株式會社法の施行以來着々振興を見つあつたのであるが、時局の急迫化に伴ひ高度國防國家建設急遂完遂のため、是非とも達成せねばならない液體燃料政策の中心問題として新に反省せられ昭和十六年第七十六回帝國議會に兩法の改正法律案が提出せられ、協賛を得たのである。而して人造石油製造事業法に於ては、從來の獎勵金交付制度を禁止し、製品の適正價格による共販一手買取政策に轉移し、斯業の保護政策の確立を見たのである又帝國燃料興業株式會社法に於ては

その資金調達力を擴大するため、燃料興業債券の發行限度を繰込資本金の三倍から五倍に擴張し總資金調達力六億となつたのである。勿論當時に於ても人造石油製造事業振興計畫の規模より見て、帝國燃料興業株式會社の資金調達方をこの程度にて充分なりとは考へなかつたのであるが、差當りの措置として社債發行限度擴大に止めたのである。

而してこの一ヶ年間の經過に鑑みるに、人造石油製造株式會社の資金需要は愈々旺盛に向ひ、一方擴張等所定計畫は建設資材、工作力等は許す限りこれを實現に導く必要あるを以て、之に要する資金も極めて莫大なることを豫想せられるのであつて、これが圓滑なる調達を圖るため、是非帝國燃料興業株式會社の資金調達力を尙一層強化する必要があるに至つたのである。人造石油製造會社目録は勿論、その他民間資金の導入は極力努むると共に、帝國燃料興業株式會社をして資金の圓滑なる調達を可能ならしめ、以てこの需要に應ぜしむるため、今回改正法律案を提出したのである即ち、今回提出法律案の骨子は同社の増資にあるのである。而してその増資は先づ倍額の豫定であつて、これに依りその資金調達力は資本金二億圓、燃料興業債券發行

額一〇億、合計二億となるのである。

さて歸つて今次大東亞戰爭勃發後の新なる段階に立つて、大東亞共榮圈全體の液體燃料需給の見透は如何といふに、量質共に尙充分なりとはいへ難く、人造石油の生産増強は益々必要となつて來るのであつて、このやうに我が國內自給の確保と東亞共榮圈石油需給の圓滑適正との兩面よりして、人造石油事業の強化擴充は要請せられるのである。

國產原油配給機構の一元化と原油値上

商工省に於ては一月十六日輸入原油、人造石油及石油製品の値上發表と同時に國產原油の公定價格決定の國產原油の配給機構整備を行ひ、一元的に共同企業株式會社をして買取らしめたる上、精製業者に配給せしめる旨を發表、即日實施せしむることとなつた。

即ち一月十六日燃料局は各石油鑛業者の參集を求めたる上、今般政府は粗製揮發油を含む國產原油の價格を各社の生産費を考慮したる結果、其の品質の良否を問はず製油所渡價格にて生産業者別に

一、日本石油會社原油 一升に付 一一〇圓

一、其他產原油 同 一四〇圓の二本建に決定したる旨發表し、次いで是等國產原油の配給は本日以降共同企業會社をして一元的に行はしむる旨、何れも口頭を以て發表あり、共同企業會社の買取場所を製油所と指定し、之が受渡要綱として次の文書を手交した。

國產原油受渡要綱

共同企業株式會社と山元との間に於ける國產原油の受渡は左記に據るものとす

共同企業は當分の間之が受渡事務を東亞石油協會に委嘱するものとす

一、受渡の場所

(イ) 山元より製造所迄『パイプライン』に依るものは製油所『受入タンク』渡とすること

(ロ) 『タンクカー』に依るものは製油所持込渡(レール渡)とすること

(ハ) 『トラム』又は『木樽』に依るものは製油所持込渡とすること

二、受渡の計量

(イ) 『パイプライン』に依るものは『受入タンク』の計量によるものとす

(ロ) 『タンクカー』によるものは『タンク

クカー』計量によるものとす

(ハ) 『トラム』又は『木樽』に依るものは『計量タンク』の計量によるものとす

以上受渡は受入原油より遠心分離試験法に依り水分及び泥水分を控除せる純油分計量によるものとす

三、溫度換算

受渡原油は華氏六十度に溫度換算の上受渡を爲すものとす

四、代金支拂方法

毎月末締切の上翌月十五日現金拂とすること

以上受渡は原則とし賣手側買手側双方立會の上決定するものとす

地方長官會議指示事項

政府では十七年三月六日開催の地方長官會議に於て石油關係につき左の如き事項を指示した。

一、石油の緊急用途特配に關する件

戰時に於ける石油補給の完備を期する爲、累次消費規正の強化を加へ來りたるが、大東亞戰爭勃發に依り重要物資の生産及輸送の確保を圖るの要態々緊切と爲れるに鑑み、今般特に

戰時重要物資を限定して、其の生産用及輸送用として石油の特別配給を爲すこととし目下之が實施中なるが、右は南方に於ける石油生産地の占領に依り、石油供給に餘力を生じたるものに非ず、之等占領地の石油資源を利用し得るが爲には將來相當の時日と物資と必要とする次第にして、今日の段階に於ては戰時地域の擴大に伴ひ、寧ろ益々石油の消費規正を強化すべき時期なり、仍て今回の特配は適確な其の目に對し配給せらるべく、且其の効果を擧ぐるに遺憾なきを期するの要あり、之が爲には特配の趣旨を消費者に徹底し且消費者の組織機構を整備して苟も他に流用せらるるが如きことなからしむる様其の實施に關し御協力を煩し度

一、石油の下部配給機構の運用に關する件

石油の配給統制に關しては昨年十月下部配給機構整備の必要を認め、各地方の小賣商を道府縣石油配給社に統合せしむる等、其の機構整備に關し指示致したる處、各位の御協力に依り本年一月を以て大體完了を見たるが機構整備の効果を發揮する爲には其の適正圓滑なる運用を爲さしむるの要あるを以て、右に關し充分指導監督相成度、尙石油の緊急用

途特配の措置に即應し、石油配給會社を督勵し、迅速裡に重點的適正配給を爲し、特に船舶漁船等移動性あるものに付ては苟も府縣ブロッケ單位の弊に陥り、他府縣の消費者差別的取扱を爲す等のことなからしむる様御指導煩し度

帝國石油増資

帝國石油では十七年六月二十三日午前十時半より日本業俱樂部に於て臨時株主總會を開催し左の諸議案を付議決定した

第一號議案 資本増加の件

當會社の資本一億圓に一億五千圓を増資し資本の總額を二億五千圓とすること

第二號議案 定款中變更の件

資本増加に伴ひ定款中左の通變更す

一、第三條第一項中「一億圓」を「二億五千圓」に改む

二、第六條中「二百萬株」を「五百萬株」に改む

第三號議案 現物出資及新株引受に關する件

一、現物出資を爲すものの氏名、出資の目的たる財産の價格並に之に對し與ふる株式の種類及數

現物出資者の氏名

日本石油株式會社 石油鑛業財産中別紙目録記載の鑛山基本財産 八九、四五八、〇〇圓
額面五十圓金額拂込済新株 一、六四、九六六株
日本鑛業株式會社 同右 四〇、三五、四五圓
同右 八〇、五〇株
中野興業株式會社 同右 一三、三三〇、一〇〇圓
同右 二六、六〇株
旭石油株式會社 同右 五、六二、〇〇圓
同右 二九、三三株
計 一四八、八六二、四五圓 三、九七、〇四株

二、新株三百萬株中より前項の現物出資者に與ふる株式二、九七七、二四九株を控除したる殘餘の株式二、七五一株の中一五七、一八株は大日本石油鑛業株式會社に七、〇三三株は共同企業株式會社に夫々引受けしむること

第四號議案 政府保證帝國石油債券發行の件
帝國石油債券總額一億三千萬圓以内を數回に分ち發行すること

但し毎回の發行金額、發行時期、發行價額其他債券發行に關する一切の事項は總裁に一任すること

備考 第三號議案の目録略
參考條文(定款)

を二元的に統制した帝石との連絡を如何にするかは極めて注目されてゐる

北越石油大和を合併

北越石油(資本金五百萬圓、内未拂込百萬圓)と大和石油(資本金四百萬圓、内未拂込百萬圓)とは十七年六月三十日より株主總會に於て一對一の比率で合併し、九百萬圓(未拂込二百萬圓)の大和石油として再發足した新軍役並に合併公告左の如し

社長 樺塚宗吉(北越) 取締役 木村敬二(大和) 早山靜夫(北越) 橋本熊次郎(大和) 監査役 横田宗策(北越) 内田舜三(大和)

早山、旭、新津の

三社合同

早山、旭、新津の三社合同新會社は七月廿五日海上ビルに於て創立總會を開催し、第二號議案定款の原案中社名「共同石油」を「昭和石油」に変更したのみで各議案異議なく可決した

役員の選任は
會長 鎌谷正輔、社長 長崎英造、副社長

第三條 本會社の資本は一億圓とす但し政府の認可を受け之を増加することを得
本會社の資本の内五千萬圓は政府之を出資するものとす但し前項但書の場合に於ては政府の出資は五千萬圓を超ゆることを得
第六條 本會社の株式は二百萬株とし一株の金額を五十圓とす

液化石油瓦斯統制

商工省に於ては二月二十八日石油配給統制規則及内燃機用液價格統制令の改正を發表し、三月一日より實施することになった、之により液化石油瓦斯も配給統制を受けることとなり、其の價格も統制されたのである

商工省告示第二百八號

昭和十五年十二月商工省告示第八百七十號(石油配給統制規則第二條の規定に依り石油副生物指定の件)中左の通改正し昭和十七年三月一日より之を施行す

『三パラフィン(流動パラフィンを含む)』の次に左の一號を加ふ

四、液化石油瓦斯

石油精製部門の統合

石油部門は鐵、石炭に次ぐ重要産業だけに

小柳牧、事務 小山九一、取締役 松江春次、幸松文太、千葉三郎、早山洪次郎、澤藤健三、監査役 大橋怒助、森田崎市、大久保賢次郎、伴純、小林忠の諸氏、斯くて新置社は昭和石油株式會社として八月一日より慈々正式に發足した

日石鑛業部門帝石讓渡價格

日本石油では十七年四月一日を期して石油鑛業部門一切を帝國石油に譲渡したが、讓渡價格及方法は左の通りであつた
一、讓渡價格總額金一億一千三百三十一萬七千二百九圓六十錢也の内鑛山基本に屬する財産金八千九百二十四萬五千八百十三圓十五錢也を昭和十七年四月一日帝國石油株式會社に現物出資し帝石は之に對し額面五十圓全額拂込株式百七十八萬四千九百十六株及現金十三圓十五錢也を日石に提供
二、鑛山基本以外の財産を昭和十七年四月一日帝國石油株式會社に讓渡し帝石は之が對價として金二千三百七萬一千三百九十六圓四十五錢を現金を以て同日日石に支拂ふ
三、前掲讓渡價格は昭和十六年九月末日現在

朝鮮石油統制有限會社改組

昭和十六年七月一日から業務を開始した朝鮮石油統制有限會社(資本金三百萬圓全額拂込)では株式會社に組織を變更七月一日から新組織による營業を開始したが、これに伴ひ下部配給機構の整備をも行ふところあつた

大型油槽船中心主義再檢討

南方石油資源の開發進展に伴ひ油槽船の充實が急務となつてゐるので、政府は計畫造船の一翼として油槽船についても一萬噸、五千噸、一千噸の三種の戰時標準船型を決定、産業設備機關において大量建造をすゝめることとなつたが、油槽船の造船計畫決定にあたり、從來の大型油槽船中心主義が再檢討されつゝあることは注目される

すなはちわが國は久しい間アメリカ石油に依存して來た結果油槽船は大型船が重視されたが、大東亞戰の勃發によりアメリカ依存が放棄され南方共榮圈の豊富なる石油資源を獲するこいたつた現在では、對米航路向きの大

の財産に對する評價に付同日より財産引渡迄の財産變動に對しては別り現金を以て精算

四、尙昭和十七年三月一日より同月末日に至る期間に付ては日石の鑛業部門に屬する事業の經營を帝國石油株式會社に於て引受け帝石は經營を負擔し且其の事業收入として金五十五萬三千四百九圓六十七錢也を同年四月一日日石に支拂ふ

帝燃倍額増資

帝國燃料興業株式會社では五月十五日丸の内工業俱樂部に於いて臨時株主總會を開催、資本金一億圓を増資する件につき承認を求めた、上程議案左の如し
(一) 資本増加の件
(二) 資本増加の件

(1) 資本金一億圓を増加し新株二百萬株を發行すること
(2) 新株式二百萬株中六十萬株は政府に割當て残り四十萬株は十七年五月二十日現在における政府以外の株主に對しその所有株式五株につき三株の割合を以て割當ること
(3) 第二回拂込株金は一株につき十圓とす、但し申込と同時に證據金として一株に

型油槽船よりも南方水域に適當な中型または小型油槽船の建造に重點をおくべきであるといはれてゐる

帝石、大日本石油鑛業を合併

帝國石油會社に於ては九月三十日午前十時より帝國鑛業協會に於て臨時株主總會を開催大日本石油鑛業との間に締結せる合併契約書承認の件を附議、承認可決した

燃料局機構改革

政府では燃料新體制に呼應すべく三月三十一日付勅令第三百五十四號を以て燃料局官制中改正し新にアルコールの專賣に關する事務を掌ることとし第一部第二部、石炭部の他に酒精部を設置し、同時に分課規程中改正四月一日より實施したが、更に八月十一日燃料局より發表された行政簡素化實施案に基き官制及び分課規程を決定十一月一日から實施した新機構は從來の第一部と第二部を合併し石油部を新設し次の三課を置く
油政課(從來の油政課の仕事(石油の需給調整事務を除く)と第二部資源課の仕事を合併

つき十圓を徴及し之を第二回拂込株金に充當するものとす
(4) 割當額數株の處分、引受なき株式の處置その他増資の實行に關し必要なる事項は總裁にこれを二任すること
(二) 定款變更の件
(1) 第三條中『一億圓』を『二億圓』に改む
(2) 第四條『本會社は株金 全拂込前と雖もその資本を増加することを得』を削除す
(3) 舊第八條中『二百萬株』を『四百萬株』に改む
(4) 第四十六條(舊第四十七條)第一項但書中『及當該營業年度において支拂ひたる燃料興業債券の利息額』を『並に當該營業年度に於て支拂ひたる燃料興業債券及び借入金の利息額』に改む

石油共販社名變更

石油共販株式會社では石油下部配給機構整備完了と共に當局の要望もあつたので社名を石油配給統制株式會社と改稱する事となり、五月二十六日開催の臨時株主總會に附議正式決定、六月一日より社名變更を行つた

す
人造石油課(從來通り)
配油課(第一部油政課の石油の需給調整事務及び第二部利用課の仕を合併す)
酒精部(の製造課及び機械課に統合す)

自動車燃料對策委員會議設置

自動車統制會では左の如き要項によつて自動車燃料對策委員會を設置、昭和十七年九月二十一日第一回委員會を開催したが同一委員會の動向に刮目すべきもの多々あらうとされてゐる

自動車燃料對策委員會要項
一、目的(東亞に於ける自動車燃料政策確立に寄與する爲め各種自動車燃料に關し綜合的比較研究を行ふことを目的とす)
二、要領(イ、主として自動車燃料の性能、製作所資材及その耐久度等を比較検討す、ロ、研究は本年中に一應完了の豫定とす、ハ、成果の活用(イ、自動車統制會が諸官廳方面よりの要望により東亞の自動車燃料政策案作製中なるを以てその基礎資料として提出す、ロ、諸官廳、會員其他の參考に供す)

價 格

概説 自動車並に燃料關係に於ける最高販賣價格並に適正價格は漸次新情勢に即應するやう新たに設定乃至改正された、昭和十六年に決定されたもので現行のものもあるが、これを再録すると非常に紙幅の増大をみるので割愛し昭和十七年十月までに決定せられたものにつき掲載した點諒とされたい

貨物自動車シャシー

ニッサン、トヨタ等の貨物自動車シャシーの販賣價格は昭和十六年三月指定されたのであるが、商工省では十七年九月十一日告示第九百六十七號を以て次の如く改正された

| 種 別 | 製造業者販賣價格 | 販賣業者價格 |
|---------------------------------|----------|--------|
| 一八〇型ニッサン貨物自動車シャシー(軸間距離四米のもの)運轉無 | 四、七七圓 | 五、二五圓 |

價 格

| | | |
|--|------|------|
| 同(運轉臺附) | 五、二〇 | 五、七〇 |
| 一八〇型ニッサン貨物自動車シャシー(軸間距離三・五米のもの)運轉臺無 | 四、七五 | 五、二五 |
| 同(運轉臺附) | 五、二五 | 五、六八 |
| KB型トヨタ貨物自動車シャシー(運轉臺無) | 四、七〇 | 五、〇〇 |
| 同(運轉臺附) | 五、二〇 | 五、五七 |
| TB型トヨタ貨物自動車シャシー(運轉臺無) | 四、七五 | 五、〇五 |
| 同(運轉臺附) | 五、二五 | 五、五五 |
| 別表一の(二)中「GB型トヨタ貨物自動車シャシー(運轉臺無)」、 「GB型トヨタ貨物自動車シャシー(運轉臺附)」、 「を削る別表二を左の如く改む別表二」 | | |

| 販賣業者所在地 | 一八〇型ニッサン貨物自動車(軸間距離四米のもの)運轉臺無 | 一八〇型ニッサン貨物自動車(軸間距離三・五米のもの)運轉臺無 | 一八〇型ニッサン貨物自動車(軸間距離三・五米のもの)運轉臺附 | トヨタKB型貨物自動車 | トヨタTB型貨物自動車 | トヨタIB型貨物自動車 |
|---------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 北海道旭川市 | 二四・〇〇 | 二四・〇〇 | 二四・〇〇 | 二五・五〇 | 二五・五〇 | 二五・五〇 |
| 同前札幌市 | 二二・〇〇 | 二二・〇〇 | 二二・〇〇 | 二二・〇〇 | 二二・〇〇 | 二二・〇〇 |
| 青森縣青森市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 岩手縣盛岡市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 宮城縣仙台市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 秋田縣秋田市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 山形縣山形市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 福島縣福島市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 同前若松市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 茨城縣水戸市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 栃木縣宇都宮市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 群馬縣前橋市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 群馬縣大宮市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 千葉縣千葉市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 東京府東京市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 神奈川縣横浜市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |
| 新潟縣新潟市 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 | 二一・五〇 |

價格

- 2 修理を施すもタイヤとして使用し得ざるもの
- (イ) ツレッドの部分を手掛用 一貫 〇・四〇
- 修理材料として使用し得るもの
- (ロ) 其の他のもの 同 〇・三〇
- 3 正ゴム
- (イ) 山掛用ツレッド 同 〇・八〇
- (ロ) 其の他のもの 同 〇・六〇
- 4 二枚布附のもの
- (イ) 加工向材料として使用し得るもの 同 〇・五〇
- (ロ) 其の他のもの 同 〇・四〇
- 5 キャンバス
- (イ) タイヤの修理材料として使用し得るもの 同 一・八〇
- (ロ) 加工向材料として使用し得るもの 同 〇・五〇
- (ハ) 其の他のもの 同 〇・三〇
- 6 フラップ
- (イ) 修理を施せばフラップとして使用し得るもの 一本 〇・三五
- (ロ) 其の他のもの 一貫 〇・三〇
- 7 耳
- 8 ソリッドタイヤ

- (イ) 裏エボナイトを取除きたるもの 同 〇・五〇
- (ロ) 其の他のもの 同 〇・二〇
- 種類 自動車用チューブ
- 修理を施せばチューブとして使用し得るもの
- (イ) トラックチューブ 一本 三・五〇
- (ロ) バスバルーンチューブ 同 三・〇〇
- (ハ) バルーンチューブ 同 二・五〇
- (ニ) 小型自動車チューブ 同 一・〇〇
- 2 タイヤ修理用砂袋として使用し得るもの
- (イ) トラック用砂袋チューブ 同 一・三〇
- (ロ) バスバルーン用砂袋チューブ 同 一・二〇
- (ハ) 同 同 一・〇〇
- (ニ) 小型自動車用砂袋チューブ 同 〇・五〇
- 3 其の他のもの 一貫 一・二〇

石油代用燃料使用装置

昭和十七年五月二十日商工省指定
一 日燃式木炭瓦斯發生爐 (單位一基)

| 種別 | 日本燃料機合同株式會社最高販賣價格 | 販賣業者最高販賣價格 |
|--|-------------------|------------|
| 乗用自動車用 | 四九〇圓 | 五四〇圓 |
| 乗用自動車用 | 五一〇 | 五六〇 |
| 貨物自動車用 | 五一〇 | 五六〇 |
| 陸式日燃型新瓦斯發生爐 (單位一基) | 六八〇 | 七三〇 |
| 三 日燃式石炭瓦斯發生爐 (單位一基) | 六八〇 | 七三〇 |
| 種別 | 日本燃料機合同株式會社最高販賣價格 | 販賣業者最高販賣價格 |
| 乗用自動車用 | 五六〇 | 六一〇 |
| 乗用自動車用 | 六〇〇 | 五六〇 |
| 貨物自動車用 | 六〇〇 | 六五〇 |
| 四 (一) 日本燃料機合同株式會社最高販賣價格は賣主工場渡價格にして荷造費を含まざるものとする | | |
| (二) 北海道、栃木縣、茨城縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、靜岡縣、三重縣、滋賀縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣及鹿児島縣の販賣價格に加工することを得るものとする | | |

業者は前各表價格に二〇圓を、青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、宮城縣、福島縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、長野縣、岐阜縣、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、島根縣及沖繩縣の販賣業者は前各表價格に二〇圓を加算することを得るものとする

販賣業者最高販賣價格は賣主店先渡價格にして日本燃料機合同株式會社より販賣業者に至るまでの荷造費及運賃を加算することを得るものとする

(三) 販賣業者が本装置を自動車に取付け販賣する場合に於ては販賣業者の所在地の區別に依る別表に定むる取附料を前各表價格に加工することを得るものとする

別表 (取附料)

| 所在地 | 日燃式木炭瓦斯發生爐 | | 陸式日燃型新瓦斯發生爐 | | 日燃式石炭瓦斯發生爐 | |
|------|------------|--------|-------------|--------|------------|--------|
| | 乗用自動車用 | 貨物自動車用 | 乗用自動車用 | 貨物自動車用 | 乗用自動車用 | 貨物自動車用 |
| 東京府 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 大阪府 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 京都府 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 神奈川縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 愛知縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 兵庫縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 北海道 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 北海縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 青森縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 秋田縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 福島縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 茨城縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 栃木縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 群馬縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 新潟縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 山梨縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 富山縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 石川縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 福井縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 山梨縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 長野縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 岐阜縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 奈良縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 和歌山縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 鳥取縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 島根縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 徳島縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 香川縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 愛媛縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 高知縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 福岡縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 佐賀縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 長崎縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 熊本縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 大分縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 宮崎縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |
| 鹿児島縣 | 三二〇圓 | 三三〇圓 | 三六〇圓 | 三九〇圓 | 三三〇圓 | 三五〇圓 |

價格

| | |
|------|------|
| 佐賀縣 | 同 |
| 長崎縣 | 九十日 |
| 熊本縣 | 七十五日 |
| 宮崎縣 | 同 |
| 鹿兒島縣 | 同 |

十二月より翌年三月迄は右期間を北海道、青森、岩手、秋田、山形、新潟、長野の各道縣に在りては三十日、富山、石川、福井の各縣に在りては十五日を夫々延長するものとす。各道府縣石油配給株式會社が消費者にドラム罐貨にて中味賣する場合の期間及加算額に付ては地方長官の定むる所に依る。

鐵道・軌道

國有鐵道營業キロ表

(昭和十六年三月末現在)

本年度營業キロ
前年度比較増減

本年度平均營業キロ
前年度比較増減

| 鐵道・軌道 | 本年度營業キロ | 前年度比較増減 | 本年度平均營業キロ | 前年度比較増減 |
|------------------------------|---------|---------|-----------|---------|
| 東京鐵道局 | 三三・五 | | 三三・五 | |
| 東海道 | 一四・四 | | 一四・四 | |
| 中央 | 一〇〇・〇 | | 一〇〇・〇 | |
| 東北 | 一〇・三 | | 一〇・三 | |
| 磐城 | 四・九 | | 四・九 | |
| 信越 | 五・二 | | 五・二 | |
| 武蔵 | 二・三 | | 二・三 | |
| 計 | 二一六・三 | | 二一六・三 | |
| 名古屋鐵道局 | 五八・三 | | 五八・三 | |
| 東海道線 (沼津以西米原以東除沼津) | 五三・九 | | 五三・九 | |
| 北陸線 (除市振以東) | 二九・〇 | | 二九・〇 | |
| 高山線 | 四三・三 | | 四三・三 | |
| 中央線 (除淺川以東及篠井線・大糸南線含小梅線清里以南) | — | | — | |

鐵道・軌道

留根宗石網鋼合
前室谷寄北走網
計

線線線線線線線

二七・四
六六・五
四八・二
三六・五
一八・〇
二六・九
二六・一
三、五三・六
一八、五〇〇・〇

二〇・〇

一七・四
六六・五
四八・二
三六・五
一八・〇
二六・九
二六・一
三、五三・六
一八、五〇〇・〇

二八・〇

國有地方私設鐵道調查

(昭和十六年三月末現在)

事業
考數

營業
軒數

資
本
金

建
設
費

國營自動車
營業
軒數

內地
鐵道省(全線)
仙新門廣大大名東鐵
臺瀧司島阪古京道
鐵鐵鐵鐵鐵鐵鐵鐵
道道道道道道道道
局局局局局局局局
線線線線線線線線

一
三五

一八、四〇〇・〇
二、一八・三
一、八二・九
二、〇〇・四
二、二九・三
二、五八・二
一、九四・四
一、九四・七

〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇

〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇

二、四六・〇
二、四六・〇
一、四八・〇
三、七〇・〇
四、八〇・〇
六、三〇・〇
三、七五・〇
二、七〇・〇

札
地
方
鐵
道
局
線

三
九

三、五三・六
六八、五三・六
二、二〇・〇
五、五八・四

一、九〇七、五六、七三
二、〇、三、九、三、七

一、二三、七、三九
八、三、五、九、三、〇

四、〇
五、五〇・〇
三、六〇・〇
九、七〇・〇

朝鮮
朝鮮總督府鐵道局調
(昭和十四年四月一日現在)

一

三、八八・三・五

〇

〇

〇

滿洲
滿鐵委任經營線
(同線)

一

三、九二・二

〇

〇

〇

臺灣
臺灣總督府鐵道局
(昭和十四年五月末現在)

一

一、五三・三

〇

〇

〇

臺灣
臺灣總督府營林所
私設鐵道

八

二、三二

〇

〇

〇

樺太
樺太廳交通未通部
(昭和十四年三月末現在)

六

二、七〇・六

〇

〇

〇

樺太
樺太廳交通未通部
地方鐵道

一

七、八八

〇

〇

〇

關東
關東州鐵道部
(昭和十六年六月現在)

二

二、〇〇・四

〇

〇

〇

關東
關東州鐵道部
私設鐵道

一

二、〇〇・一

〇

〇

〇

鐵道・軌道

五

一、七

〇

〇

〇

鐵道・軌道

滿洲國(滿洲帝國交通部鐵路司調) 康德六年五月現在
 滿洲 鐵道線
 南滿洲 鐵道線
 私設 鐵道線
 專用 鐵道線

10,121.6
 8,433.3
 1,129.1
 408.7
 350.5

|||

17,101.2

六

地方鐵道動現況表

(昭和十七年三月末日現在)

| 種別動力 | 鐵道經營者數 | 杆數 | 建設費豫算 | 資本金 |
|---------|--------|-----------|---------------|---------------|
| | | | | |
| 蒸氣瓦斯併用氣 | 三 | 六五,000 | 天,五二,095 | 三,四三,000 |
| 蒸氣瓦斯併用氣 | 〇 | 二,一八九,000 | 一,五五,077,六八五 | 一三,〇三七,一九九 |
| 電氣 | 八 | 三,303,100 | 五,四〇一,四四〇,五九七 | 八八九,九五五,四三三 |
| 電氣 | 二 | 二八,000 | 一,〇一〇,000 | 一,五一四,000 |
| 電氣 | 五 | 一三,000 | 三,801,000 | — |
| 電氣 | 二 | 一,000 | 三,552,000 | — |
| 電氣 | 三 | 一,114,910 | 三,552,000 | — |
| 電氣 | 三 | 四九,000 | 三,310,000 | — |
| 電氣 | 六 | 六,七九一,000 | 一,〇九三,一五五,107 | 一,〇九三,一五五,107 |
| 計 | 三六 | — | — | — |
| 工事施工認可線 | 七 | 三,336 | 八,三三七,000 | — |
| 蒸氣瓦斯併用氣 | 七 | 三,336 | 八,三三七,000 | — |

◇敷設免許線

| 種別動力 | 鐵道經營者數 | 杆數 | 建設費豫算 | 資本金 |
|---------|--------|-----------|--------------|-------------|
| | | | | |
| 蒸氣瓦斯併用氣 | 五 | 五三,881 | 四,三三〇,000 | 一,407,000 |
| 蒸氣瓦斯併用氣 | 四 | 四一,六六三 | 三,〇〇〇,000 | — |
| 電氣 | 一 | 二四,三九六 | 六,177,000 | — |
| 電氣 | 二 | 五,000 | 三,000,000 | — |
| 電氣 | 四 | 六四,九九六 | 一,七〇〇,000 | — |
| 電氣 | 四 | 三三,000 | 一,一六四,000 | — |
| 電氣 | 一 | 一,七〇〇 | — | — |
| 計 | 一六 | 一四八,〇〇三 | 二五七,四三三,八八六 | 一七,100,000 |
| 電氣 | 九 | 三,127,110 | 七,七三〇,000 | 八七五,五六七,一八五 |
| 電氣 | 六 | 三,000 | 一,〇〇〇,000 | 一,五一四,000 |
| 電氣 | 八 | 三,173 | 一,〇〇〇,000 | — |
| 電氣 | 七 | 八七,五五六 | 一,四九一,100 | — |
| 電氣 | 六 | 一,三〇八,七九四 | 三,四一六,六九六 | — |
| 電氣 | 八 | 七四,八四〇 | 四,四〇〇,〇〇〇 | — |
| 計 | 二五 | 七,八六一,七六四 | 一,一五〇,九八,六〇九 | 一,九〇,九八,九九五 |

『備考』

鐵道經營者數の計が内譯と一致せざるは一經營者にして二動力以上を併用するもの及開業線を併用するものあるに
 よる又一部開業鐵道の建設費豫算(分割し難きものに限る)及資本金は開業線の部へ計上す

鐵道・軌道

七

軌道動力別現況表

(昭和十七年三月末日現在)

軌道經營者數

料程

建設費豫算及概算開業後十三年度百決算額

資本金

| 種別動力 | 開業線 | | 工事施行認可線 | | 計 |
|-------|---------------|---------|------------|------------|---------------|
| | 電力 | 其他 | 電力 | 其他 | |
| 電氣 | 1,955,744 | 10,867 | 7,064 | 7,064 | 1,970,675 |
| 蒸氣及瓦斯 | 11,849 | 3,500 | 7,075 | 7,075 | 19,424 |
| 馬力及馬 | 3,500 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 7,710 |
| 瓦斯 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 8,420 |
| 馬力 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 8,420 |
| 人力 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 4,210 | 8,420 |
| 計 | 24,923 | 22,806 | 26,569 | 26,569 | 51,492 |
| 料程 | 875,761,623 | 110,701 | 47,510,000 | 47,510,000 | 1,033,972,623 |
| 資本金 | 1,655,963,579 | 157,000 | 100,000 | 100,000 | 1,656,120,579 |

| 種別動力 | 開業線 | | 工事施行認可線 | | 計 |
|-------|---------------|---------|------------|------------|---------------|
| | 電力 | 其他 | 電力 | 其他 | |
| 電氣 | 2,300,814 | 49,747 | 2,350,561 | 2,350,561 | 4,701,372 |
| 蒸氣及瓦斯 | 26,433 | 1,500 | 27,933 | 27,933 | 53,366 |
| 馬力及馬 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,000 |
| 瓦斯 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,000 |
| 馬力 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,000 |
| 人力 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,000 |
| 計 | 2,330,747 | 4,000 | 2,381,494 | 2,381,494 | 4,762,241 |
| 料程 | 1,157,855,508 | 110,701 | 47,510,000 | 47,510,000 | 1,315,275,209 |
| 資本金 | 2,006,559 | 157,000 | 100,000 | 100,000 | 2,163,559 |

計 前月との比較増減
年度首との比較増減

◇敷設特許線

◇計

『備考』 地方鐵道現況表備考欄参照のこと

國有鐵道急行料金、寢臺料金

| | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|--------|---|---------------------|--------|--------|----|---------|----------|
| 一、急行料金 | 四百料迄 | 四百一料以上 | 同 | 二、急券に對する通行税 | 同 | 二、等 | 一箇 | 青森函館間航路 | 上段 二圓 |
| (イ) 普通急行料金 | 四百料迄 | 四百一料以上 | 同 | (イ) 普通急行券に對する通行税 | 四百料迄 | 四百一料以上 | 同 | 同 | 下段 二圓五十錢 |
| 等級 料程 | 一圓五十錢 | 二圓 | 同 | 等級 料程 | 十五錢 | 二十錢 | 同 | 同 | 上段 二圓五十錢 |
| 二、等 | 三圓 | 四圓 | 同 | 二、等 | 六十錢 | 八十錢 | 同 | 同 | 下段 二圓五十錢 |
| 一、等 | 四圓五十錢 | 六圓 | 同 | 一、等 | 一圓三十五錢 | 一圓八十錢 | 同 | 同 | 下段 三圓五十錢 |
| (ロ) 特別急行料金 | 二圓三十錢 | 三圓 | 同 | (ロ) 小兒の普通急行券に對する通行税 | 四百料迄 | 四百一料以上 | 同 | 同 | |
| 二、等 | 四圓五十錢 | 六圓 | 同 | 等級 料程 | 四十料迄 | 四十料以上 | 同 | 同 | |
| 一、等 | 六圓八十錢 | 九圓 | 同 | 二、等 | 三十錢 | 四十錢 | 同 | 同 | |
| 二、寢臺料金 | | | 同 | 一、等 | 六十五錢 | 九十錢 | 同 | 同 | |
| (イ) 列車の寢臺料金 | | | 同 | (ハ) 特別急行券に對する通行税 | 四百料迄 | 四百一料以上 | 同 | 同 | |
| 二、等 (特別室を除く) 一夜に付一箇 | | | 同 | 等級 料程 | 四十料迄 | 四十料以上 | 同 | 同 | |
| 二、等特別室 | | | 同 | 二、等 | 九十錢 | 一圓二十錢 | 同 | 同 | |
| 一、等 | | | 同 | 一、等 | 二圓 | 二圓七十錢 | 同 | 同 | |
| (ロ) 汽船の寢臺料金 | | | 同 | (ニ) 小兒の特別急行券に對する通行税 | 四百料迄 | 四百一料以上 | 同 | 同 | |
| 三、等 | | | 同 | 等級 料程 | 四十料迄 | 四十料以上 | 同 | 同 | |
| 二、等 | | | 同 | 三、等 | 十錢 | 十五錢 | 同 | 同 | |
| 一、等 | | | 同 | | | | 同 | 同 | |

| | | | | | | |
|--------------|-------|--------|-------------------|-----|-----|-----|
| 二、等 | 四十五錢 | 六十錢 | (ロ) 汽船の寢臺券に對する通行税 | 二、等 | 五十錢 | 七十錢 |
| 一、等 | 一圓 | 一圓三十五錢 | 區間 | 一、等 | 四十錢 | 五十錢 |
| 四、寢臺券に關する通行税 | | | 下關 | 二、等 | 五十錢 | 七十錢 |
| 等級種別 | 上段 | 下段 | 釜山間 | 二、等 | 五十錢 | 七十錢 |
| 二、等 (特別室を除く) | 一圓 | 一圓六十錢 | 青森間 | 二、等 | 五十錢 | 七十錢 |
| 一、等 | 一圓四十錢 | 二圓 | 函館間 | 二、等 | 五十錢 | 七十錢 |
| 特別室 | 一圓四十錢 | 二圓 | 大泊港間 | 二、等 | 五十錢 | 七十錢 |
| 一、等 | 二圓四十錢 | 三圓三十錢 | | | | |

鐵道局地方官署

各官廳の行政簡素化に伴ふ機構改革は昭和十七年十一月一日より實施される豫定であるがこれに先立ち鐵道省では鐵道局地方官署設置の件を九月九日附官報に告示、同月十一日から實施した

鐵道局地方官署設置の件

第一條 鐵道局官制第二條の規定に依り左の地方官署を置く

- 管理 部
- 運輸 部
- 保線 部
- 電力 部
- 工機 部

第二條 地方官署の名稱、位置及所管區域 (工機部に在りては受持區域) は別表の如

鐵道・軌道

前項の規定に依る所管區域の分界は鐵道局長之を定む

第三條 管理部長は鐵道局長の指揮を承け左の事務を掌る但し高崎及湊町管理部長は第六號の事務を掌らず

一、所管内に於ける國有鐵道及之に關聯する國營自動車並に其の附帶事業の業務の現業に關する事項

二、所管内に於ける國有鐵道に關聯する國營船舶の業務の現業に關する事項

三、特に指定せられたる小運送業、專用鐵道等の業務の監督に關する事項

四、所管内に於ける車輛、船舶及自動車の保存及管理に關する事項

五、所管内に於ける施設 (車輛、船舶、自

動車及電力施設を除く) の保存及管理、並に特に指定せられたる其の新設及改良工事に關する事項

六、所管内に於ける電力施設の保存及管理電力の發生、調達及配給並に特に指定せられたる電力施設の新設及改良の工事に關する事項

第四條 運輸部長は鐵道局長の指揮を承け前條第一號乃至第四號に掲ぐる事務を掌る

第五條 保線部長は鐵道局長の指揮を承け前條第五號に掲ぐる事務を掌る

第六條 電力部長は鐵道局長の指揮を承け前條第六號に掲ぐる事務を掌る

第七條 工機部長は鐵道局長の指揮を承け車輛、機械其の他の工作に關する事務を掌る

本告示は昭和十七年九月十一日より之を施行す但し廣島及下關管理部は昭和十七年十月一日より之を施行す
大正八年五月鐵道院告示第二十號鐵道局内各事務所及出張所の名稱、位置及所管區域は之を廢止す但し廣島運輸及保線事務所並に下關運輸及保線事務所は昭和十七年九月三十日限り之を廢止す

鐵道軌道統制會

重要産業團體令に基づく地方鐵道事業及軌道事業（鐵道、軌道）統制會の設立に關しては昭和十七年五月五日附を以て設立命令が發せられ、同時に設立委員が任命され同月三十日その割立をつげたるしてなほ同統制會の統制規程は九月二十八日附鐵道、内務兩省大臣名を以て認可された

鐵道軌道統制會統制規程

第一條 會員は一定期間毎に輸送施設整備計畫書を會長に提出すべし
前項の輸送施設整備計畫書には左の事項を記載すべし

- 一、輸送施設の新設、改良又は保守に關する計畫
- 二、前項計畫の實施に要する資材、數量及

工費豫算

- 三、前號の資材及資金の調達方法
- 四、新設改良又は保守を必要とする具體的理由
- 五、着手豫定及完成豫定の期日
- 六、其他參考となるべき事項

第二條 會員は一定期間毎に勞務要目計畫書を會長に提出すべし

前項の勞務要目計畫書には左の事項を記載すべし

- 一、技術者並に勞務者現在數
- 二、技術者並に勞務者の増員又は補充豫定數
- 三、前號の増員又は補充を要する具體的理由
- 四、其他參考となるべき事項

第三條 會員は一定期間毎に動力需要計畫書を會長に提出すべし

前項の動力需要計畫書には左の事項を記載すべし

- 一、當該期間中の需要量
- 二、前號に對する具體的理由
- 三、前期特定期間中の消費量実績
- 四、其他參考となるべき事項

第四條 會長は事業の統制運営上必要ありと

前項の場合に於て行政官廳の許可又は認可を必要とするときは遅滞なく之が申請を爲すべし

第十一條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し其の事業の經理經理並に設備の改善に關し必要なる事項を指令することあるべし

第十二條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し從事員の増減又は其の能率の増進に關し必要なる事項を指令することあるべし

第十三條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し事業に關する技術の研究、公開又は利用に關し必要なる事項を指令することあるべし

第十四條 會長は災害其の他緊急の事態發生したる場合又は災害を豫防する爲必爲ある場合に於ては會員に對し他の運送事業に協力せしむる爲必要なる事項を指令することあるべし

第十五條 會員は一定期間毎に財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金處分に關する書類並に營業報告書を會長に提出すべし前項の外會長の要求あるときは會員は其の事業に關する資料を提出すべし

第十六條 會員は本規程に依る會長に指令又は裁定に従ふべし

認むるときは前三條の計畫の変更を指令することあるべし

第五條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し運賃、料金、運轉度數、運轉速度、營業料率其の他輸送計畫の変更を指令することあるべし

第六條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し會社の合併並に事業の譲渡、讓受、共同經營、貸借又は管理の委託若し受託を爲すべき旨勸告することあるべし

第七條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し事業の休止又は廢止を勸告することあるべし

第八條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し運輸に關する協定の設定又は變更を指令することあるべし

第九條 會長は事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し資材又は車輛其の他輸送上必要なる設備の保有、使用、交換、讓渡、讓受、貸借又は共用に關し必要なる事項を指令することあるべし

第十條 會員は第六條、第八條及び前條の事項に關し協議を爲すこと能はず又は協議調はざる場合に於ては會長の裁定を求むることあるべし

地方鐵道用電車に使用する材料は鐵道省に於て定められたる規格及は暫定仕様書に據る但し鐵道省監督局より指定せられたるものには之に據るものとす

第二章 工作一般

工作方法は鐵道省制定の鋼制客車及電車の車體及ボギー仕業書に準じ施行するものとす

第三章 構造

A 車體 車體は鋼製にして概ね左の構造とす

(イ) 出入口引戸は自動開閉式とす乗務員室には乗務員用内外出入口を設くるものとす

(ロ) 座席は長手座席のみとし座席以外の箇所には握棒を爲すものとす

(ハ) 屋根は丸板張とし之に充分なる防水處理を施せる帆布を張るものとす

(ニ) 屋根には集電器取付臺、涉り板及雨樋を設くるものとす

(ホ) 車體外板の内面は『フェルト』等に依る防熱方法を講ぜざるものとす

(ヘ) 客用天井は『ベニヤ』板強とす

(ト) 床は一重板強とし『リノリウム』等上強を施さざるものとす

(テ) 臺枠、側構、妻構及屋根構等は特殊

仕様書

地方鐵道用電車暫定

地方鐵道用電車の規格統一に關しては、電車の價格統一上不可缺のものとし、規格統一専門委員會に於て検討中であるが、これに先立ち鐵道省は材料、工作一般、構造其他に關し昭和十七年九月十日附告示を以て、地方鐵道用電車暫定仕様書を決定した

地方鐵道用電車暫定仕様書

第一章 材料

なる設計に據りて概ね鐵道省三等電動車六〇形(モハ60形)に據り充分なる強度を有するものとす

B 臺車 臺車は輕量にして充分なる強度耐久力を有し優秀なる性能を備へたる構造のものとし但し車軸受金は平軸受金型とす

(2) 部分構造

(イ) 客室側窓は上昇式とし圍定及移動二板ガラス戸とし『カーテン』を設け尙防水防音に就ても充分なる方法を講ずるものとす

(ロ) 室内照明用具、豫備燈、電鈴裝置、燈火管制裝置、通風裝置及車蓋裝置は鐵道省モハ60形に準ずるものとす

(ハ) 各種押縁面及粹類は鐵道省モハ60形に準ずるものとす

(ニ) 腰掛の構造は鐵道省モハ60形に準ずるものとす

第四章 塗粧及標記

(イ) 本車の塗粧は鐵道省編製客車及電車塗粧法に據るものとす但し同暫定仕様書ある場合は之に據ることとし尙日本鐵道車輛製造工業組合推薦仕様書に依り得るものとす
(ロ) 標記は鐵道省三等電動車に準ずるものとす

とす

軌道用電車暫定仕様書

軌道用電車の規格統一に關しては、地方鐵道用電車と同様その價格統一上不可缺のものであるところから規格統一専門委員會を設置檢討中であるが、これに先立ち鐵道、内務兩省では昭和十七年九月十日附告示を以て、軌道用電車暫定仕様書を決定した

軌道用電車暫定仕様書

第一種 新設軌道用電車の暫定仕様は鐵道省告示第二百六號地方鐵道用電車の暫定仕様書に同じ

第二種 併用軌道用電車の暫定仕様

第一章 材 料

第一種に同じ

第二章 工作一般

第一種に同じ

第三章 構 造

(1) 一般構造

A 車體 車體は鋼製にして概ね左の構造とす

(イ) 妻部の形状は適當に丸味を付するも特殊の形状は適當に丸味を付するも特殊

の形状及傾斜は付せざるものとす

(ロ) 屋根は丸形板強とし之に充分なる防水處理を施せる帆布を張るものとす

(ハ) 出入口戸は手動開閉式とす

(ニ) 床は一重板張とし『リノリューム』等上張を施さざるものとす

(ホ) 客室天井は(ベニヤ)板張とす

(ヘ) 座席は長手座席のみとし座席以外の箇所には握棒の備を爲すものとす

(ト) 臺枠、側構、妻構等は特殊なる設計に依りて強度及耐久力充分なるものとす

B 臺車 臺車は輕量にして充分なる強度耐久力を有し優秀なる性能を備へたるものとす
但し車軸承金は平軸受金型とす

(2) 部分構造

(イ) 客室側窓は上昇式圍定及移動二枚ガラス戸とし『カーテン』を設け尙防水防音に就ても充分なる方法を講ずるものとす

(ロ) 室内照明用具は露出型を使用するものとす

(ハ) 各種押縁面及粹類は鐵道省三等電動車六〇形(モハ60形)に準ずるものとす

(ニ) 網棚は設けざるものとす

(ホ) 車蓋裝置は鐵道省モハ60形に準ずるものとす

第四章 塗粧及標記

第一種に同じ

第五章 附屬設備

左記の附屬設備は東京市電一、〇〇〇形に準ずる程度とす

(イ) 前照燈、標識燈、豫備燈裝置

(ロ) 燈火管制裝置

(ハ) 救助裝置

(ニ) 警鈴裝置設備

(ホ) 方向幕捲取裝置

道 路

道路と自動車の関係

自動車運輸の發達と道路の整備とは兩者切り離して考へる事は出来ない、道路の整備状況は其の國に於ける自動車運輸事業のバロメーターであり、亦逆に自動車工業の幼稚な處には見るべき道路施設もまたない。我が國の道路施設は如何となれば、遺憾ながら未だ餘りに幼稚過ぎるものがある。我が國の道路で一番困る事は氣候の關係上年二月から五月頃までの雪除けや降雨のためその大部分は殆

ど整地としての用をなさぬ事である。従つてバス營業の如き年中無休を目指すならば此の期間不整地として諸般の設計を考へねばならない。内務省當局に於ても此の點を考慮し、自動車道路の改修構築に力を入れてゐるが、我が國の如き場合に於ては形式的に幅員を増す事よりも先づ道路の利用價值を増すために橋梁の強度を増し、曲線や勾配を變更して自動車運輸の利用上に支障ない様改良を施す事から始めなければならぬ、幅員の擴張はその上での仕事としても遅くはない。

もあれ今日自動車道路とは決して離れては存在し得ない、アメリカでは道路の改良や新設や保守をする人々は先づ第一に自動車の運輸を練習する必要ありと言はれ、第二に自動車の與ふる道路上の影響を研究する事が肝要であるときれてゐる程である。

道路整備の重要性は只に運輸業上のみではない。軍事的重要性は特に強調されなければならない。ナチス・ドイツのヒットラーの自動車道路の完成と世界第二次大戰の關係も注視しなければならぬ。ムツソリーの自動車道路計畫も全く對岸の火災視出來ない。世界の趨勢は純自動車専用道路の擴大強化に向ひつゝあることは特に注目に價する。

世界の自動車道路

〔註〕 1、自動車交通可能道路の意
2、市街自動車道路を除く
3、企劃院調査

| 日 國 | 本 名 | 自動車道路 (料) | 道路一料に對する面積 (領土總面積 (方料)) | 滿 洲 國 (g) | 關 東 州 (d) | 南 洋 群 島 (k) | 中 華 民 國 (e) | 暹 羅 (f) | 印 度 (h) | ア フ ガ ニ ス タ ン (i) | ア ラ ビ ア (j) |
|-----|-----|-----------|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------|---------|-------------------|-------------|
| 日 本 | 内地 | 九〇、八六九 | 七・五 | 三三、八三〇 | 一、五九八 | 九三 | 九七、四二四 | 三三、九五四 | 一九、七五九 | 二、五二二 | 一、六九八 |
| 朝鮮 | (a) | 五五、三七五 | 六・九 | 三三、八三〇 | 一、五九八 | 九三 | 九七、四二四 | 三三、九五四 | 一九、七五九 | 二、五二二 | 一、六九八 |
| 臺灣 | (b) | 二二、六四五 | 九・八 | 三三、八三〇 | 一、五九八 | 九三 | 九七、四二四 | 三三、九五四 | 一九、七五九 | 二、五二二 | 一、六九八 |
| 臺灣 | (c) | 九、五六三 | 三・八 | 三三、八三〇 | 一、五九八 | 九三 | 九七、四二四 | 三三、九五四 | 一九、七五九 | 二、五二二 | 一、六九八 |

| | | | | | |
|--------------|-----------|-------|------------|----------|---------|
| ツヴェト聯邦 | 二、七〇七、〇一八 | 七・八 | ホンチユラス | 二二一 | 一〇四・三 |
| 獨逸 | 三、四八、六九三 | 一・三 | ベルムダ島 | 一六三 | 〇・三 |
| 英吉利 | 二、七四五、九七〇 | 一・三 | ギニア | 八〇五 | 二八・二 |
| 本國 | 三〇八、一八七 | 〇・七 | 南阿聯邦 | 三〇、六二七 | 二八・三 |
| アイルランド自由國 | 七七、三五三 | 〇・九 | エジプトアンスーダン | 一、二九、四九六 | 九・四 |
| 印度 | 四六三、四五五 | 一〇・一 | ウガンダ | 四〇、六七七 | 六四・二 |
| セイロン | 二七、三六一 | 二・四 | ケガンダ | 一一、〇四一 | 二二・一 |
| 馬來 | 九、七三三 | 一・四〇 | ゴールドコースト | 一五、六八四 | 三三・二 |
| 香港 | 六二九 | 一・七 | シラレオーネ | 七、八九五 | 二五・八 |
| 北部ボルネオ | 三、七二 | 二〇四・五 | ニヤサランド | 二、〇九四 | 三三・九 |
| イラク | 五、四八九 | 五五・〇 | モリチアス島 | 五、四八六 | 二二・六 |
| パレスタイン | 二、七五二 | 八・四 | ソマリランド | 一、三四九 | 一・五 |
| トランスジヨルダン | 九八三 | 四〇・七 | ガンビヤ | 一、六〇九 | 一〇九・四 |
| キプロス島 | 四、三六 | 二・一 | ザンチバル | 一、一九九 | 八・三 |
| マルタ島 (i) | 九三八 | 〇・三 | 南アフ리카 | 三九一 | 一、八二八・六 |
| ジブラルタル | 二六 | 一四・五 | セーチエルス | 二五、四七二 | 四四・五 |
| カナダ | 六六一、一三 | 一四・五 | タンガンイカ | 二四・六 | 一・六 |
| 西印度諸島 | | | 西南アフ리카 | 三三、一二七 | 二九・三 |
| ジャマイカ島 | 一一、〇〇三 | 一・一 | オーストラリア | 五、三一一 | 一五七・二 |
| トリニダット島 | 三、八一四 | 一・三 | ファイジー諸島 | 七五八、六一一 | 一〇・二 |
| バリアドス島 | 七六一 | 〇・五 | 太平洋諸島 | 一、九八四 | 九・六 |
| リワード諸島 | 一、〇〇九 | 二・〇 | 西部サモア諸島 | 四九一 | 九・六 |
| バージン島 | 二八六 | 七・〇 | 佛蘭西 | 三〇九 | 九・七 |
| バハマ | 六七四 | 一六・三 | 本國 | 八六四、三三七 | 一三・九 |
| ウインドワード諸島 | 一、八八一 | 〇・五 | 印度支那 | 六三三、六八〇 | 〇・九 |
| ニュージールランド | 八三、六八四 | 三・二 | 印度支那 | 四一、五九七 | 一七・七 |
| ニューフグランドランド島 | 五、八九三 | 七・六 | | 一〇、七五八 | 一九・五 |

| | | | | | |
|---------------|---------|-------|--------|---------|------|
| マルチニツク島 | 六二八 | 一・六 | ベルギー | 七二、四六二 | 三三・一 |
| グアデループ諸島 | 九五九 | 二・一 | 本國 | 三二、五七九 | 〇・九 |
| ギアナ | 三二七 | 二七五・二 | コロンゴ | 三九、八八三 | 五九・三 |
| モロッコ | 七、七六五 | 五三・四 | オランダ | 八三、九六七 | 二二・〇 |
| アルゼリア | 六七、四九七 | 三二・五 | 東印度 | 二五、六九九 | 一・三 |
| マダガスカル島及レユニオン | 二一、七五三 | 二八・四 | 西印度 | 五七、七七四 | 三二・九 |
| チユニス | 一一、二五三 | 一・〇 | オーストリア | 七、七四八 | 二・〇 |
| 赤道アフ리카 | 二二、九五 | 一〇三・二 | ポルトガル | 一一五、三三五 | 一七・三 |
| 西アフ리카 | 四三、九三五 | 一〇六・一 | 本國 | 三二、一九九 | 二・九 |
| ソマリランド | 一一 | 一〇四・二 | アゾーレス | 九六六 | 三・一 |
| オセアニア諸島 | 二九九 | 一三・四 | マカオ | 一〇六 | 〇・一 |
| 伊太利 | 二七、〇三三 | 九・五 | アンゴラ | 六一、〇三八 | 二〇・六 |
| 本國 | 二四三、六三三 | 一・三 | モザンビーク | 二八、五五七 | 二六・六 |
| リビア | 一三、四二五 | 一一・〇 | ギネ | 二、八〇〇 | 一三・二 |
| エリトリア | 三、五九四 | 三三・一 | マデイラ | 二、五七 | 二・七 |
| ソマリランド | 九、九七八 | 五〇・一 | チモール | 四〇二 | 四七・三 |
| エーゲ諸島 | 四〇一 | 七・五 | スウェーデン | 一三九、〇三五 | 三・二 |
| ポーランド | 三三九、八八九 | 一・二 | ギリシャ | 一一二、六一 | 一〇・六 |
| スペイン | 一一七、八〇四 | 四・八 | ブルガリヤ | 二五、六九四 | 四・〇 |
| 本國 | 一一三、八七四 | 四・四 | スウェーデン | 一六、一五三 | 二・五 |
| モロッコ | 二、二二六 | 九・九 | デンマーク | 五一、八三七 | 〇・八 |
| ギネ | 六五三 | 三九・八 | フィンランド | 六四、六三三 | 六・〇 |
| カナリ諸島 | 一、〇五一 | 七・六 | ノルウェー | 四〇、一八七 | 八・〇 |
| ルーマニア | 一一〇、三四二 | 二・七 | リスアニア | 三〇、四〇〇 | 一・八 |
| チエツコスロバキア | 六九、八〇八 | 二・〇 | エストニア | 三三、五一四 | 二・〇 |
| ユーゴスラビア | 五一、二二〇 | 四・八 | | 二二、七二 | 二・一 |
| ハンガリー | 二八、四六二 | 三・三 | | | |

| 国名 | トンネル延長 (m) | トンネル数 | 備考 |
|---------|------------|-------|----|
| アルバニア | 二、六七九 | 一〇・五 | |
| ダンチツヒ | 二、六八八 | 〇・七 | |
| ルクセンブルグ | 四、一二七 | 〇・七 | |
| 北米合衆国 | 四、九五八、〇一一 | 二・〇 | |
| 本 国 | 四、九三二、五〇五 | 一・六 | |
| フィリッピン | 一五、五七五 | 一九・〇 | |
| ポーターリコ | 三、六七九 | 二・四 | |
| ハワイ | 三、三七七 | 五・〇 | |
| アラスカ | 二、七三七 | 五・五〇 | |
| グアム | 一〇六 | 四・七 | |
| サモア | 四八 | 四・二 | |
| メキシコ | 九一、六〇六 | 二一・五 | |
| パナマ | 一、六八五 | 四九・九 | |
| キューバ | 四、〇三三 | 二八・五 | |
| グアテマラ | 六、四六九 | 一七・五 | |
| ハイチ | 二、一五二 | 一一・一 | |
| サルバドル | 四、五〇〇 | 七・六 | |
| ドミニカ | 一、七四三 | 二八・七 | |
| ニカラガ | 二、六八八 | 四七・二 | |
| ホンチユラス | 八三三 | 一三九・九 | |
| コスタリカ | 二、九四五 | 二〇・四 | |
| ブラジル | 一四九、八八二 | 五六・九 | |
| アルゼンチン | 三、四四、〇三五 | 八・一 | |
| コロンビア | 二、三五五 | 五五・五 | |
| ベネズエラ | 二、〇〇〇 | 六五・六 | |
| チリ | 四二、九六〇 | 一七・三 | |
| ホリビ | 一、二八七〇 | 一〇三・五 | |

| 国名 | トンネル延長 (m) | トンネル数 | 備考 |
|--------|------------|-------|----|
| ベネズエラ | 九、二〇〇 | 一一・八 | |
| エクアドル | 四、三六一 | 一〇三・四 | |
| ウルグアイ | 三六、一八八 | 五・二 | |
| パラグアイ | 五、九九九 | 六九・八 | |
| エジプト | 六、五二一 | 一五一・九 | |
| エチオピア | 四、三九八 | 一八一・九 | |
| リベリア | 三、三七七 | 二五・〇 | |
| アイスランド | 三、四九九 | 二九・四 | |
| 世界總計 | 一四、四五九、〇八六 | 九〇・〇 | |

〔註〕(a)昭和十二年三月三十一日現在、國府縣道にして自動車交通可能道路
 (b)昭和十一年三月三十一日現在、一等道路(幅員四間以上)、二等道路(幅員三間以上)及三等道路(幅員二間以上)の合計
 (c)昭和十年末現在、幅員二間以上
 (d)昭和十年末現在、幅員最狭三・六米以上
 (e)昭和十年末現在、幅員三間以上
 (f)本表所載の数字の合計なる故に面積及人口表の數字と一致せず
 (g)察哈爾を除く
 (h)ビルマを含む
 (i)ゴゾを含む
 (j)ペンバを含む
 (k)幅員四米以上
 (l)一九三二年現在
 (m)運河地帯を含む
 (n)乾燥時のみ自動車の通行し得る通路五、五八四軒及チャコに於ける軍用道路九九九軒を含む

東京新潟間自動車道路

新潟、群馬、長野三縣にまたがって標高二百四十四米の三國山にトンネルを貫き、東京、新潟間約三百キロに自動車道路を開通すべく、内務省で計畫昭和十五年の春から二百十萬圓の工費と五ヶ年繼續事業で工事を始める東京から群馬縣法師温泉までは、バスの通る國道があり、新潟からも越後湯澤附近までは矢張りバスの通る國道があるが、兩縣境に接する三國山には、結ぶつかず三國山にも道山はあるが、バスや自動車どころか、馬さへ通はぬ險路で鹿や猿などが遊び廻つてゐる文

世界各國主要道路哩數及び道路一哩當り自動車臺數

(北米合衆國商務省調査) (一九三七年一月一日現在)

| 洲名 | 面積 (平方哩) | 主要道路哩數 | 道路一哩當り車數 | 自動車臺數 | 道路一哩當り自動車臺數 |
|-------|-----------|---------|----------|-----------|-------------|
| アメリカ洲 | | | | | |
| ブラジル | 三、二八〇、〇〇〇 | 九三、一三五 | 三五・二 | 一四四、〇〇〇 | 一・六臺 |
| カナダ | 三、六八四、七二七 | 四〇九、二六九 | 九・〇 | 一、二三四、〇七一 | 〇・三 |

化に取殘された所である、滿洲國建國以來新潟港は重要な日滿交通となつてゐるのに路東京から新潟への自動車道がないといふことは國策にも反し、不便極まることなので三國山にトンネルを掘つて國道を貫通しようといふのである

このトンネルが五年のうちに完成した時は東京、高崎、前橋、澁川、法師温泉から三國山をトンネルで過ぎ、新潟縣湯澤温泉に出て鹽澤、小山、小千谷、長岡を経て信濃川にそつて新潟に出る自動車道が通じて滿洲國への交通、資材の輸送など非常に便利になる、トンネル工事ははじめるまでには飛行機を飛ばし

航空寫眞を撮影したり測量したりして研究の上實際の開き場所を決定する、トンネルは幅六米位、長さは六百米位の豫定で冬は雪の深い場所なので除雪、雪崩防止などについても最新の方法を講じ科學の粹を集める、このトンネルが通すると東京、新潟間は約三百キロとなり(鐵道は上野新潟間の上越線が三三二キロ)時速六十キロで自動車を飛ばすと、東京から五時間で新潟に達する(汽車は上越線の上野、新潟間が普通列車で九時間)

道路

| | | | | | |
|---------------|-----------|-----------|------|------------|-----|
| チリ | 二八六、二九六 | 一六、七九五 | 一〇・七 | 三八、〇三五 | 一・四 |
| メキシコ | 七六七、二五八 | 五六、九三三 | 一三・五 | 一〇五、四〇一 | 一・九 |
| ペル | 五四、八〇〇 | 一一、七八六 | 四四・七 | 一七、七九五 | 一・五 |
| 含衆國 | 三、〇六五、〇〇〇 | 三、〇六五、〇〇〇 | 一・〇 | 一八、五二〇、五五九 | 九・三 |
| ヨーロッパ | | | | | |
| ベルギー | 一一、七五四 | 一一、二四四 | 〇・六 | 二〇一、七〇〇 | 九・九 |
| チェコスロヴァキア | 五四、一九六 | 四三、五六四 | 一・二 | 一〇七、六一九 | 二・五 |
| フランス | 二二二、七三六 | 三九三、七六一 | 〇・五 | 二、一六七、〇一八 | 五・五 |
| ドイツ | 一八〇、九八九 | 二二六、六七四 | 〇・八 | 一、三七〇、三六二 | 六・三 |
| アイルランド自由洲 | 二六、九三五 | 四八、〇六六 | 〇・六 | 五七、八七〇 | 一・二 |
| イタリ | 一一九、七四四 | 一五一、三九一 | 〇・七 | 四二五、〇〇〇 | 二・七 |
| オランダ | 一三、二二三 | 一六、〇三一 | 〇・八 | 一四二、〇〇〇 | 九・五 |
| ポルトガル | 三五、七九六 | 一九、四〇一 | 一・八 | 四四、三五七 | 二・三 |
| ロシアアジア・ロシアを含む | 二四一、九二一 | 一、六八二、一〇〇 | 四・九 | 三五六、〇〇〇 | 〇・二 |
| スペイン | 一九五、〇四〇 | 七〇、七六〇 | 二・七 | 一五五、三三八 | 二・二 |
| イギリス | 八九、〇四一 | 一七八、一〇三 | 〇・五 | 二、一九八、九九四 | 二・三 |
| アフリカ | | | | | |
| アルジェリア | 八四七、五二八 | 四七、四七九 | 一五・七 | 六一、二四〇 | 一・三 |
| エジプト | 三八六、〇〇〇 | 五、〇二三 | 七七・〇 | 三〇、三二二 | 六・〇 |
| 佛領西アフリカ | 一、八五四、七二四 | 二七、三〇一 | 六八・八 | 一一、九三二 | 〇・四 |

| | | | | | |
|--------------|------------|-----------|-------|------------|-----|
| マダガスカル及レユニオン | 一三二八、七〇四 | 一三、五一七 | 一六・九 | 四、九〇〇 | 〇・三 |
| 佛領モロツコ | 一六二、〇〇〇 | 四、四五五 | 三六・六 | 三八、二八〇 | 八・六 |
| 葡領東アフリカ | 二九七、七三四 | 一七、七四五 | 一六・六 | 四、五二一 | 〇・三 |
| ニジエリヤ | 三七一、六七四 | 二一、〇一八 | 二・八 | 六、六二〇 | 〇・三 |
| 伊領ソマリランド | 一九〇、〇〇〇 | 六、二二三 | 三〇・六 | 四六四 | 〇・一 |
| 佛領ソマリランド | 五、七九〇 | 一一一 | 四四・二 | | |
| 南ア聯邦 | 四七一、九一七 | 八三、一三三 | 五・六 | 一八一、八三一 | 三・四 |
| タンガニツカ | 三七三、五〇〇 | 二四、四三三 | 一五・三 | 四、〇九〇 | 〇・二 |
| アジア | | | | | |
| アフガニスタン | 一五〇、九六五 | 一、五六一 | 一六〇・八 | 四、二七九 | 二・七 |
| アラビア | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇五五 | 九四七・九 | 三、二四一 | 三・一 |
| 英領印度 | 一、一〇七、三五八 | 二七七、四七一 | 三・九 | 八三、〇二二 | 〇・三 |
| 英領マレ | 五、六〇三 | 六、四六一 | 八・一 | 三八、九九三 | 六・〇 |
| 支那 | 四、三〇〇、〇〇〇 | 六一、四三〇 | 七〇・〇 | 四二、八六一 | 〇・七 |
| 佛印 | 一八四、九〇〇 | 二二、〇二一 | 一三・五 | 一五、五四七 | 〇・七 |
| 日本 | 二四六、三四九 | 六八五、九〇四 | 〇・四 | 一五九、〇七九 | 〇・二 |
| フィリッピン | 一一四、四〇〇 | 一〇、三八一 | 一一・一 | 四五、七七五 | 四・四 |
| 大洋洲 | | | | | |
| オーストラリア | 一、九七四、五八一 | 四八二、六四四 | 六・二 | 六九六、五七八 | 一・四 |
| 總計 | 四九、七四七、三七五 | 九、六八七、一一八 | 五・一 | 四〇、五四四、九四五 | 四・二 |